

目 次

○第1号（12月2日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	3
開会・閉会	4
町長挨拶	4
諸般の報告	4
日程第 1 会議録署名議員の指名	4
日程第 2 会期の決定	5
日程第 3 報告第12号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について	5
日程第 4 報告第13号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について	6
日程第 5 報告第14号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について	10
日程第 6 議案第49号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例	12
日程第 7 議案第50号 吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を求める条例の一部を改正する条例	14
日程第 8 議案第51号 吉岡町勤労者住宅資金利子補給条例の一部を改正する条例	19
日程第 9 議案第52号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	21
日程第10 議案第53号 よしおか温泉リバートピア吉岡及び吉岡町緑地運動公園（河川敷公園）に係る指定管理者の指定について	28
日程第11 議案第54号 吉岡町学童クラブに係る指定管理者の指定について	30
日程第12 議案第55号 道の駅よしおか温泉に係る指定管理者の指定について	

て.....	3 2
日程第13 議案第56号 平成28年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）	3 6
日程第14 議案第57号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予 算（第4号）	3 9
日程第15 議案第58号 平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正 予算（第3号）	4 1
日程第16 議案第59号 平成28年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正 予算（第3号）	4 3
日程第17 議案第60号 平成28年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)	4 4
日程第18 議案第61号 平成28年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補 正予算（第2号）	4 6
日程第19 議案第62号 平成28年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）	4 7
日程第20 同意第3号 吉岡町公平委員会委員の選任について	4 8
日程第21 同意第4号 吉岡町公平委員会委員の選任について	4 9
散 会	5 0

○第2号（12月6日）

議事日程 第2号	5 1
本日の会議に付した事件	5 1
出席議員	5 2
欠席議員	5 2
説明のため出席した者	5 2
事務局職員出席者	5 2
開 議	5 3
日程第1 一般質問	5 3
◇富岡大志君	5 3
◇竹内憲明君	7 2
◇柴崎徳一郎君	8 5
◇平形 薫君	1 0 3
散 会	1 1 8

○第3号（12月7日）

議事日程 第3号	119
本日の会議に付した事件	119
出席議員	120
欠席議員	120
説明のため出席した者	120
事務局職員出席者	120
開　　議	121
日程第 1 一般質問	121
◇金谷康弘君	121
◇五十嵐善一君	136
◇小池春雄君	150
散　　会	169

○第4号（12月14日）

議事日程 第4号	171
本日の会議に付した事件	172
出席議員	173
欠席議員	173
説明のため出席した者	173
事務局職員出席者	173
開　　議	174
日程第 1 委員会議案審査報告	174
日程第 2 議案第49号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例	177
日程第 3 議案第50号 吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備 及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正す る条例	178
日程第 4 議案第51号 吉岡町勤労者住宅資金利子補給条例の一部を改正す る条例	178
日程第 5 議案第52号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償に関する条例の一部を改正する条例	178
日程第 6 議案第53号 よしおか温泉リバートピア吉岡及び吉岡町緑地運動 公園（河川敷公園）に係る指定管理者の指定につい て	179

日程第 7 議案第 54 号 吉岡町学童クラブに係る指定管理者の指定について	179
日程第 8 議案第 55 号 道の駅よしおか温泉に係る指定管理者の指定について	180
日程第 9 議案第 56 号 平成 28 年度吉岡町一般会計補正予算（第 4 号）	180
日程第 10 議案第 57 号 平成 28 年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）	181
日程第 11 議案第 58 号 平成 28 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	181
日程第 12 議案第 59 号 平成 28 年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）	182
日程第 13 議案第 60 号 平成 28 年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	182
日程第 14 議案第 61 号 平成 28 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）	183
日程第 15 議案第 62 号 平成 28 年度吉岡町水道事業会計補正予算（第 3 号）	183
日程第 16 同意第 3 号 吉岡町公平委員会委員の選任について	184
日程第 17 同意第 4 号 吉岡町公平委員会委員の選任について	184
日程第 18 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について	184
日程第 19 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	185
日程第 20 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	185
日程第 21 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	185
日程第 22 予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	185
日程第 23 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	185
日程第 24 議會議員派遣について	186
町長挨拶	187
閉 会	187

平成28年第4回吉岡町議会定例会会議録第1号

平成28年12月2日（金曜日）

議事日程 第1号

平成28年12月2日（金曜日）午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第12号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について
(報告・質疑)

日程第 4 報告第13号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について
(報告・質疑)

日程第 5 報告第14号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について
(報告・質疑)

日程第 6 議案第49号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例
(提案・質疑)

日程第 7 議案第50号 吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(提案・質疑)

日程第 8 議案第51号 吉岡町勤労者住宅資金利子補給条例の一部を改正する条例
(提案・質疑)

日程第 9 議案第52号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(提案・質疑)

日程第10 議案第53号 よしおか温泉リバートピア吉岡及び吉岡町緑地運動公園（河川敷公園）に係る指定管理者の指定について
(提案・質疑)

日程第11 議案第54号 吉岡町学童クラブに係る指定管理者の指定について
(提案・質疑)

日程第12 議案第55号 道の駅よしおか温泉に係る指定管理者の指定について
(提案・質疑)

日程第13 議案第56号 平成28年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）
(提案・質疑)

日程第14 議案第57号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

(提案・質疑)

日程第15 議案第58号 平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

(提案・質疑)

日程第16 議案第59号 平成28年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

(提案・質疑)

日程第17 議案第60号 平成28年度吉岡町介護保険特別会計補正予算（第2号）

(提案・質疑)

日程第18 議案第61号 平成28年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

(提案・質疑)

日程第19 議案第62号 平成28年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）

(提案・質疑)

日程第20 同意第 3号 吉岡町公平委員会委員の選任について

(提案・質疑)

日程第21 同意第 4号 吉岡町公平委員会委員の選任について

(提案・質疑)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	富岡大志君	2番	大林裕子君
3番	金谷康弘君	4番	五十嵐善一君
5番	柴崎徳一郎君	6番	竹内憲明君
7番	高山武尚君	8番	村越哲夫君
9番	坂田一広君	10番	飯島衛君
11番	岩崎信幸君	12番	平形薰君
13番	山畠祐男君	14番	馬場周二君
15番	小池春雄君	16番	岸祐次君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	小渕莊作君
財務課長	大澤弘幸君	町民生活課長	中島繁君
健康福祉課長	福田文男君	産業建設課長	高田栄二君
会計課長	守田肇君	上下水道課長	笛沢邦男君
教育委員会事務局長	南雲尚雄君		

事務局職員出席者

事務局長 大井隆雄 主任 北原智子

開会・開議

午前9時30分開会・開議

議長（岸祐次君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、平成28年吉岡町議会第4回吉岡町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

町長より発言の申し入れがありましたので、これを許可します。

石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町長（石関昭君） 皆さん、おはようございます。

平成28年第4回吉岡町議会定例会の開会に当たりまして、一言挨拶をさせていただきます。

師走を迎え、このところ寒さも日増しに加わって、何かと気ぜわしいころとなりました。議員皆様には、秋の各種の行事への参加や、議員研修を重ねられ、精力的に活動されていることに深く感謝を申し上げます。

さて、本日、12月定例議会が議員皆様の出席のもと開会できますことに、心から感謝を申し上げます。

本定例会では、報告3件、議案14件、同意2件を上程させていただきました。

何とぞ、慎重審議の上、いずれも原案可決くださいますようお願いを申し上げます。

皆様方には、大変お忙しい中でございますが、よろしくお願いを申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日は大変お世話になります。

諸般の報告

議長（岸祐次君） これより諸般の報告をいたします。

お手元に配付してある書面のとおりでございますので、これをもって諸般の報告といたします。

議事日程（第1号）により、会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岸祐次君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、8番村越哲夫議

員、9番坂田一広議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（岸祐次君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託しております。議会運営委員長より、委員会報告を求めます。

小池議員。

〔議会運営委員長 小池春雄君登壇〕

議会運営委員長（小池春雄君） 報告します。

去る11月25日、全協室において、議員全員、議長、執行から町長、副町長、教育長、関係課長の出席のもと、議会運営委員会を開催し、平成28年度第4回定例会について、会期及び議事日程について審議を行いました。

本定例会会期は、本日12月2日に開会し、12月14日までの13日間とすることと決定をしました。

議事日程は、本日、町長提出議案審査、12月6日と7日に一般質問、12月8日総務常任委員会、地方創生特別委員会、12月9日文教厚生常任委員会、12月12日産業建設常任委員会、12月14日本会議最終日、委員長報告、討論、表決となります。

なお、詳細につきましては、お手元に配付のとおりです。

慎重なご審議をお願いいたしまして、委員長報告といたします。

議長（岸祐次君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの報告のとおり、会期は本日から14日までの13日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸祐次君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から14日までの13日間と決定しました。なお、日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第3 報告第12号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

議長（岸祐次君） 日程第3、報告第12号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告についてを議題といたします。

石関町長より報告を求めます。

石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町 長（石関 昭君） 報告させていただきます。

報告第12号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について。

本事案は、町道管理に起因する事故の損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分としたので、同条第2項の規定により報告をするものであります。

詳細につきましては、産業建設課長より説明させます。

議 長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

[産業建設課長 高田栄二君発言]

産業建設課長（高田栄二君） 本事案は、別添専決処分書のとおり、損害賠償の額5,460円、損害賠償の相手方の住所、氏名ともに記載のとおりであります。

事故の状況であります。平成28年8月23日、午後3時30分ごろ、吉岡町大字大久保140番地1付近の町道において、道路を横断しているグレーチングの継ぎ目のすき間に自転車の前輪及び後輪がはまり、タイヤを損傷したものであります。

このたび、町と損害賠償の相手方の当事者の間で示談が成立し、和解となりましたので、ここに報告をするものでございます。

示談の内容につきましては、町が損害賠償の相手方に金5,460円を支払う義務があることを認め、これを相手方が指定する口座に支払い、当事者間には一切の債権・債務関係がないことを確認いたしました。

なお、損害賠償金額5,460円は、町が加入している全国市町村総合賠償保険から支払われております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長（岸 祐次君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議 長（岸 祐次君） 質疑なしと認めます。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第4 報告第13号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

議 長（岸 祐次君） 日程第4、報告第13号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町 長（石関 昭君） 報告いたします。

報告第13号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について。

本事案は、道路除草作業中に生じた事故の損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分としたので、同条第2項の規定により報告をするものであります。

詳細につきましては、産業建設課長より説明をさせます。

議 長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

[産業建設課長 高田栄二君発言]

産業建設課長（高田栄二君） 本事案は、別添専決処分書のとおり、損害賠償の額18万1,440円、損害賠償の相手方は、住所、氏名とも記載のとおりでございます。

事故の状況ですが、平成28年9月26日午後3時ごろ、吉岡町大字大久保498番地1付近の町道において、道路除草作業中に誤って異物が飛散してしまい、道路を北に向かって走行中の車両の左側ドアの塗装面を損傷したものです。原因につきましては、作業員の注意が十分に行き届かなかつたことにより発生した事故であります。

このたび、町と損害賠償の相手方との当事者間で示談が成立し、和解となりましたので、ここに報告するものであります。

示談の内容につきましては、町が損害賠償の相手方に、金18万1,440円を支払う義務があることを認め、これを相手方が指定する口座に支払い、当事者間には一切の債権・債務関係がないことを確認いたしました。

なお、損害賠償金額18万1,440円は、町が加入している全国市町村総合賠償保険から支払われております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

議 長（岸 祐次君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小池議員。

[15番 小池春雄君発言]

15番（小池春雄君） 今、異物が飛散したということなんすけれども、実質はどういうことだったのか、ちょっとわかりにくいんですね。もう少しあわかる説明をお願いします。

議 長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

[産業建設課長 高田栄二君発言]

産業建設課長（高田栄二君） 道路の除草作業につきましては、9月で、石が飛散したことがあったんですけども、今回につきましては、道路の際に置いてある麻袋に備えてあるもの、要

するに土のうに誤って刃がひつかかって、土のうの生地のすき間が飛んで、車の塗装面に当たって傷がついたという状況でございます。

以上です。

議長（岸祐次君） 小池議員。

[15番 小池春雄君発言]

15番（小池春雄君） 前回も除草作業中似たようなケースがありました。そのときは「飛散しないようにガードもしてやりますよ」という話でしたよね。そうすると、本来であればそういうことは避けられる事故なんですけれども、またそれが続けざまにあるということはどういうことなんでしょうか。

議長（岸祐次君） 高田産業建設課長。

[産業建設課長 高田栄二君発言]

産業建設課長（高田栄二君） 9月の議会の対応を受けまして、実際には、ブルーシートを移動せながらやっていたんですけども、やはり石というところに注意が行き渡ってしまっておりまして、袋のかけらが飛ぶというところまでの注意力が足らなかったという部分がございました。結果を受けまして、作業員の派遣元のシルバー人材に申し入れをさせていただきまして、派遣講習等を行っていただいたところでございます。注意もしくは今後の再発防止についての申し入れを9月以降も行ったところなんですけれども、今回このようなことが起こってしまったことを捉えまして、刈り払い機作業取り扱い作業者というところの講習を専門的に行っている機関があるとの情報を得ましたので、作業に当たっていただく方には全員こういう指導を受けてもらったところでございます。

今後とも監督等には気をつけて、十分の配慮を行っていきたいと考えております。

議長（岸祐次君） 小池議員。

[15番 小池春雄君発言]

15番（小池春雄君） 浩みません。もう一度、事故の内容に立ち入りますけれども、今、聞いた話ですと、土のうの中は砂ですよね。それで草を刈っていて、刃が当たったとしても、飛ぶのは砂ぐらいの感じがするんですけども、土のうは袋でできたものですから、飛ぶものがいるような気がするんですけども、土のうの中にはほかのものを入れておくということはないでしょうし、そこはどういう事故だったのか、普通考えますと砂ですから、それと袋ですから、砂が飛ぶ程度では事故にはならないんですけども、事故の状況が見てこないんですけども、もう一度お願いします。

議長（岸祐次君） 高田産業建設課長。

[産業建設課長 高田栄二君発言]

産業建設課長（高田栄二君） 土のうの袋が少し湿っているような状況になっておりまして、水を含

んでいたというように写真上は認められまして、そちらが、たまたまなんですけれどもこれから納車をする新車に、ボディーのコートをした新車に当たってしまったものですから、傷が大きくついたというような状況です。確かに、議員ご指摘のとおり、砂が飛んだぐらいでなんですけれども、大きく繊維のかけらが水を含んだ状態で飛んだので傷が目立ってしまったというような状況になっております。

以上です。

議長（岸祐次君）ほかにございませんか。

山畠議員。

〔13番 山畠祐男君発言〕

13番（山畠祐男君）質問の趣旨は小池議員と大体似ているんですけども、例えばネクスコとか、場合によってはJRなんかの道路除草については、必ずネットでガードしている。吉岡のシルバーの人たちがやっているのを見ると、一部はやっているんでしょうけれども、私の見る限りではそういうことはない。むしろチェーンソーがひつかかって、ぐっと振ってしまうのを見たことがあります。たまたま人がいたら本当に大けがをしてしまうと思うんですね。たまたま今までこれは全部物損だからいいけれども、例えば小石が飛んで目に当たったら失明になる。これはちょっと言い過ぎですけれども、そんなことがありますので、講習会を受けたということのお話ですけれども、今後やはりネットでガードするとか、ちょっと時間なりお金かかると思うんですけども、損害賠償とかそういうのを考えると、そこまでやるべきではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（岸祐次君）高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君）ご指摘のとおり研修をすればいいというような考えではなくて、今までの体制でもし安全確保が難しいようでしたらということで増員のほうの要望もあわせてさせていただきながら、刈り払い機の取り扱い作業者ということで講習等についてもシルバーのほうに申し入れをして研修等充実させていただく中で、また、現場監督に当たっております当課の職員についても、作業に当たっては、毎朝日報等も提出させて、確認をしているところでありますので、注意喚起のほうをきめ細かに行っていきたいと考えております。

議長（岸祐次君）ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸祐次君）質疑なしと認めます。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第5 報告第14号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

議長（岸祐次君） 日程第5、報告第14号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 報告いたします。

報告第14号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について。

本事案は、町道管理に起因する事故の損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分としたので、同条第2項の規定により報告をするものであります。

詳細につきましては、産業建設課長より説明をさせます。

議長（岸祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 本事案は、別添専決処分書のとおり、損害賠償の額60万4,703円、損害賠償の相手方は、住所・氏名とも記載のとおりであります。

事故の状況であります。平成28年8月27日午後3時ごろ、吉岡町大字漆原155番地1付近の町道において、のり面からの落石が通行中の車両に当たり、当該車両の右側後方ドア及び車体の一部を損傷したものです。

このたび、町と損害賠償の相手方との当事者の間で示談が成立し、和解となりましたので、ここに報告するものであります。

示談の内容につきましては、町が損害賠償の相手方に金60万4,703円を支払う義務があることを認め、これを相手方が指定する口座に支払い、当事者間には一切の債権・債務関係がないことを確認しました。

なお、損害賠償金額60万4,703円は、町が加入している全国市町村総合賠償保険から支払われております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（岸祐次君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） この話もちょっと尋常ではない話なんですけれども、これは通行中の車ですか、それとも停車中の車ですか。落石があったということなんですけれども、その後の

落石の場所というのは今どうなっているのかというのと、今後またこの吉岡町ではほかにも可能性としてそのおそれのある場所というのはどうですか。

議長（岸祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） こちらの場所につきましては、利根川の河川敷におりていく道になります。落石の危険のあるようなほかの場所については、当然、崖を全部点検しているわけではありませんので、落石の危険がある場所の把握が何カ所というのではなく実際には申し上げられませんが、一番落石の危険のある場所というのは、主に船尾滝周辺の林道、その辺のところについては、常にこのような落石の危険がある状況となっておりまして、一部は通行を制限しているというところでございます。

今回の場所が現状どうなっておるかということにつきましては、こちら、切り通しとなっておりまして、現道のところは、下のほうは間知ブロック等で押さえてあるんですけども、上方の面につきましては、民有地になっておりまして、土砂が流出しているような状況でございますが、大きな石が目立っているというようなところではございません。ただ、確実に石が落ちないのかというと、それはもう絶対という表現は使えないものですから、町といたしましても、民有地ではあるんですが、適切な面保護についてどうにか手段はないかということで、県の林業事務所等に相談を持ちかけておるところでございます。民有地なので基本的には自己管理にはなるんですけども、町道の安全確保の面から引き続き林業事務所と協議しながら、円滑な防止策を探ってまいりたいと考えております。

以上です。

議長（岸祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 石垣があって、その上が民有地で、その民有地から道路に落石があったということなんすけれども、これは先ほど県と話をしてという話でしたけれども、本来であると、第一義的な責任というのはその土地所有者と町との関係、下に町道があって、上が民有地だというと、その辺の責任の所在というのは本来はどうなっているのか、どうあるべきなのか、どうすべきなのかということが大変重要だと思うんですけども、今後また似たようなケースが発生しかねないんですけども、そのときの責任のあり方というのは、本来はどうあるべきものなのか。それについてこれまでの町の対応、検討についてお答えをお願いします。

議長（岸祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 今までの対応についてなんすけれども、道路、河川等が災害により

機能を失われた場合には、管理者としてはその機能を回復する義務を負っております。そんなことから、今回も町道上の事故という範囲での対応となっております。そして、民地への対応でありましたが、続けて被害が及ばないような対策を講じているところなんですが、基本的には自己管理と言いつつも、公道上で起きた事故という面で、ケース・バイ・ケースにはなってくるかとは思うんですけども、基本的には現地をよく調査した上で、お互いの責任割合を考えることになろうかと思います。ただ、今回の急傾斜地につきましては、その所有の形態等も河川際ということで把握しにくいということで、一義的に土地所有者が誰ですという明確な境界を特定することができないという面と、被害に遭われた方に対する責任を果たす意味で早目の処理と、管理上の責任を負ったということでの御理解をお願いしたいと考えます。

以上です。

議長（岸祐次君）ほかにありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岸祐次君）質疑なしと認めます。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第6 議案第49号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例

議長（岸祐次君）日程第6、議案第49号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町長（石関昭君）提案申し上げます。

議案第49号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する等の法律による改正のため、吉岡町税条例等の一部を改正する必要が生じたもので、提案させていただくものでございます。

なお、詳細につきましては、財務課長をして説明させますので、よろしく審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岸祐次君）大澤財務課長。

[財務課長 大澤弘幸君発言]

財務課長（大澤弘幸君）今回の改正の主な内容につきましては、1つ目は、延滞金に係る最高裁判決を踏まえた法改正に伴う所要の改正、2つ目は、特定一般用医薬品等の購入費を支払っ

た場合の医療費控除の特例の新設に伴う所要の改正、3つ目は、地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例の新規追加に伴う所要の改正、4つ目は外国居住者等所得相互免除法の改正に伴う所要の改正でございます。

それでは、新旧対照表により説明させていただきますので、A4判横の吉岡町税条例新旧対照表第1条による改正の1ページをごらんください。

下線のあるところが改正する箇所でございます。右が旧で現行、左が新で改正後でございます。

初めに、1ページから2ページにかけての第19条の下線部分の改正は、延滞金に係るもので「増額更正に係る税額と減額更正に係る税額との差額について、当初の法定納期限の翌日から増差税額の納期限までの期間に係る延滞税は発生しない」という最高裁の判決を踏まえた法第326条の改正に伴う規定整備となっております。

次に、2ページ下段から5ページ上段にかけての第43条の各項の下線部分の改正は、先ほどと同様延滞金に係るもので、普通徴収に係る個人の町民税の賦課額の変更または決定及びこれに係る延滞金の徴収についての法第321条の2の改正に伴う規定整備です。

次に、5ページ中段から7ページにかけての第48条各項の下線部分の改正は、やはり先ほどと同様延滞金に係るもので、法人の町民税の申告納付に係る延滞金の計算方法についての規定の整備です。

続きまして、7ページ下段から10ページ中段にかけての第50条各項の下線部分の改正は、先ほどと同様延滞金に係るもので、法人の町民税の更正または決定があった場合の不足税額の徴収及びその延滞金の計算方法についての規定の整備です。

次に、10ページ中段から下段の附則第6条の下線部分の改正は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の新設に伴う改正です。これはいわゆるスイッチOTC医薬品と呼ばれる医師の処方箋がなくても購入できる医療用から転用された一定の一般用医薬品を一定額を超えて購入した場合の医療費控除の特例の新設についての規定整備です。

次に、11ページの附則第10条の2の下線部分の改正は、法律の定める範囲内で地方公共団体が税の特例措置の内容を条例で定めることができる地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例の新規追加による規定の整備です。

次に、11ページ下段から21ページまでの附則第20条の2、第20条の3の下線部分の改正は、外国居住者等所得相互免除法の改正に伴うもので、特例適用リストまたは特例適用配当等について条例において取り扱いを規定するものです。海外金融機関等に係る利子所得、海外株式等に係る配当所得を有するものに対し、分離課税で所得の3%の町民税の所得割を課すものです。

次に、最後のページ、吉岡町税条例新旧対照表第2条による改正の1ページをごらんください。

附則第6条第7項下線部分の改正については、延滞金に係る法第326条の改正に伴う第19条の規定の整備です。

続きまして、議案書の本文に戻っていただきまして、6ページ中段の附則をごらんください。

第1条といたしまして、施行期日ですが、この条例は平成29年1月1日から施行する。ただし、第1条中、吉岡町税条例附則第6条の改正規定及び次条第2項の規定は、平成30年1月1日から施行するというものです。

第2条は、町民税に関する経過措置でございます。

7ページの第3条は固定資産税に関する経過措置でございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（岸祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岸祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第49号は、総務常任委員会に付託します。

日程第7 議案第50号 吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を求める条例の一部を改正する条例

議長（岸祐次君） 日程第7、議案第50号 吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を求める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町長（石関昭君） 説明申し上げます。

議案第50号 吉岡町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本条例の改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、健康福祉課長をして説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岸祐次君） 福田健康福祉課長。

[健康福祉課長 福田文男君発言]

健康福祉課長（福田文男君） 本条例の改正は、法令の一部改正により小規模な通所介護事業所「利用定員19人未満」については、少人数で生活圏域が密着したサービスであることから、地域との連携や運営の透明性の確保、また、市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要性があるため、平成28年4月1日から「地域密着型通所介護」として地域密着型サービスに移行しました。

また、療養通所介護は、看護が必要となる通所で、定員が9人以下のサービスであります、これにつきましても、地域密着型に加わったものでございます。

市町村における指定基準の条例制定につきましては、施行から1年間の経過措置が設けられていることから、本定例会に上程をさせていただきました。

なお、現在本町における通所介護事業施設は、12施設あり、そのうち今回改正により地域密着型通所介護となった定員19人以下の施設は2施設ございます。

療養通所介護施設につきましては、現在本町にはございません。

本条例の改正は、地域密着型サービスに加わった地域密着型通所介護に関する基準のほか、療養通所介護を附隨し、加え、関連した所要の改正を行うものでございます。

それでは、説明をさせていただきます。

新旧対照表の1ページをごらんください。

右の旧が現行、左の新が改正案ということでお願いするものでございます。

まず、「第3章」の次に「第3章の2」として「地域密着型通所介護」の基準等を第1節の基本方針から第5節第4款の運営に関する基準までの見出しを加えます。

2ページの第14条は、第67条を削り、地域密着型通所介護の基準である第59条の6、第59条の28、第59条の29に改めるものでございます。

第30条及び第54条は、引用する項目を改めるものでございます。

次に、3ページ、新たに加わった「地域密着型通所介護」を第3章の2としまして、地域密着型通所介護に係る基準を、第59条の2から第59条の38までの全37条を加えるものでございます。

第1節の「基本方針」を第59条の2といたします。

第2節の「人員に関する基準」を第59条の3及び第59条の4とし、「従業員の員数」6ページの「管理者」を定めます。

7ページ、第3節の「設備に関する基準」の「設備及び備品等」を第59条の5とします。

8ページの第4節の「運営に関する基準」を第59条の6から第59条の20までとし、「心身の状況等の把握」、「利用料等の受領」、10ページの「指定地域密着型通所介護

の基本取扱方針」、「指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針」、11ページの「地域密着型通所介護計画の作成」、12ページの「管理者の責務」、「運営規程」、13ページの「勤務体制の確保等」、14ページの「定員の遵守」、「非常災害対策」、「衛生管理等」、「地域との連携等」、16ページの「事故発生時の対応」、「記録の整備」、17ページの「準用の規定」を定めるものでございます。

第5節は、「指定療養通所介護の事業の基本的方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」として、療養通所介護の基準を第1款から第4款までを加えます。

第1款の「この節の趣旨及び基本方針」を、第59条の21及び第59条の22とし、「この節の趣旨」、18ページの「基本方針」を定めます。

第2款の「人員に関する基準」を第59条の23及び第59条の24とし、19ページの「従業員の員数」、「管理者」を定めます。

20ページの第3款の「設備に関する基準」を第59条の25及び第59条の26とし、「利用定員」、「設備及び備品等」を定めます。

第4款の「運営に関する基準」を第59条の27から第59条の38までとし、「内容及び手続の説明及び同意」、21ページの「心身の状況等の把握」、「指定居宅介護支援事業所等との連携」、22ページの「指定療養通所介護の具体的取扱方針」、23ページの「療養通所介護計画の作成」、24ページの「緊急時の対応」、25ページの「管理者の責務」、26ページの「運営規程」、「緊急時対応医療機関」、27ページの「記録の整備」、28ページの「準用の規定」を定めるものでございます。

29ページの第60条は、括弧書きを削り、第67条及び第68条の削除につきましては、第80条の「準用規定」で、「地域密着型通所介護」の規定を準用いたします。

31ページの第69条は、第67条を削除したため「単独型・併設型」を加えるものでございます。

32ページの第72条及び第74条から35ページの第78条の2までの削除につきましては、第80条の「地域密着型通所介護」の規定を準用いたします。

32ページに戻りまして、第73条は、第75条を削除したことによるものでございます。

35ページの第79条は、「地域密着型通所介護」の規定を準用するものでございます。

36ページの第80条の「認知症対応型通所介護の準用規定」に、「地域密着型通所介護」の規定を加え準用するものでございます。

第105条の削除につきましては、第108条の「地域密着型通所介護」の規定を準用いたします。

37ページの第107条は、「地域密着型通所介護」の規定を準用いたします。

38ページの第108条の「小規模多機能型居宅介護の準用規定」に「地域密着型通所介護」の規定を加え準用するものでございます。

39ページの第127条は、「地域密着型通所介護」の規定を準用するものでございます。

第128条の「認知症対応型共同生活介護の準用規定」に「地域密着型通所介護」の規定を加え準用するものでございます。

40ページの第147条は、「地域密着型通所介護」の規定を準用するものでございます。

第148条の「地域密着型特定施設入居者生活介護の準用規定」に「地域密着型通所介護」の規定を加え準用するものでございます。

41ページの第150条に地域密着型通所介護事業所を加えるものでございます。

第175条は、「地域密着型通所介護」の規定を準用するものでございます。

42ページの第176条の「地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の準用規定」及び第188条「ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設の準用規定」に「地域密着型通所介護」の規定を加え準用するものでございます。

44ページの第200条は、「地域密着型通所介護」の規定を準用いたします。

第201条の「看護小規模多機能型居宅介護従業者の準用規定」に「地域密着型通所介護」の規定を加え準用するものでございます。

なお、今回新たに地域密着型通所介護を加えるに当たり、国が定める基準を基本的な考え方とし、定めるものであります。

参照すべき基準につきましては、16ページの第59条の19の「記録の整備」及び27ページの第59条の37の「記録の整備」の条項に「その完結の日から5年間保存しなければならない。」と定めております。

国基準では、2年間としておりますが、地方自治法の「金銭債務の消滅時効」の規定による期間を適用しまして、「5年間」としたものでございます。

議案書の15ページをお願いいたします。

附則としまして、1、この条例は、平成29年1月1日から施行する。

2（経過措置）としまして、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、整備法附則第1条第6号に掲げる規定の施行日の前日までに、厚生労働省令で定める別段の申し出を行った上で、この条例の施行日から吉岡町指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下、「指定地域密着型サービス条例」という。）第82条第7項に規定するサテライト型指定小規

模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、指定地域密着型サービス条例第86条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（岸祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 今、るる説明があつたわけありますけれども、地域密着型通所介護、特にこの辺ですけれども、ここに基準等が随分、人員に関する基準あるいは設備に関する基準、運営に関する基準、それから指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備、運営に関する基準と、基準はたくさんあるわけですけれども、実際、そういう施設ができる、あるという中で、町の条例ですから、そうすると、そういう施設に対して今後どのような形でそこにかかわっていくのか、条例ですから、決まり事があれば、それは守っていただくわけですから、まずでもそのとおりにちゃんとしっかりとしているかどうかというそこのチェックというのは全て町が立ち入って、当然、書類審査もあるでしょうけれども、この基準に合わせて落ち度なく実施されているかどうかというものをチェックするのが町だと思うんですけれども、その部分というのは、果たして今の町の体制でそのことが十分に果たして行つていけるかどうかということが、私は一番の問題だと思っているんですよ。こう長々今課長から説明されましたけれども、これはこういうことなんだなと理解できた人はほとんどいないと思うんですよ。

しかし、今度はこういう地域密着型通所介護施設等ができます。そうすると、その中にちょうどこの基準がこれに合っているかどうか、絶えずそれを点検しなければならないわけですよね。その辺がだから、実際の話、職員がどこまで把握できて、やはり条例に基づいてちゃんとやっていかなければならないかということは、これまでも介護施設とかいろいろなところでいろいろな事件が起きます。そうすると、どこに問題があつたかというと、そういう決まり事があるにもかかわらず、規定に基づいて運営がされていなかつたためにこういう事故が起きましたということが、よくあるケースですね。ですから、そういう「仏をつくって魂を入れず」ということがあってはならないとは思うんですけども、それだけに、これからの大変な時期に入っていくかと思うんですけども、そこの準備、体制、その辺の緊張感がどうなっているかという、さわりの部分ですけれども、今、わかる範囲で答えていただければと思いますけれども。

議長（岸祐次君） 福田健康福祉課長。

[健康福祉課長 福田文男君発言]

健康福祉課長（福田文男君） 議員の言うとおりでございますけれども、今まで県が指定をしていたものがこの19人未満のデイサービスですけれども、町が指定をするということで、平成28年4月1日からなったわけでございます。今まで地域密着サービスにおいては、認知症のグループホームが2施設あるわけでございます。この監督、現地で書類等のそいつた審査を行っているわけでございます。これは本来、2年に1回隔年で行えばいいというような形になっておりますけれども、吉岡町としては、毎年この2施設につきまして実施しておるわけでございます。なぜ2年に1回を毎年やっているかというと、携わる者の経験値、そいつたものを上げていく、また、施設との関係も築いて、良好な運営をしていただくために、そいつたことを今しているわけですけれども、今回新たに加わった施設が2施設ということでございますので、これにつきましては、現状の人員等も厳しいところもあるわけですけれども、行っていけるかなというふうには感じているところであります。

ただ、これがもっとふえてくるということになると、そこまで施設のほうの監査が行えるかというところは疑問がございますので、そいつた場合には、また上のほうと相談をさせていただきまして、施設の適正な運営ができるような体制をまたお願いしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（岸 祐次君） ほかにございますか。

[「なし」の声あり]

議 長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第50号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第8 議案第51号 吉岡町勤労者住宅資金利子補給条例の一部を改正する条例

議 長（岸 祐次君） 日程第8、議案第51号 吉岡町勤労者住宅資金利子補給条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第51号 吉岡町勤労者住宅資金利子補給条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、給与所得者が金融機関から資金を借り入れ、住宅新築を行った場合、返済

すべき利子に対して補給する制度ですが、現下の日銀による低金利政策を受け、補給限度利率が交付利子を上回ってきていることに加え、対象金額も実態に即していないことから、「吉岡町勤労者住宅資金利子補給条例」の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、産業建設課長より説明をさせますので、審議の上、可決いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

[産業建設課長 高田栄二君発言]

産業建設課長（高田栄二君） それでは、議案第51号 吉岡町勤労者住宅資金利子補給条例の一部を改正する条例について、町長の補足説明をさせていただきます。

吉岡町住宅新築資金利子補給制度は、給与所得者で、金融機関から資金を借り入れ、町内に専用住宅を新築し、この住宅を生活の根拠とする方を対象に、金融機関から借り入れた金額のうち300万円を限度として年利1.5%を上限に利子補給をする制度でございます。なお、現在は利子補給の期間は3年でございます。

ちなみに制度発足当時36年前の昭和55年の公庫融資基準金利は年利5.5%でありました。しかし、日銀の低金利政策を受け、平成28年度当初には年利1.88%まで低下しております、さらにことしの10月現在で1.23%と、1.5%を下回るような状況となっております。

そこで、現下の低金利情勢に見合ったものにするため、年利1%を上限とするほか、その分金融機関から借り入れた金額を36年前の300万円から実態に合った1,000万円を限度としたいと考えております。あわせて、利子補給期間も取得後1年としたいと考えております。

それでは、新旧対照表をごらんください。

右側が現在の条例、左側が新しいほうの条例となります。

第4条の規定につきましては、文言の整理を行うものでございます。

第5条の規定につきましては、交付額の限度額を「300万円」から「1,000万円」に引き上げ、上限金利を「1分5厘」から「1分」へ変更するものでございます。第2項の規定では、利子補給の期間を「3年」から「1年」とするものでございます。

第6条の規定につきましては、「3年」の利子補給期間を「1年」に改めることから、「毎年当該年度分を」という部分を削除するものでございます。今まで毎年年度分についていろいろな勤労者である実態等の報告を求めていたわけでありますが、単年度ということで、この部分を削除するということになります。

第8条の規定につきましては、文言の整理ということであります。職業として実態を調

査させるとというよりも、町の仕事として調査するものですから、職員をしてという部分は必要ないことということで、文言の整理をさせていただくということです。

第9条の規定については、第2項の規定につきましては、今まで3年間の交付をしていた関係上、年度当初、初めて利子の支払いを行って、初めて申請をされた方が2年度、3年度のうちに住宅を処分される、あるいは転居されるというところの部分に関しての説明を求める規定があったわけですけれども、その部分を、今回単年度ということで削除をするものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議 長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小池議員。

[15番 小池春雄君発言]

15番（小池春雄君） 今回のことにおいて「300万円」の枠を今の金額を多くして、そしてなおかつ「1分5厘」を「1分」にということで、借りやすく、利用しやすく、低金利時代に合ったものに改めるんでしょうけれども、このことによって、町で想定している、このぐらいの人が利用するのではないかというような計算をしていると思うんですけども、どのくらいを、何人ぐらいを、何件くらいを見込んでいますか。

議 長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

[産業建設課長 高田栄二君発言]

産業建設課長（高田栄二君） 現状の利用率の推移を見ますと、毎年実態の借りている方総額はわからないんですけども、勤労者ということの枠組みの中での申請をいただいている方がおむね70件から80件というところでございますので、その枠内で考えております。

議 長（岸 祐次君） ほかにございませんか。

[「なし」の声あり]

議 長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第51号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第9 議案第52号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議 長（岸 祐次君） 日程第9、議案第52号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第52号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

本議案は、農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会の報酬額を見直すとともに、農地利用最適化推進委員の報酬額を定める必要があるため、所要の改正をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては、総務政策課長より説明させますので、審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議 長（岸 祐次君） 小渕総務政策課長。

[総務政策課長 小渕莊作君発言]

総務政策課長（小渕莊作君） それでは、説明させていただきます。

吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

平成28年第3回定例会において可決していただきました「吉岡町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例」によりまして、農業委員の選出方法及び定数の見直し、並びに農地利用最適化推進委員の新設が行われました。

本議案はこの条例改正に関連して、農業委員会等に関する法律の改正に伴い農業委員選挙が廃止されたことにより、農業委員選挙の選挙人名簿の調整を担っていました農業委員補助員兼農家台帳調査委員を廃止するとともに、農林水産省の指導により農業委員の報酬額を見直し、農地利用最適化推進委員の報酬額を定める必要があるため、条例の改正をお願いするものでございます。

なお、農業委員補助員兼農家台帳調査員の廃止につきましては、平成29年4月1日の施行となっております。

また、農業委員等の報酬額の見直し及び農地利用最適化推進委員に係る改正につきましては、現在の農業委員の任期満了が平成29年4月26日ですので、平成29年4月27日からの施行となっております。

それでは、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

右側の旧とあるのが現行で、左側新とあるのが改正案でございます。

農業委員会長「41万円」を「52万円」に、農業委員会長職務代理を「26万6,000円」を「34万円」に、農業委員を「25万8,000円」を「33万円」に改め、農地利用最適化推進委員「32万5,000円」を新設し、先ほど説明させていただきましたように、農業委員補助員兼農家台帳調査員を、廃止に伴い表中から削除するものでございました。

ざいます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議 長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

五十嵐委員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4 番（五十嵐善一君） ただいま説明いただきまして、農業委員会法の改正に伴い農業委員の報酬額を見直したということでありますけれども、現行のこの報酬額に対して、引き上げ率等を計算してみると、会長が26.8%、職務代理が27.8%、農業委員会は27.9%、かなり高い引き上げ率、3割弱ということですね。この非常勤の特別職公務員ということを考えてみると、私、7日に一般質問でさせていただこうと思っているんですが、例えば消防団、これも非常勤特別職の公務員ですけれども、この消防団の報酬等を見てみると、それに比べてかなり今回、額が大きくなっている。そんなことで、果たしてこの額が今の説明だけで妥当なのかどうか、私、個人的になんですかけれども、ちょっと判断しかねるのでお尋ねしたいのですが、今回そもそも新農業委員法の施行に伴って新設される農地利用最適化推進委員、この方の報酬をどのくらいにするかということでいろいろと議論されていたと思うんですね。そして、県内町村の動向等も勘案しながらやったのか、また農業委員になりますと、仕事の面で、従来の農業委員に比べて、必須事務というのがふえてくる。そんなことから、そういう労力がふえるということで、上げるのはやむを得ないと思うんですけれども、県内のほかの町村等の動向を見ながらこの額が出されたのか、その辺のところをこの数字が導き出された経緯についてご説明願えればと思います。

議 長（岸 祐次君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕莊作君発言〕

総務政策課長（小渕莊作君） 今回のこの改正、確かに議員おっしゃるように金額の率的にも引き上げ額が大きいということでございます。この間、審議会を開きまして説明させていただいた中で、最終的には今回の上程させていただいた金額ということで答申をいただいているわけですけれども、その経緯を申し上げますと、最初に第1回審議会を開いて、当然審議会の中で町の考え方を出して審議をしていただいたわけですけれども、その中でも、今回上程しているほどの額ではないですけれども、一応引き上げの予定で提案させていただいて、審議をしていただいたということになっているわけですけれども、それをまた実際は第3回9月議案に提案する予定でおったわけですけれども、途中で、国の農林水産省から「農業委員会の適切な新制度への移行について」という指導、通知がありまして、農業委員の報酬を、最適化推進委員も含めてですけれども、報酬額を引き上げるという、そういう

った指導がありました。

それを受けまして、9月議会に上程せずにもう1回審議会を開くということにさせていただいたわけですけれども、引き上げるといったときにも、新しい交付金を設けたという中で、その交付金について群馬県の農業構造政策課が、吉岡町については115万円2,000円という試算をされたと。それが農業委員なり、最適化推進委員に配分されるということが打ち出されていますので、今回、第2回の審議会の中でそれを加えた現行の報酬額に配分した報酬額ということで審議させていただいて、審議会でそれを全会一致で了承していただいたと。それを答申という形ということになっています。今回それを上程させていただいたのがこの52万円、34万円、32万5,000円という形でございます。

第1回の審議会の中でも高いのではないかとの指摘は受けました。ただ、農業委員会制度が変わって、農業委員さんと最適化推進委員さんと分かれて、その中でそれぞれの人数がここで減らされて、少ない。現行16人から8人の減少で、最適化推進委員も8名を予定しているという中では、それぞれの業務分担的な部分も分かれますけれども、町の農地転用も県内の中では高い方の農地転用件数がありますので、そういったことからすると、それぞれの分野の責任の負担も加味すると適正で、決して一般の町村から見ても高いほうではないという説明をさせていただいて、その後、第2回でこういった国からの指導があった中で、交付金も交付しますということを加味させていただいた上で了承したことなどでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（岸祐次君） 五十嵐委員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4 番（五十嵐善一君） 今、総務課長からの説明で、交付金が115万2,000円ほど配分されるということで、それを農業委員とか、農地利用最適化推進委員の報酬のほうに上積みするということでは理解できました。ただ、この交付金というのは、今年度は確かに交付されますけれども、次年度以降というのは何か保証的なものはあるんでしょうか。例えば、よくやるやり口で、初年度だけ出して、後から各地方でやりなさいよなんていうケースが多くあると思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

議長（岸祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） こちらの交付金につきましては、均等割と実績割という構成を今年にとっています。吉岡町については、今年度制度移行をしておりませんので、均等割部分のみの内示率が示されておるところでございます。条文の附則等についても、将来にわたっての何年までですよという記載はありませんが、確実にそうだというところは法律を決めている主体の考え方でありますので、ここでお話をできる内容ではございませんので、ご

了承をお願いしたいと思います。

議 長（岸 祐次君） ほかにございませんか。

山畠議員。

[13番 山畠祐男君発言]

13番（山畠祐男君） この法律について、現在16名から8名になるとした場合に、1人に対する責任の重さというのがやはり重くなってくると思うんです。ということを考えれば、この金額はむしろ低いかなというぐらいには思うんですが、吉岡町の農業委員の皆さんが真剣に議論して出した結果が、上に上がっていってふるいにかけられておりてくるということが過去にあったと思うんです。今もそういう制度かなと思うと、逆に農業委員さんそのもの自体の存在意義というものがもう少し有意義なものにしなければいけないかなというふうに思うんです。町としてどうする、どういうこういうではないと思うんですけども、少なくとも吉岡町の農業委員さんが出した結果が尊重される方向でいくならば、この金額でも十分だと、むしろ安いぐらいだと思うんですけども、その辺、上層部の制度そのものはどうなんでしょうか、お尋ねします。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

[町長 石関 昭君発言]

町 長（石関 昭君） この皆さんもご存じのとおり、農業委員会法が改正になるということで、新しく報酬を考えるということで、今、山畠議員が言われたことがちょっと理解できないんですけども、もう一度言っていただけますか。

議 長（岸 祐次君） 山畠議員。

[13番 山畠祐男君発言]

13番（山畠祐男君） 吉岡町の農業委員会で転用許可するという形で県のほうに上がっていると。そうした場合に、県のほうが必ずしもそのとおりではなくて、ノーというふうに不許可という形でもう一度再考しなさいという指導があると思うんです。それは違うと思うんですよね。吉岡町で真剣に考えて、町の政策、そういったものも加味しながら結論を出していくと思うんです。私が農業委員を経験しているときには、結構そういうものがあったんですね。例えば、十あって、その結果が十そのまま尊重されるのではなく、かなり手直しされてくるというのがありました。多分現在もそういう形になっていると思うんです。それのところをどうなのかなということなんです。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

[町長 石関 昭君発言]

町 長（石関 昭君） その件につきましては、担当課長より答弁させます。

議 長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

[産業建設課長 高田栄二君発言]

産業建設課長（高田栄二君） 議員、ご指摘のとおり、第5条の許可、そのあたりについて、町のほうで許可をおろしても、また差し戻し、あるいは農業振興地域整備に関する農業振興地域の計画変更についても同じような事態が生じているというのは、今現在も変わることではありません。

ただ、今回、農業委員会の制度の中で、パンフレット等の持ち合わせがございませんが、その中の説明会等でもご案内させていただきましたが、農業委員会の制度について、あるいは農地をめぐる諸制度についての意見提出制度というものが新たに法律の改正とともに創設されました。そのような制度を用いて、新たに選出される農業委員さんだけではなく、現行の農業委員さんでもできることなんですけれども、何分、回数は限定はされてはいるものではございますが、そういう意見を提出する機会というものが新たに認められましたので、町の総体的な土地利用その他を勘案しながら、そういったものを利用して意見を提出していくという可能性については道が開けておりますので、今後、そういったことを委員等にご案内して、積極的に活用させていただければと考えております。

以上です。

議 長（岸 祐次君） ほかにございませんか。

岩崎議員。

[11番 岩崎信幸君発言]

11番（岩崎信幸君） 11番岩崎です。先ほど、報酬に関しては、五十嵐議員が妥当かどうかということで質問をいたしましたが、この報酬の内訳の中で、農業委員が年額33万円、農地利用最適化推進委員が年額32万5,000円となっております。この5,000円の差でございますが、吉岡町は現在この9月に改選されまして、人員が農業委員が8名、推進委員が8名ということになっておりますが、この5,000円の差というものは、ちょっと今疑問であったわけでございまして、先ほどこの6月からパンフレットでいろいろとこれから農業自治制度の改革等、また農業委員会の新しい農業委員会という、こういうパンフレットが出ておりますが、その中で、農業委員の主な仕事が、1、農地の貸借、売買の許可、特定及び農地転用許可への意見、その中の（1）で、農地の貸借、売買の許可、決定等、（2）遊休農地に対する措置、（3）農地転用許可への意見。2に関しましては、農地利用最適化推進方針等を作成する。

次に、農地利用最適化推進委員の主な仕事は、1、農地利用の最適化のための実践活動が主体となります。（1）に関しまして、担い手への農地利用の集積、集約化、（2）農地放棄地の発生防止解消、（3）新規参入の支援活動、2としましては、総会等に出席し、農地利用の最適化推進に関する意見を述べる。3に関しまして、農地利用最適化推進指針

の作成に参加する。とございます。

この解説書を見た感じにおきましては、農業委員もまた農地利用最適化推進委員の仕事も、遜色がなく、同じではないかと思うわけでございまして、この5,000円の差、これに関しましては、産業建設のかかわりもございますので、この5,000円の違いには何か、またその根拠は何かを明確なお答えをお願いいたします。

議長（岸祐次君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕莊作君発言〕

総務政策課長（小渕莊作君） 議員のこの農業委員と最適化推進委員の5,000円の違いは何かというご質問でございますけれども、農業委員の場合は、先ほど山畠議員からもありましたけれども、農地転用等の許可についても今まで16人だったものが8人で審議するという責任の重さが少人数にかかるてくるということがございます。そして、最適化推進委員につきましては、農業委員会の場には出席をしないという中で責任の度合いが農業委員と比較した場合に少し違いがあるのかなと、こういったことで、明確なこうだからこうだという計算根拠とかそういうことがあるわけではございません。責任の度合いを勘案したことでこれぐらいの差が生じております。

議長（岸祐次君） ほかに。

岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 今、責任の違いと答弁されたわけでございますが、その5,000円が妥当かは私もまだ判断はしかねている段階でございます。審議委員会で、先ほど申しましたように、3回やっていただいて結論を出されたというわけでございますが、審議委員会においてとりあえず5,000円だという形でまとまったと考えてよろしいんですね。私はちょっと額としてはどうかと思っております。

議長（岸祐次君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕莊作君発言〕

総務政策課長（小渕莊作君） その額について、審議会の中でどうなのかと言われますと、議員がおっしゃるような、その5,000円の差はどうなのという意見みたいなものはありましたけれども、ただ、今言ったような責任の度合い的な部分での話をさせていただいて、全会一致で了解をいただいたというふうに解釈しておりますので、よろしくお願いします。

議長（岸祐次君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第52号は、総務常任委員会に付託します。

ここで休憩をとります。再開を 11 時 15 分といたします。

午前 10 時 55 分休憩

午前 11 時 15 分再開

議長（岸祐次君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第 10 議案第 53 号 よしおか温泉リバートピア吉岡及び吉岡町緑地運動公園 (河川敷公園) に係る指定管理者の指定について

議長（岸祐次君） 日程第 10、議案第 53 号 よしおか温泉リバートピア吉岡及び吉岡町緑地運動公園 (河川敷公園) に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町長（石関昭君） 説明申し上げます。

議案第 53 号 よしおか温泉リバートピア吉岡及び吉岡町緑地運動公園 (河川敷公園) に係る指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

よしおか温泉リバートピア吉岡及び吉岡町緑地運動公園の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本議案は、よしおか温泉リバートピア及び吉岡町緑地運動公園の第 3 期の指定期間が来年の 3 月末をもって終了するため、両施設の設置目的を有効に達成し、施設の適正な運営管理を行わせるため、新たに指定を行うものであります。

詳細につきましては財務課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岸祐次君） 大澤財務課長。

[財務課長 大澤弘幸君発言]

財務課長（大澤弘幸君） それでは、議案第 53 号 よしおか温泉リバートピア吉岡及び吉岡町緑地運動公園 (河川敷公園) に係る指定管理者の指定について、町長の補足説明をさせていただきます。

まず、1 といたしまして、公の施設の名称は、よしおか温泉リバートピア吉岡及び吉岡町緑地運動公園 (河川公園) でございます。

2 といたしまして、指定管理者となる法人等の名称は、株式会社吉岡町振興公社でございます。

3 といたしまして、指定管理者となる法人等の所在は、北群馬郡吉岡町大字漆原 198

9番地でございます。

4といたしまして、指定の期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日まででございます。

参考といたしまして、指定管理者指定申請書の写しの抜粋を添付させていただきました。

1ページをめくっていただきまして、2ページ目の様式第2号の事業計画書をごらんいただきたいと思います。下段のほうに記載がありますように、株式会社吉岡町振興公社は、住民福祉と健康増進並びに地域の振興及び交流を図ることを基本方針とし、利潤追求を第一に考える民間企業とは一線を画しており、何よりも地域社会の発展が最も重要であるとの理念により経営を行っております。

町の委託を受け、平成14年から運営管理し、平成18年からは指定管理者として運営管理を行っております。委託を受けてから丸14年がたち、本年で15年目となります。

14年間という長期にわたり、よしおか温泉リバートピア吉岡の運営管理を安定的・効率的に行ってきました。また、地域と連携したさまざまなお祭りやイベントを実施しております。

例を挙げれば、3ページの中ほどに記載されておりますが、4月には桜祭り、6月には田植祭り、同じく6月ほたる祭り、10月水田収穫祭、11月道の駅交流祭、これらを行うなど、吉岡町のために積極的に活動し、町の発展とイメージアップに大きな貢献をしてまいりました。

施設の管理面や職員研修においても、利用者の皆さん的安全を第一に考え、さまざまな保安講習を受講するとともに、研修や訓練を行っております。また、サービスを向上させるための月例反省会や勉強会を実施するなど、常にサービス向上に努めております。

そして、利用者の皆様からのご意見・ご要望をホームページや投書箱で承り、サービス向上に役立てております。

また、緊急時対策としても、自衛消防隊を組織し、定期的に訓練を行い、災害発生の際には的確に行動ができるよう万全の備えをしております。

次に、5ページから9ページには、収支予算書を添付させていただきました。町からの指定管理料は、税抜きで1,750万円、税込みで1,890万円です。各期における利益は258万円の黒字を予定しております。

10ページは、平成28年度の収支予算書となっております。

吉岡町振興公社は、これまで14年間にわたり、地域社会の発展と公共の福祉を最重点に置き、公益性と収益性のバランスのとれた健全な経営を行ってきております。これからも今まで培ってきた経営知識や現場管理技術を町のために生かしていただけるものと考えております。

今後、上武道路の全線開通や駒寄スマートインターの大型車対応化により、町の東の玄関口としてさらなる来客が見込まれる施設でございます。訪れた皆さんのが充実した時を過ごし、吉岡町に対して温かな気持ちを抱いていただくことが大切であり、株式会社吉岡町振興公社が管理運営を行うことで、このことが達成できるものと考えております。

以上のことから、引き続き、株式会社吉岡町振興公社を指定管理者の候補として決めさせていただいたものです。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（岸祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岸祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第53号は、総務常任委員会に付託します。

日程第11 議案第54号 吉岡町学童クラブに係る指定管理者の指定について

議長（岸祐次君） 日程第11、議案第54号 吉岡町学童クラブに係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町長（石関昭君） 説明させていただきます。

議案第54号 吉岡町学童クラブに係る指定管理者について、提案理由を申し上げます。

吉岡町学童クラブの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

本議案は、吉岡町学童クラブの第2期の指定期間が来年の3月末をもって終了するため、施設の設置目的を有効に達成し、施設の適正な運営管理を行わせるため、新たに指定を行うものであります。

現在建設中の駒寄第3学童クラブも含めた5施設の指定管理者の指定となります。

なお、詳細につきましては、健康福祉課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

議長（岸祐次君） 福田健康福祉課長。

[健康福祉課長 福田文男君発言]

健康福祉課長（福田文男君） 本議案書をごらんください。

まず、1としまして、公の施設の名称は、吉岡町学童クラブでございます。

2としまして、指定管理者となる法人等の名称は、社会福祉法人吉岡町社会福祉協議会でございます。

3としまして、指定管理者となる法人等の所在は、北群馬郡吉岡町大字南下1333番地4でございます。

4としまして、指定の期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間でございます。

参考資料といたしまして、指定管理者指定申請書の写しを抜粋し、添付させていただきました。

1枚めくっていただきまして、事業計画書の中段より記載がございますように、社会福祉法人吉岡町社会福祉協議会は、学童クラブの基本的方針をもとに、職員の「雇用状態の検証」を行いつつ、児童の「健康管理、安全確保、情緒の安定」に努め、「家庭と学校との連携」を図るとしております。

学童クラブは、平成23年度より社会福祉法人吉岡町社会福祉協議会が指定管理者として運営管理を行っております。本年度で2期6年目を迎えております。

施設の運営の記載にありますように、歳時にわたり日本の風習や読み聞かせ等を取り入れ、児童の情緒を養いつつ、緊急時の対応、指導員である雇用者に対する福利面など、さまざまに考えていただいているところでございます。

また、指定管理料につきましては、経費の節減をしつつ、委託費の残があった場合でも利益とせず、年度末に町へ残金を返還しております。

以上のこと踏まえ、信頼が円熟したものと思っております。

そうしたことから、指定管理につきましては、第2期目までは3年間とさせていただきましたが、今回の第3期からは5年間とさせていただきました。

その他、平成29年度から平成33年度までの収支予算書を抜粋し、添付させていただきましたので、ご参照願いたいと思います。

以上のことから、引き続き、社会福祉法人吉岡町社会福祉協議会を指定管理の候補者として決めていただきたいものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（岸祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第54号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第12 議案第55号 道の駅よしおか温泉に係る指定管理者の指定について

議長（岸祐次君） 日程第12、議案第55号 道の駅よしおか温泉に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町長（石関昭君） 説明申し上げます。

議案第55号 道の駅よしおか温泉に係る指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

道の駅よしおか温泉の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本議案は、道の駅よしおか温泉の指定期間が来年3月末をもって終了するため、設置目的を有効に達成し、施設の適正な運営管理を行わせるため、新たに指定を行うものであります。

詳細につきましては、産業建設課長より説明させますので、審議の上、可決いただきま
すようお願い申し上げます。

議長（岸祐次君） 高田産業建設課長。

[産業建設課長 高田栄二君発言]

産業建設課長（高田栄二君） それでは、議案第55号 道の駅よしおか温泉に係る指定管理者の指定について、町長の補足説明をさせていただきます。

まず、1といたしまして、公の施設の名称は、道の駅よしおか温泉でございます。

2といたしまして、公の施設の所在地は、北群馬郡吉岡町大字漆原1989番地でござ
います。

3といたしまして、指定管理者の名称は、株式会社吉岡町振興公社でございます。

4といたしまして、指定管理の期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日
まででございます。

参考といたしまして、指定管理者の指定申請書を添付させていただきました。

道の駅よしおか温泉は、道の駅の来場者及び地域住民に快適な時間・空間・サービスを
提供できるように、施設・設備・情報を維持管理することを通じて、町・地域の活性化に
貢献することを基本方針としております。

株式会社吉岡振興公社は、先ほどの説明にもございましたが、利潤追求を第一に考える
民間企業とは一線を画しております、何よりも地域社会の発展が最も重要であるとの経
営理念のもと、平成22年4月1日から道の駅よしおか温泉の指定管理者として、安定

的・効率的な運営管理を行っているほか、エリア内にあるよしおか温泉リバートピア吉岡及び緑地運動公園においても、14年間にわたり健全な経営を行ってきております。

吉岡町の東の玄関口として、また地域振興の中核施設としての機能を兼ね備えた道の駅よしおか温泉を、さらに魅力的なものにしていただけると考えております。

指定管理料につきましては、税抜きで、こちら資料のほうに添付をさせていただいておりますが、税抜きで240万円、税込みで259万2,000円を予定しております。

今後、上武道路の全線開通や駒寄スマートインターの大型車対応化が予定されておりまして、地域おこしの拠点として、さらなる発展を遂げるためにも、今まで培ってきた経営知識や管理技術を生かし、ますます集客力を高めていただけるものと考えております。

以上のことから、引き続き、株式会社吉岡町振興公社を指定管理者の候補として決めさせていただくものです。

提案理由の議案の説明で、一部不手際がございました。議案第55号1から4までの順番について訂正させていただきます。

1といたしまして、公の施設の名称は、道の駅よしおか温泉。

2番目といたしまして、指定管理者の名称は、株式会社吉岡町振興公社です。

3番目といたしまして、指定管理者となる法人の所在は、北群馬郡吉岡町大字漆原1989番地。

指定の期間につきましては、平成29年4月1日から平成34年3月31日までです。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（岸祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

平形議員。

[12番 平形薰君発言]

12番（平形薰君） 指定管理者、吉岡町振興公社と、非常にここ数年順調な経営が続いておりまして、利益も出ているということで、大変満足、よろしいのではないかというふうに思うんですけども、先ほどの議案の第53号とも兼ね合って、裏側に吉岡町振興公社の収支予算書が出ております。この一番下にある繰越利益剰余金が、当期予算額でいきますと1,150万円弱ほどあるわけなんですが、これにリバートピアも含めて、道の駅のほうに240万円を出している計画なんですが、これからも順調な経営を5年間続けると。そして利益が積み重なるという格好になっておるんですけども、これでいきますと、平成34年度までの振興公社の利益は、累積でいきますと二千数百万円になるという計画になってしまふわけなんですが、この利益を、剰余金を町としてはどういうふうに処分しようとしているのかお聞きしたいんですけども。

議 長（岸 祐次君） 大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） よしおか温泉リバートピア吉岡につきましては、平成10年にオープンをいたしまして18年が経過し、非常に施設が老朽化しているということで、例えば空調機等のちょっとききが悪くなっているという状況もありまして、あるいは配電盤等も施設ができてからそのままということで、また給湯設備、給水設備等の配管類も施設ができてからそのまま使っているということで、いつ何どき壊れてしまう、使えなくなってしまうというようなことも今危惧されておりまして、計画的に改修のほうは進めていく予定ではあります、そういった心配な要素もあります。

また、灯油の価格につきましても、今は安定的に推移していますが、11月30日に石油輸出国機構オペックの総会で、原油価格を押し上げるというようなことを目指して、原油の生産調整をするという合意をしたというニュースが流れています。そういったことを受けて、ニューヨークの商業取引所の原油の先物取引で、先物相場が1バレル50ドル台ということで、非常に原油も高騰しているという非常に心配な要素でもあります。今後、灯油の値段が上がっていきますと、非常に経営を圧迫していくという感じもしております。そういったことに備え、この利益剰余金につきましても、まずは施設の修繕ということで、利用者の皆さんからいただいた使用料につきましては、そういったことで還元をし、また、その灯油の高騰等にもそういったことで備えていけたらというように考えております。

よろしくお願ひいたします。

議 長（岸 祐次君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） 施設が老朽化しているということで、幾つかお金のかかるところを修繕しなければいけないというのは、もうここ数年それはわかっておって、計画を立ててそれをやっていくということを過去の定例会、6月の定例会で振興公社の報告がありますので、そのたびに聞いておったわけなんですけれども、約束では、30万円以上の修繕費は役場のほうが持つというルールになっておりますよね。ですから、それ以下の、よくわかりませんけれども固定資産計上できないものについては経費扱いして、どんどん備品を買っていけるということだというふうに今は理解しておるわけなんですけれども、そういうことで、修繕費は大きなものは町が負担するということですので、今この利益剰余金を見ていると、大きく積み重なってくるわけなんですけれども、確かに今説明がありましたように、この前、オペックが減産に踏み切るということなんですけれども、ロシアとかアメリカはそれを約束はしておりますけれども、本当にその約束を履行するかどうかはわかりませんよね。もし仮に履行したとすると、多分原油価格が上がるだろ

うから、過去数年のデータを見ますと、油代が上がる、電気代が上がるということで、もう248万円ぐらいの利益は簡単に食い潰してしまってはいかないかなというふうに想像はされるわけなんですね。

ところが、そういうときのために積み立てておくということもなかなかできない。積み立てれば、今度税金が発生してしまいますよね。だから、前と同じように、単年度で利益が積み重なってしまったというような場合に、前にあったこの寄附金が復活できないものかということを考えるんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

議長（岸祐次君） 大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） 平形議員が最初におっしゃった30万円なんですけれども、明確に30万円という線引きをしないで、その辺は柔軟にそれぞれ協議をして、対応できたら対応していけばというふうに考えております。そういったことで、30万円超えたから町が超えないからいいんだとか、そういうことではなくて、振興公社のほうと協議をしながら、その修繕のほうを柔軟に対応していくふうに考えております。

議長（岸祐次君） ほかにございませんか。

柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） 5番柴崎。順調な道の駅よしおか温泉の経営ということですけれども、ちょっと不安な材料があるんですけれども、それは道の駅構内で営業されている道の駅よしおか温泉出荷組合、この組合の中で、最近売店から商品の撤退者が出てるというようなことをお伺いしたんですけども、道の駅への悪影響が懸念されます。町の東の玄関口、地域おこしの拠点、また町の宝と称しているこの施設、直売所への支援方法、そこら辺についてどういうふうに捉えているのかお尋ねします。

議長（岸祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 物産館出荷組合につきましては、道の駅の本体の指定管理の中から除外した町の貸しスペースとしてテナントとして入っていただいている場所でございます。当初より施設の整備につきましては、農林水産省の国庫補助金を得て、整備された施設でございます。地産地消のメニューに基づきまして、販売管理でありますとか、その辺については、昨年度末の会計検査等でも指摘を受けておるところでございます。その辺を踏まえまして、適切に町のほうといたしましても組合の方に対してお話をしたいと考えております。

以上です。

議長（岸祐次君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） 別テナントといいますけれども、道の駅よしおか温泉とは一体の状況かと思います。お客様等へも影響は懸念されますので、ぜひ支援方法等も手助けをしていただいたらと思います。よろしくお願ひします。

議長（岸祐次君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第55号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第13 議案第56号 平成28年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）

議長（岸祐次君） 日程第13、議案第56号 平成28年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関昭君） 説明申し上げます。

議案第56号 平成28年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,736万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億1,485万1,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものは、6款の地方消費税交付金について2,000万円の追加、14款国庫支出金については、経済対策臨時福祉給付金事務費補助金として経済対策臨時福祉金給付金事業補助金として5,809万4,000円の追加、15款県支出金で、医療福祉費県補助金572万1,000円の追加、18款繰入金で財政調整基金繰入金7,297万3,000円の追加などであります。

今回の補正により、財政調整基金からの繰り入れは10億5,767万5,000円となります。財政調整基金の残高見込み額は、予算ベースで19億4,444万5,000円となります。

次に、歳出の主なものは、第3款民生費において、国の事業である経済対策臨時福祉給付金事業で歳入と同額の5,809万4,000円の追加、障害者福祉費の国県への返納金1,418万6,000円の追加、医療福祉費で医療費1,129万4,000円の追

加、児童保育園の保育費の国県への返納金3, 444万円の追加、9款消防費においては、渋川広域負担金（消防救急等）で1, 494万5, 000円の追加などでございます。

以上、主な補正内容でございますが、なお、繰越明許費、債務負担行為の補正、地方債の補正など、詳細につきましては財務課長にして説明させますので、よろしく審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岸 祐次君） 大澤財務課長。

[財務課長 大澤弘幸君発言]

財務課長（大澤弘幸君） それでは、議案第56号 平成28年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）をごらんいただきたいと思います。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正額でございますが、ただいま町長が提案理由の中で申し上げたとおりでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入支出予算の金額は、「第1表・歳入歳出予算補正」によるということで、これにつきましては、2ページから6ページ目まででございますが、説明につきましては、補正の款項の区分等を含めて事項別明細書で説明をさせていただきます。

次に、第2条につきましては、繰越明許費でございます。地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表・繰越明許費」による。ということで、7ページの上段をごらんください。繰り越す事業は、3款民生費1項社会福祉費、事業名は経済対策臨時福祉給付金給付事業で、翌年度繰越額は5, 809万4, 000円です。繰り越し理由といたしましては、この事業は国の経済対策に伴う第2次補正予算による全額国庫補助対象の事業であり、その実施については、翌年度に繰り越して行うということのためでございます。経済対策臨時福祉給付金給付事業の詳しい内容につきましては、議案書と一緒にお配りした説明資料の22ページをごらんいただければと思います。

続きまして、第3条につきましては債務負担行為の補正でございます。債務負担行為の追加は、「第3表・債務負担行為補正」によるということで、7ページの下段をごらんください。

内容は、ネットワーク強靭化事業ということで、詳しい内容につきましては、先ほどと同じ説明資料の21ページをごらんいただきたいと思います。

これにつきましては、総務省が推進する自治体情報システム強靭化対策の一環として、情報セキュリティ対策をさらに強化するための機器整備をリース事業で行うものです。期間は、平成29年度から平成34年度まで、限度額は4, 812万円でございます。

続きまして、第4条は地方債の補正でございます。地方債の変更は「第4表・地方債補

正」によるということで、8ページをごらんいただきたいと思います。

起債の目的は、緊急防災・減災事業債（南下城山公園整備事業）で、補助事業費の増により、限度額を120万円増額するものでございます。

次に、事項別明細書で歳入歳出予算の補正額の増減の大きなものについてご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、12ページ上段をごらんください。

6款1項1目の地方消費税交付金は、これまでの収入実績と今後の見込みを踏まえ、2,000万円の追加です。

次に、12ページ下段から13ページ上段の14款国庫支出金2項国庫補助金ですが、主なものは13ページ上段の1目民生費国庫補助金の経済対策臨時福祉給付金給付事務費補助金559万4,000円と経済対策臨時福祉給付金給付事業費補助金5,250万円、合計5,809万4,000円の追加です。先ほど繰越明許のところで申し上げました国の経済対策に伴う第2次補正予算によるものです。

次に、15ページの中段で18款繰入金2項基金繰入金2目財政調整基金繰入金7,297万3,000円の追加です。先ほど町長の説明にもありましたが、財政調整基金からの繰り入れは10億5,767万5,000円となり、財政調整基金の残高見込額は、予算額ベースで19億4,444万5,000円となります。

次に、歳出でございますが、主なものは、まず19ページの3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費で、先ほど歳入の国庫補助金のところでも説明いたしました国の事業である経済対策臨時福祉給付金事業として3節の職員手当等から4節共済費、7節賃金、11節需用費、12節役務費、次のページに行きまして、13節委託料、19節負担金、補助及び交付金の各節に計上した費目、合計で5,809万4,000円の追加でございます。先ほどの歳入の国庫補助金と同額でございます。

次に、20ページ中段の6目障害者福祉費23節償還金利子及び割引料で、国庫分及び県費分の返納金1,418万6,000円の追加、その下の7目医療福祉費20節扶助費で医療費の増により1,129万4,000円の追加でございます。

次に、21ページ上段で3款民生費2項児童福祉費3目児童保育費23節償還金利子及び割引料で国庫分及び県費分の返納金3,444万円の追加でございます。

次に、24ページ中段、8款土木費2項道路橋りょう費2目道路維持費15節工事請負費で道路維持補修工事（単独）450万円の減額、下段の4項都市計画費2目都市施設費15節工事請負費で建設工事（南下城山防災公園）が補助事業費の増により360万円の追加でございます。

次に、25ページ中段の9款1項消防費2目消防施設費19節負担金、補助及び交付金

渋川広域負担金（消防救急等）で1,494万5,000円の追加でございます。これは、平成27年度の国勢調査の結果により、吉岡町の人口が伸びたことによる基準財政需要額増額による負担割合の増によるものでございます。その下の5目無線放送施設設置事業費13節委託料で無線放送施設デジタル化実施設計委託は、入札減により301万6,000円の減額でございます。

次に、27ページの上段、10款教育費3項中学校費2目教育振興費19節負担金、補助及び交付金で、中体連出場経費補助金がサッカーチームの全国大会での活躍などにより301万5,000円の追加となっております。

次に、30ページから32ページは給与費明細書でございます。

33ページから34ページは債務負担行為で、平成29年度以降にわたるものについての平成27年度末までの支出額及び平成28年度以降の支出予定額等に関する調書です。今回の補正予算でネットワーク強靭化事業を設定いたしましたので添付させていただきました。

35ページは、地方債の平成26年度末及び平成27年度末における現在高並びに平成28年度末における現在高の見込みに関する調書です。今回の補正予算で、南下城山防災公園整備事業の借入限度額を変更いたしましたので、現在高の見込みに関する調書を添付させていただきました。

また、参考資料として、先ほどごらんいただきました本補正予算の説明資料となりますA4判で22ページの別冊を添付させていただきました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（岸祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで昼食休憩をとります。再開を午後1時とします。

午前11時57分休憩

午後 1時00分再開

議長（岸祐次君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸祐次君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第56号は、総務常任委員会に付託します。

日程第14 議案第57号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

議長（岸祐次君） 日程第14、議案第57号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町長（石関昭君） 説明申し上げます。

議案第57号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ348万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,342万4,000円としたいものであります。

詳細につきましては上下水道課長より説明させますので、審議の上、可決いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

議長（岸祐次君） 笹沢上下水道課長。

[上下水道課長 笹沢邦男君発言]

上下水道課長（笹沢邦男君） 議案書の最終ページ7ページをごらんください。

歳出より説明いたします。

歳出第1款下水道費第1項下水道費第1目総務管理費348万3,000円の増額です。

内容は、27節公課費348万3,000円、消費税納付に伴う補正となります。公共下水道の消費税につきましては、課税期間4月1日から3月31日まで、毎年9月に確定申告を行い、中間納付を含め、金額に応じて3月、9月の年2回もしくは3月、6月、9月、12月の年4回で納付しております。ことし9月の平成27年度分の確定申告では、708万2,300円を納付する申告でございましたが、ことし3月末に平成27年度分の中間納付として既に170万7,400円を納付しており、平成27年度課税分の確定額は合計878万9,700円でございました。現予算は840万円でありますが、9月末に確定申告額708万2,300円を納付しており、予算残が131万7,700円の状況でございます。平成28年度分の消費税については、前年度課税分の確定額878万9,700円がベースとなり、中間納付をすることとなります。

今後の納付でございますが、予定額は若干余裕を見ておりますが、12月末に240万円、3月末に240万円、計480万円を納付する予定となります。

現在、予算の残が131万7,700円であることから、今後の支払い予定額480万円に対し、348万2,300円不足することから、補正をお願いするものでございます。

次に、第3目建設費13節事務事業委託料575万円の減額、15節工事費575万円の増額、13節事務事業委託料と15節工事費の組み替えをお願いするものです。これに

つきましては、9月の補正予算において、社会資本整備総合交付金を活用し、下水道事業の区域拡大に伴います「公共下水道事業計画変更申請書作成」の業務委託を優先するため、15節の工事費で予定した管渠工事に伴う「舗装本復旧工事」を減額し、総額2,900万円とする事務事業委託料に9月補正にて組み替えをさせていただいたところでございます。9月末の入札により、区域拡大に伴います公共下水道事業計画変更申請書作成の業務委託を行いました。委託における契約金額は2,268万円、予算の執行残632万円が生じたところでございます。9月補正では、区域拡大に伴う業務委託を優先するため、減額した舗装工本復旧工事570万円について、業務委託発注に伴う残額を再度工事費に組み替えをさせていただき、実施したいものでございます。

歳出につきましては、以上でございます。

次に、歳入について、議案書の6ページをごらんください。

歳出で不足する額348万3,000円を第5款繰入金第1項繰入金第1目繰入金一般会計繰入金で繰り入れをしていただくものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（岸祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岸祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第57号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第15 議案第58号 平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号)

議長（岸祐次君） 日程第15、議案第58号 平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町長（石関昭君） 提案理由を申し上げます。

議案第58号 平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,229万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億4,409万5,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては、健康福祉課長をして説明させますので、ご審議の上、可決

いただきますようお願い申し上げます。

議長（岸祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 今回の補正の主な内容につきましては、国保連及び社会保険診療報酬支払基金からの変更決定による補正となります。

それでは、補正予算の主な内容を歳入歳出予算事項別明細書にて説明させていただきます。

8ページをお願いいたします。

歳入の部、第5款の療養給付費等交付金は、支払基金からの変更決定の額としたもので、増額補正するものでございます。

第8款の共同事業交付金は、国保連からの交付見込み額に合わせた額とするもので、増額補正するものでございます。

今回の補正の歳入の合計は3,229万5,000円となります。

次に、10ページをお願いいたします。

歳出に移ります。第3款の後期高齢者支援金等及び第4款の前期高齢者納付金等及び11ページの第6款の介護納付金は、支払基金からの変更決定の額に補正するものでございます。

次に、第7款の共同事業拠出金は、歳入の共同事業交付金と同様に国保連からの交付見込み額に合わせた額とするもので、増額補正するものでございます。

第8款の保健事業費は、保健指導教室の事業残金と12ページの体組成測定機の購入の残金を減額補正するものでございます。

次に、第11款の諸支出金は、項目の錯誤による組み替えを補正で行うものでございます。

以上の歳出の合計がマイナス920万7,000円となります。

歳入合計の3,229万5,000円と合わせますと4,150万2,000円となります。この額を第2款の保険給付費の第1項の療養諸費と第2項の高額療養費に増額補正し、保険給付費の予算額を14億6,359万7,000円とするものでございます。

現在7カ月分の給付支払いが終わり、平均して昨年並みの給付となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（岸祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第58号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第16 議案第59号 平成28年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第3号)

議長(岸祐次君) 日程第16、議案第59号 平成28年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町長(石関昭君) 説明申し上げます。

議案第59号 平成28年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について、提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ195万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,303万5,000円としたいものであります。

詳細につきましては上下水道課長より説明させますので、ご審議の上、可決いただきま
すようお願い申し上げます。

議長(岸祐次君) 笹沢上下水道課長。

[上下水道課長 笹沢邦男君発言]

上下水道課長(笹沢邦男君) 議案書7ページをごらんください。

歳出より説明いたします。

第1款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業費第1目総務管理費11節需用費5,000円の追加、19節負保交195万円の追加、こちらにつきましては退職手当組合への負担金ということになります。

次に、歳入について、6ページをごらんください。

歳出で不足する額195万5,000円を第4款繰入金第1項繰入金第1目繰入金一般会計繰入金で繰り入れていただくものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長(岸祐次君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長(岸祐次君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第59号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第17 議案第60号 平成28年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議長（岸祐次君） 日程第17、議案第60号 平成28年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町長（石関昭君） 説明申し上げます。

議案第60号 平成28年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ591万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億598万8,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長より説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岸祐次君） 福田健康福祉課長。

[健康福祉課長 福田文男君発言]

健康福祉課長（福田文男君） 今回の補正の主な内容につきましては、保険給付費の高額介護サービス費の増額と、地域密着型サービスである認知症グループホームが国の補助を受け平成21年度にスプリンクラーの整備を行いましたが、今年度、5ユニット45床あった施設のうち2ユニット18床を認知症グループホームから有料老人ホームへと事業転換したため、補助金の返還が見込まれるものでございます。

それでは、補正予算書の主な内容を歳入歳出予算事項別明細書で説明をさせていただきます。

11ページをお願いいたします。

歳出から説明をさせていただきます。

第2款保険給付費の第4項高額介護サービス費を400万円増額し、保険給付費を13億710万2,000円とするものでございます。

第4款の地域支援事業の第1項第1目の包括的支援事業費及び同項第2目の任意事業費の合計額で11万5,000円の減額です。第2項第3目の高額介護予防サービス費相当事業費を1万円増額でございます。

次に7ページをお願いいたします。

歳入のご説明に移ります。

第2款国庫支出金の第1項第1目の介護給付費負担金80万円、第2項第1目の調整交

付金13万円、8ページの第3款支払基金交付金の第1項第1目の介護給付費交付金112万円、第4款県支出金の第1項第1目の介護給付費負担金50万円及び9ページの第6款繰入金第1項第1目介護給付費繰入金50万円の増額は、歳出の保険給付費の増額に伴う負担割合による増額補正でございます。

次に、7ページに戻ります。

第2款国庫支出金の第2項第3目地域支援事業交付金6万円、8ページ第4款県支出金第2項第2目地域支援事業費交付金2万9,000円及び9ページ第6款繰入金の第1項第3目地域支援事業繰入金2万9,000円の減額は、歳出の地域支援事業費の包括的支援事業・任意事業費の減額に伴う負担割合の減額補正をするものでございます。

次に、7ページに戻りまして、第2款国庫支出金の第2項第4目地域支援事業費交付金2,000円、8ページの第3款支払基金交付金の第1項第2目の地域支援事業支援交付金3,000円、第4款県支出金の第2項第3目地域支援事業費交付金1,000円及び9ページの第6款繰入金の第1項第4目地域支援事業繰入金1,000円の増額は、歳出の地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費の増額に伴う負担割合分の増額補正です。

次に、第4款県支出金の第2項第5目研修費補助金は、認知症初期集中支援チーム研修負担金の補助でございます。

10ページをお願いいたします。

第8款諸収入の収入は、前年度の介護認定審査会の精算で増額補正と、初めに主な内容で説明をいたしました認知症グループホームの事業転換による補助金の返還金216万8,000円の増額補正でございます。この2件につきましては、12ページの第6款諸支出金で、補助金返還分につきましては国へ返還し、介護認定審査会の精算につきましては13ページのとおり一般会計へ戻します。

最後に、12ページをお願いいたします。

第5款基金積立金、歳入歳出の差額のマイナス92万6,000円の取り崩しを行います。

以上です。よろしくお願ひいたします。

議長（岸祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

五十嵐議員。

[4番 五十嵐善一君発言]

4番（五十嵐善一君） 9ページの4款県支出金2項県補助金5目で研修会補助金ということで今福田課長のほうから認知症初期集中支援チーム研修会負担金補助金ということで3万円、

私もちょっとこの認知症初期集中支援チームというのがよくわからないので調べてみたんですけれども、いわゆる厚生労働省が作成している新オレンジプラン、認知症施策推進総合戦略、その中で定義されていることなんですけれども、医療、介護の専門職が家族の相談等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入、調整や、家族支援などの初期の支援を包括的集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームというふうに定義されているみたいですが、では、果たして今、吉岡町でこのような認知症初期集中支援チームというものの実態がどうなっておるのかというのがちょっとわからないのと、あと、もしこういった研修会を持たれるんだとすれば、いつ、どこで、どのような参加者のもとでなされる計画なのか、その辺をちょっとお教え願えればと思います。

議長（岸祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 初期集中支援チームにつきましては、9月の議会で小池議員の質問のところでもお答えをさせていただきました。来年度から吉岡町においては、このチームを設置して、初期の段階から認知症、あるいは認知症と疑われる方、あるいは家族の支援に担当医師、それとこの研修を受けた精神保健福祉士がかかわっていく、全体的には包括支援センターもかかわっていくわけですが、そういうチームを4月に設置する予定でございます。それに伴って、この研修が場所はどこというところまでは把握しておりますけれども、都内におきまして、その研修が1月にあるということでそこへ2名の方が行って、研修を受けて、4月には稼働していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（岸祐次君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第60号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第18 議案第61号 平成28年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第2号)

議長（岸祐次君） 日程第18、議案第61号 平成28年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第61号 平成28年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,695万1,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただけきますようお願い申し上げます。

議 長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

[健康福祉課長 福田文男君発言]

健康福祉課長（福田文男君） 今回の補正の内容につきましては、保険基盤安定繰入金の増額と平成27年度分の広域連合の負担金の返還によるものでございます。

補正予算書の6ページをお願いいたします。

歳入の第2款繰入金の保険基盤安定繰入金で22万4,000円の増額補正です。

7ページ、歳出の第2款後期高齢者医療広域連合納付金で同額の22万4,000円を保険基盤安定負担金で支出いたします。

次に、6ページに戻ります。

第4款の諸収入で平成27年度決算に基づく広域連合市町村負担金の精算に伴う超過分の返還金で45万1,000円を計上し、7ページ歳出の第3款諸支出金の一般会計繰出金で同額の45万1,000円を一般会計へ戻すものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

議 長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議 長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第61号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第19 議案第62号 平成28年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）

議 長（岸 祐次君） 日程第19、議案第62号 平成28年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町 長（石関 昭君） 議案第62号 平成28年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

収益的収入及び支出のうち、第1款水道事業費用第1項営業費用で10万円の増額をお願いするものであります。

詳細につきましては上下水道課長より説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岸 祐次君） 笹沢上下水道課長。

[上下水道課長 笹沢邦男君発言]

上下水道課長（笹沢邦男君） 議案書2ページの水道事業会計補正予算実施計画書をごらんください。

収益的収入及び支出ですが、支出で第1款水道事業費用第1項営業費用第1目配水及び給水費10万円の追加、これにつきましては、時間外勤務手当の増額補正をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議 長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第62号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第20 同意第3号 吉岡町公平委員会委員の選任について

議 長（岸 祐次君） 日程第20、同意第3号 吉岡町公平委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

同意第3号 吉岡町公平委員会委員の選任についての説明をさせていただきます。

公平委員会は、町職員に対する不利益処分等を審査し、必要な処置を講ずることを職務とする行政委員会でもありますて、3人の委員で構成されています。

平成28年12月20日に、公平委員1名富岡秀規氏の任期が満了になるため、次の者を委員に任命したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、同意をお願いするものであります。

同意を求める委員は、高柳廣好さんでございます。

同氏は、昭和16年6月9日生まれ、75歳、住所は、吉岡町大字小倉827番地298でございます。

高柳氏は、昭和35年に高等学校を卒業後、郵便局に入職され、44年間勤められた後、平成17年3月に高崎新町郵便局長として退職されました。

その後、平成24年度から2年間には上野原自治会長として地域のために活躍されております。

同氏は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、公平委員として適任でございますので、同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（岸祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岸祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております同意第3号は、総務常任委員会に付託します。

日程第21 同意第4号 吉岡町公平委員会委員の選任について

議長（岸祐次君） 日程第21、同意第4号 吉岡町公平委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町長（石関昭君） 説明申し上げます。

同意第4号 吉岡町公平委員会委員の選任についての説明をさせていただきます。

先ほどの同意第3号と同じく、平成28年12月に、公平委員会委員1名齋藤隆夫氏の任期が満了になるため、次の者を委員に任命したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、同意をお願いするものであります。

同意を求める委員は、鳥越和代さんでございます。

鳥越さんは、昭和26年9月4日生まれの65歳、住所は、吉岡町大字大久保1978番地4であります。

鳥越さんは、昭和45年に高等学校を卒業後、民間会社に勤務されました。昭和55年に家族の介護のために退職しております。退職後は、地域において駒寄幼稚園PTA及び駒寄小学校のPTAの副会長をされたほか、平成5年度から2年間にわたり母子保健推進員も務められております。

鳥越さんは、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解が

あり、公平委員として適任でございますので、同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（岸祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岸祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております同意第4号は、総務常任委員会に付託します。

散会

議長（岸祐次君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後1時35分散会

平成28年第4回吉岡町議会定例会会議録第2号

平成28年12月6日（火曜日）

議事日程 第2号

平成28年12月6日（火曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙一般質問表による）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	富岡大志君	2番	大林裕子君
3番	金谷康弘君	4番	五十嵐善一君
5番	柴崎徳一郎君	6番	竹内憲明君
7番	高山武尚君	8番	村越哲夫君
9番	坂田一広君	10番	飯島衛君
11番	岩崎信幸君	12番	平形薰君
13番	山畠祐男君	14番	馬場周二君
15番	小池春雄君	16番	岸祐次君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	小渕莊作君
財務課長	大澤弘幸君	町民生活課長	中島繁君
健康福祉課長	福田文男君	産業建設課長	高田栄二君
会計課長	守田肇君	上下水道課長	笛沢邦男君
教育委員会事務局長	南雲尚雄君		

事務局職員出席者

事務局長 大井隆雄 主任 北原智子

開 議

午前9時30分開議

議 長（岸 祐次君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日と明日の両日、一般質問を行います。

通告のあった7人のうち、本日は4人の通告者の一般質問を行います。

これよりお手元に配付しております議事日程（第2号）により会議を進めます。

日程第1 一般質問

議 長（岸 祐次君） 日程第1、一般質問を行います。

1番富岡大志議員を指名します。富岡議員。

〔1番 富岡大志君登壇〕

1 番（富岡大志君） 1番富岡です。議長への通告をもとに一般質問を行います。

今月の3日から9日までは障害者週間です。1番目は、平成28年4月1日に施行され、日本の障害者施策にとって大きな転機となりました障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法についてです。

本題に入る前にお尋ねします。障害者とはどのような方を意味するのか。この障害者の定義についてですが、町長はどのように捉えておられるのでしょうか。お答えを求めます。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

本日より2日間にわたりまして、7人の議員の方々よりご質問をいただくわけあります。精いっぱい答弁をさせていただきます。

まず1番目に、富岡議員のほうから障害者の定義はいかがなものかということで質問をいただきました。資料もいただきました。それに重複するかわかりませんが、答弁をさせていただきます。

この法律の立法に当たり、国連の障害者の権利に関する条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が障害者の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が制定され、平成28年4月1日から施行されました。

この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としています。

障害者基本法では第2条において障害者を次のように定義をしております。

「身体障害者、知的障害者、発達障害者を含む精神障害、その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障害によって継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう」と定められておりますが、町としても同様に捉えております。

議長（岸祐次君） 富岡議員。

〔1番 富岡大志君発言〕

1 番（富岡大志君） わかりました。

町長のお話のとおりでございまして、障害者の定義というのは、本人の心身障害の機能のみで捉えることなく、今町長のお話ありました社会的障壁という、社会との関係性によって捉えるようになりました。

社会的障壁とは、障害者にとって日常生活や社会生活を営む上で支障となる事柄を指します。今お話に出てきました障害者権利条約の中には、社会モデルと呼ばれる考え方方が反映されています。社会モデルとは、障害は障害者ではなくて、社会がつくり出しているという考え方です。障害者差別解消法においても社会モデルの考え方を踏まえており、対象となる障害者は、障害者基本法と同じく、障害のある全ての人が対象になります。

質問を続けます。

障害者差別解消法は、国連の障害者の権利に関する条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環であり、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としたものであります。

資料1をごらんください。

同法の第7条にあるとおり、行政機関においても、不当な差別的扱いが禁止され、合理的配慮は法的義務となりました。また、第10条に当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めるものとするとあり、地方公共団体等職員対応要領の策定が努力義務となっております。

群馬県は、県職員が適切に対応するために必要な事項を定めるものとして、「群馬県における障害を理由とする差別の解消に関する対応要領」を策定し、平成28年4月1日に施行されております。

そして、吉岡町においても、この要領の策定、そして要領に基づいた対応が求められる中で、策定作業が進んでいると聞いております。

それでは、こちらに聞いてお尋ねします。

まず、吉岡町においても地方公共団体等職員対応要領の策定について、要領の概要と現在の進行状況についての説明を求めます。

議長（岸祐次君） 石関町長。

[町長 石関 昭君発言]

町長（石関 昭君） この質問につきましては、総務政策課長より答弁させます。

議長（岸 祐次君） 小渕総務政策課長。

[総務政策課長 小渕莊作君発言]

総務政策課長（小渕莊作君） それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

町においては、平成28年5月1日付で「吉岡町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を定めております。

この要領の概要についてでございますけれども、その目的は、障害者差別解消法等に即して職員が適切に対応するために必要な事項を定めるもので、大きな2つのポイントとして「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」をうたっております。

要領の第2条「不当な差別的取り扱いの禁止」において、「職員はその事務又は業務を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取り扱いをすることにより障害者の権利利益を侵害してはならない」と規定しております。

例えば障害あることを理由に窓口対応を拒否する、対応の順序を劣後させる、書面の交付、資料の送付やパンフレットの提供を拒む、また、公共施設の利用を拒む、会議、講演会、イベント等への出席を拒む、不必要に付き添い者の同行を求める、そして、不必要に付き添い者を拒むなどを禁止しております。

ただし、これらの対応が正当な理由に基づくと判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めるものとされております。

また、要領の第3条「合理的な配慮の提供」でございますけれども、「職員はその義務又は業務を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、必要かつ合理的な配慮をしなければならない」と規定しております。

例えば、本人から必要性がある旨の意思表示があったなら、筆談、読み上げ、手話など

を用いる。また、絵カード等を用いて意思を確認する。また、車椅子利用者に段差等がある際にキャスター上げ等の補助やスロープを渡すなどの配慮を行う。さらに、高いところのパンフレットをとって渡す。頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席を扉付近にする。待つことが苦手な障害者に対し、周囲の理解を得た上で、手続順を入れかえたり、別室や椅子を用意するなどの配慮が求められています。

ただし、この合理的な配慮については、障害者の要求が過重な負担でないときに提供するものとなります。

過重な負担だと判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければなりません。

この過重な負担につきましては、事務または業務への影響の程度、また実現可能性の程度、そして費用、負担の程度を考慮し、個別の事案ごとに総合的・客観的に判断することになります。

現在、この要領については、職員用インフラネットのお知らせコーナーに要領及び概要版を策定完了後から掲示しており、職員への周知と理解を図っているところでございます。

なお、この要領全文につきましては、難解な部分もありますので、さらなる理解を深めるための職員研修の開催も今後検討していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

議 長（岸 祐次君） 富岡議員。

〔1番 富岡大志君発言〕

1 番（富岡大志君） わかりました。

関連してお尋ねします。

職員向けの対応要領を補完するものとして、また、民間事業者・従事者向けに配慮すべき事項をわかりやすくまとめ、対応の具体例を提示するとともに、さまざまな障害の特性についてもわかりやすく説明することを目的に、ハンドブックを作成している自治体もあります。

既に作成済みの自治体のものなども参考にし、作成について検討されてはいかがでしょうか。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 町民向けによしおか広報やホームページ等で発信するなど、今後とも検討していきたいと思っております。

なお、障害者差別解消法については、平成28年7月よしおか広報に掲載して、不当な差別的取り扱い例や合理的な配慮の例及び相談窓口を紹介しております。

議 長（岸 祐次君） 富岡議員。

[1番 富岡大志君発言]

1 番（富岡大志君） わかりました。

現在この議長の後ろの傍聴席ですが、車椅子での入場はかなり厳しいのではと思います。

このような施設の改修や音声認識ソフト及びタブレット等の電子機器の導入など、新たな設備等の導入計画も進める必要性を感じますが、お尋ねします。

このような町の施設、設備面での合理的配慮に関する対応について、今後どのような方針を立てられるのか、町としてのお考えをお示しください。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

[町長 石関 昭君発言]

町 長（石関 昭君） このことにつきましては、財務課長より答弁させます。

議 長（岸 祐次君） 大澤財務課長。

[財務課長 大澤弘幸君発言]

財務課長（大澤弘幸君） 障害者差別解消法では、富岡議員がおっしゃるように、一人一人の困り事に合わせた合理的配慮の提供が行政・事業者に義務化されておるということでございます。

合理的配慮につきましては、先ほども説明がございましたが、障害のある人が障害のない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人一人の特徴や場面に応じて発生する障害・困難を取り除くための個別の調整や変更のことです。

障害のある方ご本人の心身の特徴や目的、場面などによって必要になる合理的配慮の内容や程度は異なってきます。また、配慮を行う行政機関や事業者の側にも人的・技術的・金銭的な限界があるため、過度な負担にならない実現可能な配慮を検討していく必要があるということでございます。

障害のある方の権利や意思を尊重しながら、どんな合理的配慮が実現可能か検討してまいりたいと考えております。

富岡議員がご指摘の議場の傍聴席の件ですが、車椅子で入場するためには大規模な建物の改修が必要となります。そこで、実現可能な対応といたしまして、委員会室にモニターを設置し、そこで傍聴していただくということで、今回12月補正予算にモニター設置費を計上させていただきました。

今後も障害のある方々や介助されている皆さんのご意見をお伺いし、障害者差別解消法の趣旨にのっとり、必要かつ適切な合理的配慮を行っていきたいと考えております。よろしくお願いします。

議 長（岸 祐次君） 富岡議員。

[1番 富岡大志君発言]

1 番（富岡大志君） わかりました。

関連してお尋ねします。

視覚に障害のある方は、平成27年度主要施策の成果説明書では、平成27年度末現在で町内に43人おられます。広報の音声化「声の広報」の発行を検討されてはいかがでしょうか。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

[町長 石関 昭君発言]

町 長（石関 昭君） この件に関しましても総務政策課長より答弁をさせます。

議 長（岸 祐次君） 小渕総務政策課長。

[総務政策課長 小渕莊作君発言]

総務政策課長（小渕莊作君） 現在のホームページ掲載の「広報よしおか」については、広報の印刷された状態を保つようにPDF形式で掲載しており、縦書きや横書きが混在するなど、音声読み上げサービスでの対応には難しい点があると思っております。

現在吉岡町ホームページのリニューアル中でございますけれども、リニューアル後のホームページにつきましては、現在のホームページよりも障害者への対応が充実するのではないかと考えております。

視覚障害者への対応として、マウスを利用しなくてもキーボードのみでホームページの操作が可能に、また、弱視の方のために画面の背景色を見やすいよう変更可能に、そして、文字サイズも変更可能になる予定でございます。

また、リニューアル後につきましては、音声読み上げソフト用の「広報よしおか」のページを新たに用意することを検討しております。

また、前橋市の「声の広報まえばし」なども参考になる事例として、今後検討していくたいと考えております。

町としましては、まず現在のリニューアルによって吉岡町ホームページの視覚障害者等への対応の充実の状況を確認していきたいと考えております。

また、いろいろな大変参考になる事例を紹介をお願いしまして、その事例を参考にしていきたいと考えております。

議 長（岸 祐次君） 富岡議員。

[1番 富岡大志君発言]

1 番（富岡大志君） わかりました。

いろいろな事例を参考にしていただければと思います。

同じく、関連するところで、文化センター前の町道、東側車線なんですが、障害者や高齢者の方のための乗降スペースをご検討いただけないでしょうか。

障害者の方や介助されている方のお話を聞くと、駐車場ではなくても乗りおりに一時的に利用できるスペースがあるだけでも大変助かるようです。

昨年9月議会の一般質問において私が質問したところ、保健センター前には臨時という形ではありますが、障害者用の駐車スペースをつくっていただけました。

文化センター前においては、スペースや横断歩道にかかる要素により、敷地内での設置は難しいとの答弁を既にいただいておりますが、その前の町道に専用スペースを確保していくことは可能ではないかと思いますので、設置を願うところあります。お尋ねします。文化センター前の町道に障害者用乗降スペースを設置することについて、合理的な配慮ということで進めていただけないでしょうか。お答えを求めます。

議長（岸祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件に関しましては、担当課長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 議員お尋ねの町道の障害者用乗降スペースの確保についてでございますが、文化センター入り口の西側の町道は車道の左側、両側に、左右両側に歩道がございまして、車両と歩行者の安全な通行が確保される構造となっております。

障害者用乗降スペースを町道東側歩道の一部、例えばバス停のように車道として拡幅して設置した場合、歩道が狭くなり、連続性がなくなりまして、歩行者の安全が確保できなくなります。

また、車道を拡幅せず、現状のままで乗降スペースを確保した場合、車両の通行に支障が生じてしましますし、また、乗降される方々、障害者の方々がほかの車両と接触してしまう危険性が出てもまいります。

町では障害者への方々へ合理的な配慮を可能な限り提供していくという基本方針を打ち出してあるわけでございますが、文化センター入り口付近の車道・歩行者全体の安全を確保することも町の重要な責任でございます。

文化センター前の町道左側車線への障害者用の乗降スペースの設置は、現時点では非常に難しいというふうに考えております。以上です。

議長（岸 祐次君） 富岡議員。

〔1番 富岡大志君発言〕

1番（富岡大志君） 合理的配慮、法的義務で現状が合理的配慮とみなせるのか、障害のある方または介助されている方の立場に立っていろいろなところで検討していただければと思います。

また、国公立学校においても障害のある子供に対する差別の禁止、合理的配慮が求められます、お尋ねします。教育委員会としては、この学校において禁止される障害者差別や合理的配慮に関しては、どのような対応をとられているのでしょうか。

議長（岸祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 学校におきましての禁止される障害者差別、また合理的配慮に関する具体的なものについては、障害者の権利に関する条約第24条というものがありまして、ここで教育について述べております。

障害者が一般的な教育制度から排除されること及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から、または中等教育から排除されないこととあります。また、個人に必要とされる合理的配慮が提供されることもあります。

そこで、障害者の差別についてですが、障害を持つ児童生徒、個人の実情に応じた教育を行っております。身体的障害、知的障害、情緒的障害などを持ち、通常学級で授業が受けられない場合、特別支援学級で特別支援担当教員と支援員の補助のもと教育を受けられる環境を整えております。

また、合理的配慮ですが、特に身体的障害を持つ児童生徒の場合、明治小学校区の児童は、指定外通学でエレベーターが設置されている駒寄小学校に通学しております。また、吉岡中学校にもエレベーターが設置されており、校舎内の移動に大きな支障はないというふうに考えております。

また、弱視、難聴等の児童生徒の場合、板書がよく見える場所や教師の声がよく聞こえる席を優先し、支障が少なくなるよう配慮しております。

議長（岸祐次君） 富岡議員。

〔1番 富岡大志君発言〕

1番（富岡大志君） わかりました。

保護者や本人の負担もあるので、今のお話の明治小学校でも児童や保護者の意向を前提に受け入れる体制を検討していただければと思います。

それでは、次の質間に移ります。

次は、障害者差別解消支援地域協議会に関する質問です。

障害者差別解消法の第4章、資料1にあります。中の17条にあります障害者差別解消支援地域協議会についてですが、内閣府のホームページによりますと、平成28年4月1日時点で県内で設置済みなのは渋川市、吉岡町のみとされています。先進的な取り組みとして非常に評価できるものであります。

こちらに関するところでお尋ねします。

今後この協議会に期待できることにはどのようなものがありますか。お答えを求めます。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

[町長 石関 昭君発言]

町 長（石関 昭君） この件につきましては、担当課長より答弁させます。

議 長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

[健康福祉課長 福田文男君発言]

健康福祉課長（福田文男君） 障害を理由とした差別に関する相談及び事例を踏まえた差別の情報共有や解消する取り組み対策を協議し、事案を解決するための助言や後押しをするための協議の場として期待されております。以上です。

議 長（岸 祐次君） 富岡議員。

[1番 富岡大志君発言]

1 番（富岡大志君） お尋ねします。渋川地域自立支援協議会がこの障害者差別解消支援地域協議会に該当するということでおろしいでしょうか。

議 長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

[健康福祉課長 福田文男君発言]

健康福祉課長（福田文男君） 議員の言われるとおりでございます。

議 長（岸 祐次君） 富岡議員。

[1番 富岡大志君発言]

1 番（富岡大志君） 協議会の構成員についての説明を求めます。

議 長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

[健康福祉課長 福田文男君発言]

健康福祉課長（福田文男君） 構成員につきましては、関係市町村の職員、指定相談支援事業者の職員、指定障害福祉サービス事業の職員、関係行政機関の職員、その他必要に応じまして保健・医療関係者、教育・雇用関係者、企業、障害者団体、高齢介護者等の関係機関、権利擁護関係機関、地域ケアに関する学識経験者等に参加を求めることがございます。以上です。

議 長（岸 祐次君） 富岡議員。

[1番 富岡大志君発言]

1 番（富岡大志君） わかりました。

こちらと関連するところで質問します。

NPO法人渋川広域障害保健福祉事業者協議会は、渋川広域障害者福祉「なんでも相談室」を運営しています。こちらホームページを見ますと、渋川市、吉岡町、榛東村より委託を受け、地域の障害を持った方、そのご家族へ情報提供などを行っています。

内容は、障害者手帳や障害年金などの制度相談、福祉サービスの利用についての相談、日常の悩みなど、幅広く相談を受けていますとあります、お尋ねします。

吉岡町役場もくしは保健センターも相談の窓口になっていると思いますが、この「なんでも相談室」のほうがより専門的な対応ができるという認識でよろしいのでしょうか。

吉岡町の役場・保健センターに相談に来た方は、この「なんでも相談室」に誘導しているのでしょうか。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

[町長 石関 昭君発言]

町 長（石関 昭君） 「なんでも相談室」の職員は、N P O法人渋川広域障害者保健福祉事業協議会に委託をして相談事業などを行っております。そのため、より専門的な対応ができるのかなというように思っております。

専門的な相談がある場合には町の保健センターで開催する相談室や随時電話や訪問等も対応しておりますので、ご紹介をしております。

なお、精神障害に関する相談の場合は、「なんでも相談室」とあわせて、町内にある吉岡相談支援事業所へご案内することもあります。そういうことでやっております。

議 長（岸 祐次君） 富岡議員。

[1番 富岡大志君発言]

1 番（富岡大志君） 関連してお尋ねします。

場所が渋川であるため、何で吉岡なのに渋川なのかという見方とか、距離的な問題などで利用しにくい状況にあるのではないかという心配もありますが、こちらに対する対応としてどのようなものを考えますか。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

[町長 石関 昭君発言]

町 長（石関 昭君） この件に関しましては、担当課長より答弁させます。

議 長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

[健康福祉課長 福田文男君発言]

健康福祉課長（福田文男君） 「なんでも相談室」は、渋川広域、渋川、吉岡町、榛東村の市町村がそれぞれ委託契約し、手帳所持者の割合で委託料を決めて実施しているところでございます。

月に1回、原則第2月曜日、午後1時から5時まで町保健センターにて開催をしております。以上です。

議 長（岸 祐次君） 富岡議員。

[1番 富岡大志君発言]

1 番 (富岡大志君) お尋ねします。

開設してからこれまでの吉岡町からの相談件数は、月ごとにどのくらいありましたか。

議 長 (岸 祐次君) 福田健康福祉課長。

[健康福祉課長 福田文男君発言]

健康福祉課長 (福田文男君) 開設から年々増加しております、最近では平成27年度の実績で延べ1,961件でございます。1カ月平均では163件、平成28年4月から9月までのこの半年間につきましては、1,059件、月平均にしまして176件ございます。以上です。

議 長 (岸 祐次君) 富岡議員。

[1番 富岡大志君発言]

1 番 (富岡大志君) 関連してお尋ねします。

どのような相談が多いのでしょうか。大まかな項目に分けて主な相談内容についての説明を求めます。

議 長 (岸 祐次君) 福田健康福祉課長。

[健康福祉課長 福田文男君発言]

健康福祉課長 (福田文男君) 日中活動の相談が1,179件で一番多く、次に生活相談58件、就労相談につきましては27件でございます。

具体的には、大まかな例ですけれども、例としまして、日中ご家族が仕事をしているため、この障害者の活動を支援するサービス等の照会等がございます。

また、障害年金の取得に関する支援、生活保護の相談、成年後見の相談などがございます。また、仕事につきたいというような障害者の相談やハローワークへの付き添い等、就労の関係につきましての訓練等の照会などもございます。以上です。

議 長 (岸 祐次君) 富岡議員。

[1番 富岡大志君発言]

1 番 (富岡大志君) ホームページによりますと、渋川広域障害者福祉なんでも相談室の開設日時は、月曜日から金曜日の9時から17時、今お話をありました吉岡町障害福祉なんでも相談室の開設日時は、毎月第2月曜日、13から17時となってますが、より専門的な相談ができるだけ近いところでできるようにするため、もっと吉岡町での相談時間はふやせないのでしょうか。

議 長 (岸 祐次君) 福田健康福祉課長。

[健康福祉課長 福田文男君発言]

健康福祉課長 (福田文男君) 毎月の来所の人数につきましては、一、二名ということでございます。直近の11月ではなかったということでございます。

今後利用者の要望や動向を見た中で検討していきたいというふうに思います。

なお、開設日に関係なく、相談があった場合には随時保健センターで職員に来ていただき、面接したり、自宅への訪問や電話相談など、その都度行っております。以上です。

議 長（岸 祐次君） 富岡議員。

[1番 富岡大志君発言]

1 番（富岡大志君） わかりました。

「なんでも相談室」や保健センターなどできまざまな相談を受けることになると思いますが、相談によっては来室された方と相談員の間で言葉や相談内容について行き違いが起こることもあるのではないかと思います。

お尋ねします。このような行き違いを少なくするためににはどのような対応をしていくことが必要だと考えますか。

議 長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

[健康福祉課長 福田文男君発言]

健康福祉課長（福田文男君） 相談の来室者等の対応につきましては、丁寧な対応が必要となります。

時間的に余裕を持つ、また、時間がない場合には理由を説明しまして、違う機会に時間を区切りまして相談や説明をする。そういう工夫が必要となってまいります。

対応の職員の傾聴や技術の向上、そういうものも必要となってまいります。専門的な相談場所へのご紹介は、理由を伝えた上で誘導を心がける、そういうことも必要となります。「なんでも相談室」等の相談員と一緒に話を聞く等が必要と心がけております。以上でございます。

議 長（岸 祐次君） 富岡議員。

[1番 富岡大志君発言]

1 番（富岡大志君） わかりました。

相談に来られている方の求めているものは何なのか、会話の中で引き出していくことが大変重要ではないかと思います。細かなケア、気配りを今後も続けていただければと思います。

続けて、改正発達障害者支援法に関する質問に移ります。

この改正法において発達障害の早期発見、発達障害児に対する早期支援が地方公共団体の責務として求められています。

こちらに関するところでお尋ねします。

吉岡町は、今年度から年中児を対象とした「子どもの成長アンケート」と発達支援教室を実施されているようです。また、発達障害者支援法第5条に関するところについては、法の施行前から町での主体的な取り組みがあったと聞いております。

お尋ねします。早期発見、早期支援に対しこれまでどのように取り組まれてきたのでしょうか。

議長（岸祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件に関しましては、担当課長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 平成27年度では、まず1歳半健診、3歳児健診時に心理士の相談へつなげるということで行っております。

その後観察が必要と判断した児の保護者に対しまして心理士や言語聴覚士、作業療法士、保健師が電話や来所での子育て相談、ことばの相談、運動発達の相談を行っております。

経過を見た中で、必要に応じて県主催の障害児早期療育事業「マザー＆チャイルド」への紹介など、町主催の「あそびの教室」では、保健師、保育士、言語聴覚士、心理士の複数の専門職種が数ヶ月の経過を見てかかわり、母への育児支援を行っているところでございます。

必要に応じて児童相談所への精密な検査への紹介、必要に応じて「なんでも相談室」の紹介等、また、必要に応じて障害児給付サービスの利用の紹介、渋川市立の心身障害児童通園の事業を行っております「ひまわり園」や「わかば」の利用等のご紹介などもしております。以上でございます。

議長（岸 祐次君） 富岡議員。

〔1番 富岡大志君発言〕

1番（富岡大志君） 関連してお尋ねします。

これまでのアンケートと発達支援教室の状況について、アンケートの実施人数、具体的な内容、発達支援教室の来所人数についての説明を求めます。

議長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） こころの成長アンケートにつきましては、11月現在まで回答者119人、回答率につきましては68.3%となっております。

発達支援教室の参加延べ人数につきましては、上半期、これは6月から11月まででございますが、延べ30人ということでございます。

議長（岸 祐次君） 富岡議員。

〔1番 富岡大志君発言〕

1番（富岡大志君） 関連してお尋ねします。

発達障害児は、知的障害を伴わない場合も多く、これまでの健診で発見されないケースが存在したことや、評価が保健師の経験則によることから、判定にばらつきが出ることが課題であると言われていますが、その中で、M-CHATなどのアセスメントツールの活用についてはどのようにされていますか。

議長（岸祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） こどもの心の発達健診として1歳半健診時にM-CHAT 23項目の質問等のアセスメントを同時に実施しております。以上です。

議長（岸祐次君） 富岡議員。

〔1番 富岡大志君発言〕

1番（富岡大志君） わかりました。

今後は、より細かく見ていくことによって早期発見の数もふえてくるのではないかと思いますが、自分の子供が発達障害であった場合、その発達障害についての情報をどの時点で受けられるかが大事であるのではないかと思います。

例えば、保育園、幼稚園に通園させていて、もしかしてということがあっても、しばらく様子を見ようという要観察の期間が長くなると、発見がおくれるのでという心配があります。

お尋ねします。このような中で、発達障害の早期発見と早期支援について、保育園・幼稚園と小学校との支援の連携としてはどのような体制にありますか。

議長（岸祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 町教育委員会といたしましては、発達障害について就学に伴う就学時健診、幼稚園・保育園訪問、教育支援連絡会議など、幼稚園・保育園との連携を図っております。

特に、幼稚園・保育園訪問では、小学校教員と教育委員会事務局員がともに訪問し、園児の活動を参観したり、担当保育士さんなどから情報交換を行っております。その中で、幼稚園・保育園で気になる年少の園児についても情報交換を行っております。

また、今年度から保健センターが行っています「年中児こどもの成長アンケート事業」を実施しており、その中で、希望された保護者の幼児に限られますが、年長さんより小さい幼児に対しても情報交換を行っております。

このように、情報交換を行い、個別にどのような支援が必要かを確かめまして、小学校での特別支援教室で過ごせる環境を整えております。

議長（岸祐次君） 富岡議員。

[1番 富岡大志君発言]

1 番 (富岡大志君) お尋ねします。

教育面では発達障害がある子供が他の子供と一緒に教育を受けられるように配慮、学校側が目標や取り組みを定めた個別の計画を作成し、いじめ防止対策や福祉機関との連携も進めることになっています。

これらについては、町ではどのように対応されていますか。

議 長 (岸 祐次君) 南雲教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言]

教育委員会事務局長 (南雲尚雄君) 支援が必要な児童生徒に対しましては、個別の指導計画書を作成し、個々の状況に応じた教育を行っております。

先ほど障害のある子供に対する差別の禁止、合理的配慮についてお答えしましたように、視力が低い場合や難聴の場合、教室の一番前の席に座れるよう配慮をしております。

また、個別の計画ですが、子供の障害に応じまして、子供の意向を確認しながら、できる限り通常学級の授業に参加できるように計画書を作成しております。比較的学習に障害を伴う国語、算数、数学、英語は特別支援学級で受け、それ以外は通常学級で学習する子供も多くおります。以上です。

議 長 (岸 祐次君) 富岡議員。

[1番 富岡大志君発言]

1 番 (富岡大志君) わかりました。

発達障害の早期発見、早期支援に引き続き温かな目を向けた対応を願うところであります。

そして、発達障害を持つ子供とその保護者への支援強化の視点から見て、今後の町の保健センターの保健師の重要度が増してきているのではないかと思います。発達障害の早期発見、早期支援の事業だけでも大変な手間と時間がかかるものであり、相当の業務負担が保健センター、そして保健師に課されているのではないかと思います。

それでは、次の項目の保健センターの保健師に移ります。

町の人口増、特に子供たちがふえ続けていく中で、さらに母子保健に関連する施策に対する業務量が増加されている中で、吉岡町保健センターの保健師の重要度が子育て支援を中心に増してきているのではないかと思います。

そこで、まず、この項目の最初の質問としてお尋ねします。

「子どもを育てるなら吉岡」の基本は、まず子育てを含む母子保健の面から、町としてサポートすることが大変重要ではないかと思いますが、町長はどう思いますか。

また、その中で、保健師と子育て支援の関連についてどのように捉えていますか。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町 長（石関 昭君） 答弁させていただきます。

核家族による育児不安や子供の虐待などの保護者への支援に向けて、育児相談や訪問などの支援は大変重要な位置づけであると考えております。

また、保健センターにおいて健診が終了しても保護者同士がアドレス交換を自主的に行っている姿も見かけております。

今後も保健センターが親同士の交流の場として親や祖父母が気軽に体重測定や子育て相談に応じられるように相談体制を整えておくことが重要だと考えております。

議 長（岸 祐次君） 富岡議員。

[1番 富岡大志君発言]

1 番（富岡大志君） わかりました。

保健センターの母子保健業務は、子育て支援の中で大変重要な役割を担っているわけで、つまり、保健センターの保健師が「子どもを育てるなら吉岡」の政策の核になっているのではと思っています。

その保健センターの保健師の業務についてですが、近年生活習慣病が増加している中で、特定健診、特定保健指導というものが導入されたこと、また、少子化に対応して子供を産み育てる環境を整備していく母子保健業務というものが強化されたことにより、多くの市町村の保健師数は年々増加しています。

また、吉岡町は人口のふえ続ける町として、特に若い子育て世代を中心とする人口増、そして、子供の数の増加が続いているところでもあります。

資料2をごらんください。

これは、保健センターの保健師の人数について、平成23年、ちょっと古いですけれども、23年のデータをもとに自治体の人口に対比させたグラフです。吉岡町を矢印で表示しております。吉岡町の保健センターの保健師は、現在5人になっていますが、見ますと、人口5,000人から1万人の町村の配置数程度であることがわかります。

このように、吉岡町の人口がふえ続けていること、町の人口規模に比べ保健センターの保健師が少ないこと、母子保健に関連する施策が増加していることにより、保健師1人における業務量が増加し、業務が煩雑になっていることが考えられます。

このような状況から、保健師が人員不足であることと、また、それにより日々の保健業務をこなすのに忙殺されている状況が推察され、さらに、それらにより住民に十分な保健サービスが行き届いていないのではないかという心配があります。

保健師の増員を行うことにより、町の一次医療、予防的段階の強化、健康推進、健康教

育、母子保健に関する施策・事業に重点を置くことができ、住民の疾病を未然に防ぎ、住民の健康、子育て支援の充実につながると考えられます。

また、ひいては、ここ大事だと思うんですけれども、町の医療費の軽減や虐待の防止にもつながっていくのではないかと思います。

お尋ねします。保健センターの業務量、町の人口増に保健師配置人数が追いついていない状況が見受けられる中で、子育て支援を初めとする各事業の充実を図るために、住民の健康推進と今後の町の医療費の軽減をさらに図るために保健センターにおける保健師のさらなる増員が必要ではないでしょうか。

人員確保と継続的な人材育成には長期的な展望が必要な中で、できるだけ早く対応していただければと思いますが、いかがでしょうか。

議長（岸祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 保健師は、国家資格である看護師・保健師の免許を有する者が業務にかかることにより、さまざまな経験を積んだ中で、より的確な町民への支援ができるものと考えております。そのため、それも考慮した中で採用を検討している次第であります。

その理由としては、以下のことが背景にはあるのかなというように思っております。母子保健分野では児童虐待への対応や発達障害への早期発見や保護者への相談支援の対応、そしてもう一つ、精神障害者においては、最近ふえているのは、若者のひきこもりへの相談対応ということあります。障害分野では自立支援給付における適正なサービス給付の管理も求められております。高齢者の虐待対応、認知症などの支援対応もあります。もう2つ、感染症などの予防分野では、新型インフルエンザ、鳥インフルエンザ等に関する対応であります。がんの早期発見対応の充実などなど、子供から高齢者まで支援する幅広い仕事であると思っております。

これらは、従来の保健分野での枠内だけにとどまらず、福祉や障害、教育関係など、関係機関との調整をした中で行われる業務となっております。

保健師は、幅広い視野に立ち、専門知識を身につけ、経験を積みながら成長することが期待される職業ではないかと思っております。

議員も知っているとおり、今この保健師さんは大分逼迫しているのかなと。各市町村でも優秀な保健師さんがいれば採用したいというようなことも聞いております。町もその多くに漏れず、そういうことも今考えられるということでございます。

ほかは、担当課長より答弁させます。

議長（岸 祐次君） 富岡議員。

〔1番 富岡大志君発言〕

1 番 (富岡大志君) また、業務担当制についてのメリットについてご検討いただければと思います。

お尋ねします。子育てや発達を専門に担当する保健師の必要性も感じますが、いかがでしょうか。

議 長 (岸 祐次君) 石関町長。

[町長 石関 昭君発言]

町 長 (石関 昭君) この件に関しましては、担当課長より答弁させます。

議 長 (岸 祐次君) 福田健康福祉課長。

[健康福祉課長 福田文男君発言]

健康福祉課長 (福田文男君) 現在保健センターの正規職員の保健師5名のうち、専門で担当する保健師が1名と兼任職員が2名及び臨時職員の保健師1名で母子保健分野の相談、訪問、居室等の業務を行っております。

メリットとしては、母子保健に関する研修会の受講により、専門的な知識を得て多角的な考え方の上で支援を行うことができます。子育て世代包括支援センターとしての役割も兼ね備え、保健センターではいろいろな悩みを持つ親子が相談に訪れます。

今後とも積極的に研修を受講し、自己研さんしながら、各種の相談に応じていけるよう心がけたいと考えております。以上です。

議 長 (岸 祐次君) 富岡議員。

[1番 富岡大志君発言]

1 番 (富岡大志君) わかりました。

さきの項目において発達障害児の早期発見と早期支援について質問してきましたが、早期発見と早期支援がおくれ二次障害が進むと、結果的にその分だけ多くの予算を毎年計上しなければいけなくなります。

町長には、ぜひ現在の状況に深いご理解と将来に向けた温かいご配慮をいただきますよう願いつつ、最後の質問に移ります。

ことしの9月に連続して3件の不審者情報が吉岡町でありました。また、今月に入ってから1件の不審者事案がありました。そこで、「子どもを育てるなら吉岡」を掲げられている町長におかれましては、十分ご理解いただいているとは存じますが、小さな子供の子育て中の議員として町長にお尋ねします。

お尋ねします。「狙われるのは私たちの子供です」ということについて町長はどう思いますか。

また、9月より4件の不審者情報、1回の脅迫メールがあったこと、そして、これからこのような事案がふえてくるかもしれない中で、今後の児童生徒の下校時の危機管理につ

いてどのようにお考えなのでしょうか。お答えを求めます。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 富岡議員のほうから不審者情報に関して、狙われるのは私たちの子供だと
いうことでございます。吉岡町は、人口の増加等によりまして子供の人口がふえている中、
先ほど議員がおっしゃったとおり、9月に不審者情報が相次ぎ、最近でも数日前にそういう
った情報も入っております。

大変心配しているところでありますが、今警察や防犯委員会、PTA、青少年育成推進
委員連絡協議会、自治会などによるパトロールも実施していただいております。

町でも放課後児童見守りパトロールを実施しているところでありますが、職員によるパ
トロールも実施しているところでもあります。

防犯委員会におきましては時間をずらして、最近大分多いというような中においては時
間をずらして実施していただいてもおります。

今後につきましては、関係団体、関係機関などと連携、協力し、パトロールの実施、防
犯灯や防犯カメラの設置など、子供たちの安全確保に努めてまいりたいと思っております。

議 長（岸 祐次君） 富岡議員。

〔1番 富岡大志君発言〕

1 番（富岡大志君） わかりました。町長が強い気持ちで挑んでもらっていると思っております。
緊張感のある危機管理体制に期待します。

関連する質問をしようと思っていたんですけども、もう時間がないので、最後に一つ
だけ、不審者情報についてですが、課の間で連携して「上州くん安心・安全メール」の2
次配信とは別に、「よしおかホットメール」ができるだけ早い情報発信をしていただけれ
ばと思っておりますが、いかがでしょうか。

議 長（岸 祐次君） 中島町民生活課長。

〔町民生活課長 中島 繁君発言〕

町民生活課長（中島 繁君） 現在不審者情報などにつきましては、「上州くん安心・安全メール」
の2次利用によりまして「よしおかホットメール」で配信を行っておりますが、緊急を要
するもので、確かな情報が入手されれば警察と相談の上で2次利用より早く情報を配信す
ることは可能であると考えております。よろしくお願ひいたします。

議 長（岸 祐次君） 富岡議員。

〔1番 富岡大志君発言〕

1 番（富岡大志君） わかりました。

また、町の皆さんの方にこの「よしおかホットメール」の受信登録をお願いでき

ればと思っております。

ちょっともう時間がありませんので、今回の質問を以上として、1番富岡大志の一般質問を終了いたします。

議長（岸祐次君） 以上をもちまして、1番富岡大志議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を10時50分といたします。

午前10時31分休憩

午前10時50分再開

議長（岸祐次君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

議長（岸祐次君） 6番竹内憲明議員を指名します。竹内議員。

[6番 竹内憲明君登壇]

6番（竹内憲明君） 通告に従いまして質問いたします。

それでは最初に、町の認知症対策についてお伺いいたします。

少子高齢化といった言葉がよく聞かれる昨今でございますが、私が調べたところによりますと、現在吉岡町の人口については、相変わらず増加傾向にあります。10月1日現在における我が町の人口は2万898人になっておりますが、構成別に見ますと、年少人口、生産者人口、高齢者人口と3段階に分けております。まず、年少人口は、ゼロ歳から14歳ですが、全体の16.4%で、人数は3,434人になっております。次に、生産者人口ですが、こちらは15歳から64歳までのことをいっておりますが、全体の62.4%で、1万3,080人になっております。高齢者人口は65歳以上のことをいっておりますが、全体の21%に当たり、4,409人になっており、このように、高齢者人口が年少人口を既に上回っており、我が町も、現在も人口増の町でありますが、急速に高齢化比率が進んでおる現状でございます。

ちなみに、100歳以上の高齢者の方は現在10人おりますが、そういった状況下の中で、団塊の世代が後期高齢者と言われている75歳になる2025年にはなお一層高齢化社会になります。

そこで課題となるのがやはり高齢者の認知症問題であります。我が国の認知症高齢者の数は、平成24年で462万人と推計されており、2025年には約700万人になり、65歳以上の高齢者の約5人に1人が認知症高齢者であります。今や認知症は誰もがかかる可能性のある身近な病気になっております。

そこでお伺いいたします。町として認知症対策の現状と課題について、町長に答弁を求めます。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町 長（石関 昭君） 竹内委員のほうから認知症対策の現状と課題について質問をいただきました。

認知症高齢者の数は、平成24年で462万人と推計されており、ただいま議員からおっしゃったとおり、平成37年には約700万人、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達することが見込まれていることから、国は団塊の世代が75歳以上となる平成37年を見据えて、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、新たに「認知症施策推進総合戦略 認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて」とした「新オレンジプラン」を平成27年1月に策定し、認知症高齢者等に優しい地域づくりを推進するための7つの方策を立てました。

その中には、認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進として、認知症サポーターの育成などの活動により、認知症は身近な病気であることを普及・啓発等を通じて改めて社会全体として確認をしています。

町では地域包括支援センターが実施する講習等により1,200人以上の認知症サポーターが養成され、認知症カフェなどの運営に協力をしていただいている方もおられます。

次に、認知症の容体に応じた適時・適切の医療と介護等の提供として、認知症初期集中支援チームなどの整備により、早期診断・早期対応を軸に、本人主体を基本とした医療・介護等の有機的な連携により認知症の容体の変化に応じて適時・適切に切れ目なく医療・介護等が提供される環境型の仕組みを実現することとしております。

吉岡町では来年度より社会福祉協議会に認知症初期集中支援チームが設置される予定で進んでおります。

また、認知症の人の介護への支援として、認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う認知症カフェ等の設置を推進し、認知症の人の介護者の負担軽減を行います。

町では団体が運営するデイサービスセンターの一角を借用し、認知症カフェを開設しております。

町としては、以上の方策をもとに認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくりを推進したいと考えております。

認知症施策の詳細につきましては、健康福祉課長より答弁をさせます。

議 長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

[健康福祉課長 福田文男君発言]

健康福祉課長（福田文男君） 認知症カフェの現状につきましてお答えをさせていただきます。

高齢化に伴い、認知症は誰もがかかる可能性のある身近な病気であります。国の推計では2025年には65歳以上の5人に1人が認知症になると見込まれており、吉岡町と吉岡町地域包括支援センターでは、認知症になっても安心して暮らしていくける地域づくり、環境整備を進めております。

その中の一つとして、町内の団体が運営する通所介護施設のカフェコーナーをお借りいたしまして、「元気になるカフェ」が平成28年10月にオープンし、毎週木曜日に開催しております。「元気になるカフェ」は、認知症の方やその家族、地域の人たちが気楽に通い、交流できる場となることを目指しております。

その中心的な担い手として期待されているのが認知症サポーターでございます。認知症サポーターの養成につきましては、吉岡町地域包括支援センターが養成講座を平成22年から始めておりまして、現在その数は延べ1,231人、うち小学生522人となっております。

また、平成26年度から認知症サポーターを登録制としまして、現在登録していただいている方は72人となっております。認知症サポーター受講者で今後地域の見守り活動や町が行う事業に協力したいという方が登録していただいているものでございます。小学校4年生を対象とした認知症サポーターキッズ養成講座は、総合学習の福祉教育の時間を活用し、開催させていただいております。

「元気になるカフェ」が地域に根づくためには認知症サポーターの継続した協力が必要でございます。

認知症サポーターの協力体制づくりの一環として、ことし6月から地域包括支援センターが中心となり、認知症サポーター登録者に声をおかけしまして、座談会を開催しております。この座談会は、認知症カフェなど認知症サポーターの活動の場所の確保や認知症の方の見守り等、体制を構築し、サポーターが主体となって活動が継続できるよう支援していきたいというふうに考えております。

今後の事業展開としましては、空き家対策を兼ねまして広く福祉・交流を目的とする地域福祉支援拠点の整備事業としまして、新たに設置予定のカフェスペースを活用した認知症カフェとしての利用のほか、地域の誰もが利用可能な施設として軽飲食サービスの提供も検討していきたいというふうに思っております。

運営開始後は、地域との連携を図り、「住み続けたい町、吉岡」を実現するための取り組みにつなげていくさまざまな交流事業の実施を進めたいと考えております。

また、国が掲げる認知症施策推進総合戦略「新オレンジプラン」では、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることがで

きる社会の実現を目指しています。

この施策の1つとして、認知症初期集中支援チームの設置、認知症に対する早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築が求められております。

今後町では地域包括支援センターに精神福祉士を配置し、中央の研修会や医師会主催の研修会の参加で技術や知識を深め、広域市町村と連携を図り、渋川地区医師会の協力のもと、認知症初期集中支援チームの配置に向けて準備を進めております。

「認知症にやさしいまちづくり」として吉岡町、吉岡町地域包括支援センターではこれらの取り組みを通じて認知症サポーターが地域で活躍し、認知症の方が安心して生活できる地域づくりの構築に向けていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（岸祐次君） 竹内議員。

〔6番 竹内憲明君発言〕

6番（竹内憲明君） ありがとうございました。

先ほどの課長のお話の中に認知症カフェのお話がありましたが、先月の17日の上毛新聞によりますと、大泉町でも認知症カフェを開設したという記事が載っておりました。大泉町では町保健総合センター内で初の認知症カフェを開き、「オレンジカフェひだまり」と名づけて、2ヶ月に1度のペースで開催すると載っておりました。

認知症になっても住みなれた地域で安心して暮らしてもらうのが狙い、認知症について情報交換するほか、家にこもりがちな患者に外出の機会を提供するのが狙いであると担当者の人が説明をしておりました。

我が町の認知症カフェは、「元気カフェ」と名づけられ、毎週木曜日に開催されているようですが、私が訪問したときには既に20名ほどの人数で、大変和やかな雰囲気で、コーヒーを飲みながら開催されていましたが、女性の方が8割くらいで、男性がたまたま少なかったようですが、手作業で新聞紙を使って折り紙的にテーブルの上に置くごみ箱をつくったり、絵を得意としている男性の方がいて、色塗りを教えていたのですが、手や指を使っているので、認知症予防にもなりますし、頭を使ったりしながらどう折ったらいいのか考えながら折り紙をしている姿も会話も自然体で楽しそうで、顔も生き生きと輝いておりました。

このように、認知症の人が持つ力を最大限に生かしながら、地域社会の中でなじみの暮らしや関係が継続できるように支援をしていくことが本人主体の医療介護ではないかと私も考えております。

ぜひこれからも各地域の1カ所ずつくらいに認知症カフェが設置できるように、町も十分に戦略を練っていただき、計画を遂行いただければ、高齢者にとって大いに安心・安全の住みよい町になると考へておりますが、その点はいかがお考えでしょうか。町長に答

弁を求めます。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 現在実施している「元気カフェ」や来年度予定している認知症カフェの運営にかかるボランティア等の協力体制を考慮し、考えていきたいと思っております。

議 長（岸 祐次君） 竹内議員。

〔6番 竹内憲明君発言〕

6番（竹内憲明君） 大変ありがとうございました。

だんだん町内に何ヵ所も広がるような計画をしていただけるよう要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、高齢者の車の運転についての質問に入ります。

最近の新聞やテレビ放送においても全国的に高齢者の車の運転により運転操作を誤り、車が暴走して小学生の通学途中の列に突っ込む事故が報道されたり、病院内の駐車場で高齢者の運転する車がアクセルとブレーキを踏み間違えて、歩いている人をはねてしまったなどといった、大変痛ましい事故のニュースがたびたび報道されております。そのニュースを聞くたびに何とも言えない複雑な気持ちになります。

このような社会問題になっている高齢者の事故も認知症と深いかかわりがあるのでないかと考えております。

この高齢者の運転について、国は高齢者運転免許証の自主返納を推奨しておりますが、吉岡町の高齢者運転免許証の自主返納者事業については、どのような推進計画を持っておられるのか、現状の課題と今までの高齢者運転免許証の自主返納者の数はどのくらいあるのか。また、現在の進捗状況とあわせてお尋ねいたします。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 2番目の質問といたしまして、高齢者の運転並びに徘徊の問題についてとということで質問をいただきました。

高齢者の運転による事故のニュースが、先ほど申されたとおり多く報道されております。中には、認知症が疑われる方もいるよと伺っております。

今後道路交通法も改正される予定で、75歳以上の高齢ドライバーの認知機能が厳しくチェックされるようになり、認知機能検査により専門医の診断が義務づけられたり、講習時間が延長される場合もあるように聞いております。

町では高齢者の交通事故の減少と運転に不安を持つ高齢者の運転免許証の自主返納を支援するため、高齢者運転免許証自主返納者支援事業を行っております。今後も同制度の周

知を図つてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、町民生活課長より答弁をさせます。

議 長（岸 祐次君） 中島町民生活課長。

[町民生活課長 中島 繁君発言]

町民生活課長（中島 繁君） 町で行っています高齢者自動車運転免許証自主返納支援事業の内容につきましては、高齢者の交通事故の減少と運転に不安を持つ高齢者の運転免許証の自主返納を支援するための事業となります。

同事業の対象者は、運転免許証の返納時に満65歳以上の方でこれまでに当事業による助成を受けていない方で、申請による運転免許証の取り消しから1年以内であることが要件となっております。

支援内容としては、1つ目として、群馬県共通バスカード5,000円分の交付を行っております。利用額については、6,050円になります。2つ目として、運転経歴証明書の交付手数料1,000円を全額支援しております。

高齢者自動車運転免許証自主返納者支援事業の申請状況ですが、平成25年度は8名、26度が16名、27年度が6名、28年度11月末時点で14名の方が申請をしております。

本年度の現時点での申請者の年齢別の状況ですが、65歳から69歳未満の方が2名、70歳から74歳の方が2名、75歳から79歳の方が3名、80歳から85歳の方が3名、85歳から89歳の方が4名になります。

また、事業の周知につきましては、町広報紙、町のホームページへの掲載、自治会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会などへ周知の依頼を行っているところでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長（岸 祐次君） 竹内議員。

[6番 竹内憲明君発言]

6 番（竹内憲明君） 大変ありがとうございます。

ただいまの説明によりまして、免許証自主返納しても公共交通の充実を図っていただいているので、今までどおり不便さを多く感じずに行動できますので、大変いいのですが、自宅からバスの停留所まで行く間に、高齢者ですからなかなか遠い場所もあるうかと思うので、タクシーを利用できれば高齢者も十分満足できるのではないかと思うんですが、そのあたりの考えはどうでしょうか。お尋ねいたします。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

[町長 石関 昭君発言]

町 長（石関 昭君） この件に関しましては、町民生活課長より答弁をさせます。

議 長（岸 祐次君） 中島町民生活課長。

〔町民生活課長 中島 繁君発言〕

町民生活課長（中島 繁君） タクシーの利用につきましては、同事業によります町の支援はございませんが、町の支援以外にも運転経歴証明書の提示等によりましていろいろな支援を行つていただいている団体、企業等がございます。その中に、群馬県タクシー協会では、協会加入の事業者のタクシー利用の際に運転経歴証明書の提示によりまして、1割の運賃割引を実施していただいております。よろしくお願ひいたします。

議 長（岸 祐次君） 竹内議員。

〔6番 竹内憲明君発言〕

6 番（竹内憲明君） ありがとうございました。

タクシー利用につきましては、検討していただき、次の質間に移らせていただきます。次に、高齢者の認知症徘徊についての質問でございますが、現在認知症による徘徊高齢者等の保護対策にかかる連携協定を渋川警察署と締結しておりますが、事前の登録により対象者の見守りや、行方不明になつても顔写真や特徴が登録してあるので「よしおか安心・安全メール」に配信され、早期の保護が期待されるということですが、何ヵ月か前にも高崎の徘徊者が吉岡で見つかった例がありまして、早期発見ができたために大事に至らなかつたようあります。

次に、話は変わりますが、高崎の問屋町の商業団地内にあるビエント高崎にて、先日群馬県医療機器ヘルスケア展が盛大に開催され、大変盛況でありました。医療や電子機器に関係する会社が20社ほど参加しておりました。その中でも、GPSを使って高齢徘徊者の発見を素早くキャッチできるいい感じの製品がありました。靴底にGPSの小型チップを内蔵した靴製品が、徘徊者の気持ちも配慮しているためなかなか人気があり、この靴を専用に徘徊者にはいて出歩いてもらえば、いつでも地図上にピンポイントでスマートフォンやパソコンに居場所が素早く正確に地図上に表示されるので、徘徊者の発見が早く、事故等も未然に防げると思います。

ほかにもいろいろと持ち運び用の機器とかが幾つかあったのですが、そちらのほうは省きますが、私が見た中ではこの靴のタイプが最適であると感じて帰ってきたわけでございます。

我が町もこの先の高齢者の認知症が間違なく急速にふえてくるので、そうすれば、最新のGPSを使って徘徊者を素早く発見できるGPSはすばらしいと思います。また、家族の心労も和らげることができます。

また、十分に精査をしていただき、使用できる方向で検討をお願いするものでござります。町長の答弁を求めます。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

[町長 石関 昭君発言]

町 長（石関 昭君） 担当課長より答弁させます。

議 長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

[健康福祉課長 福田文男君発言]

健康福祉課長（福田文男君） 徘徊高齢者対策につきましては、ことしの8月31日に吉岡町と渋川警察署との間で徘徊高齢者等の保護対策に係る連携協定の調印式がとり行われました。この協定は、吉岡町と渋川警察署が徘徊高齢者等を早期に発見し、保護するために締結をされたものでございます。この協定に基づきまして、堅密な連携及び情報を共有することで、徘徊高齢者等の行方不明時に迅速に適切な対応ができるようになってまいります。

具体的には、徘徊行動のおそれのある人の身体的特徴や緊急連絡先、顔写真など、事前に本人や家族が役場健康福祉課または吉岡町地域包括支援センターへ登録をいたします。

この登録情報を渋川警察署へ提供し、情報共有します。実際に行方不明になった場合、渋川警察署が「上州くん安全・安心メール」を配信をいたします。このメールは、「よしおかホットメール」と連携をしているため、ご家族の希望により、行方不明者の顔写真も含めた登録情報が「よしおかホットメール」登録者に配信され、迅速かつ広範に情報が発信されることで、行方不明者の早期発見につながる情報を得ることができます。

吉岡町と渋川警察署が連携を強化することにより、徘徊高齢者等の生命と身体の安全を確保するため協定を締結することとなりました。

また、同日、吉岡町・渋川市・榛東村と渋川警察署で「認知症高齢者等の保護対策に係る覚書」を交わしました。このことによりまして、4者相互の高い信頼と協力関係に基づき、認知症高齢者等の保護対策を連携して行うことが可能になってまいります。

現在、役場と吉岡町地域包括支援センターが窓口となりまして、申請書を受け付けております。10月に1件の申請が登録をされている状況でございます。

今後も徘徊行動のおそれのある方を把握しまして、ご家族に事前登録を進めたり、本人の元気なうちに事前登録を進めるなど、啓発していきたいというふうに思います。

介護関係者等への情報提供や広報、ホームページ等で活用し、幅広く普及していくよう努力していきたいというふうに思っております。

現在おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者の方であって、持病や障害等により常に見守りが必要な方に対しまして緊急通報システム貸し出しサービスを行っております。

内容は、携帯用のペンダント型の発信機、そういった装置、本体を自宅に設置します。緊急時にペンダントまたは本体のボタンを押すと自動的にシステム業者に通報されまして、安否を電話で確認し、応答がない場合には緊急通報の協力者に連絡し、確認を行ってもら

います。また、室内の冷蔵庫やテレビなど、頻繁に使用する箇所にセンサーを設置しまして、24時間以上の反応がないと自動的にシステム業者の方へ連絡されます。

今後は、緊急通報システム貸し出しサービスに加えまして、徘徊高齢者を早期に発見するためのGPS機器の対応を検討しています。徘徊のおそれのある高齢者にGPSをお守り等として携帯してもらって、靴の中に入れて靴を装着してもらうことにより、行方不明になった方を早期発見をすることとなります。高齢者の安全の確保と介護される方の不安の軽減を図ることが期待されます。

なお、来年度事業に向けて、靴底タイプの検討をしているところでございます。以上です。

議長（岸祐次君） 竹内議員。

[6番 竹内憲明君発言]

6番（竹内憲明君） ありがとうございます。ただいまの明快な回答は、私の求めるものであります。ぜひともよろしくお願ひいたします。

次に、地球温暖化についての質問に入りますが、群馬県では地球温暖化対策実行計画の改定に当たり、豊かな低炭素社会の実現に向けて2030年を将来目標に設定して、大澤群馬県知事が環境基本計画概要を説明いたしました。それによりますと、本格的な温室効果ガスの排出削減に取り組まない場合には、今世紀末の世界の平均気温は最大で4.8℃上昇し、自然災害や社会経済に大きな影響を与えると警笛を鳴らしています。

その中の基本計画を構成する一つに地球温暖化の防止がありますが、地球温暖化問題は私たちの生活や事業活動における大量のエネルギー消費が主な原因となっており、一地域の対策で解決するものではない世界共通の問題ですが、群馬県ではこの問題にしっかりと向き合い、地域でできる取り組みを着実に前に進めていきたいと考えております。

また、地球温暖化の防止では、省エネルギー型製品の購入や使用、エコドライブなどを呼びかけていきたいと大澤群馬県知事が発言しております。

町としての地球温暖化の取り組みについて、どのような対応策をとっているのかお伺いいたします。

議長（岸祐次君） 石関町長。

[町長 石関昭君登壇]

町長（石関昭君） 竹内議員のほうから地球温暖化について、町の対策はということで質問をいただきました。

吉岡町においては、人口増加に伴い住宅の増加も続いております。町といたしましては、クリーンエネルギーの普及促進のため、住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金を交付をしております。また、役場庁舎などに太陽光発電システムを設置しております。省

エネ対策として、グリーンカーテンの設置やクールビズの実施なども行い、公用車にもハイブリッド車を導入しております。

詳細につきましては、担当課長より答弁をさせます。

議 長（岸 祐次君） 中島町民生活課長。

[町民生活課長 中島 繁君発言]

町民生活課長（中島 繁君） 住宅用の太陽光発電システム設置整備事業補助金につきましては、環境への負担の少ないクリーンエネルギーの普及促進を目的に、1キロワット当たり2万5,000円、限度額10万円として補助金を交付しております。

補助金の交付実績は、25年度が64件、26年度が65件、27年度が63件、28年度が11月末時点で39件となっております。

太陽光発電システム設置の町有施設につきましては、役場庁舎と日帰り温泉施設でありますリバートピア吉岡に設置しております。以上です。

議 長（岸 祐次君） 竹内議員。

[6番 竹内憲明君発言]

6番（竹内憲明君） ありがとうございます。

私もコンビニなんかに時々寄るんですが、駐車中の車もエンジンをとめて、かけ放しになっている車が大分少なくなったように見受けられております。国民の誰もがエコドライブとか省エネに関心を持ってきた証拠ではないかと考えております。

次に、町の再生可能エネルギーの事業展開について質問いたします。

群馬県の2007年の日照時間は年間2,211時間と全国で4番目に長いことから、太陽光発電や太陽熱利用には大変適した地域となっているようですが、住宅建築においても太陽光発電と一緒に屋根につけるご家庭が群馬県で多いと聞いております。再生可能エネルギーの利用に理解が深まりつつあります。

そこでお尋ねいたします。町の再生可能エネルギーを使った太陽光発電については、事業展開あるいは計画等はあるのでしょうか。お尋ねいたします。

また、他の風力、水力等についてはどうでしょうか。答弁を求めます。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

[町長 石関 昭君発言]

町 長（石関 昭君） この件につきましては、総務政策課長より答弁させます。

議 長（岸 祐次君） 小渕総務政策課長。

[総務政策課長 小渕莊作君発言]

総務政策課長（小渕莊作君） それでは、説明させていただきます。

再生可能エネルギーは、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、その他の自

然界に存在する熱及びバイオマスのことを指すとされております。

本町は豊かな自然に恵まれておりますけれども、関東でも有数の日照時間を誇る太陽光や町内を流れる河川、農業用水なども本町の有力な再生可能エネルギー資源であると考えております。

町における再生可能エネルギーに関する経過でございますけれども、平成22年2月に太陽光発電システムを役場庁舎屋上に設置しております。平成27年度における発電量は2万349キロワットアワーとなっております。また、平成24年度からは町内の一般家庭を対象に住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金を開始しております。これまでに295件の申請に対し補助金を交付しております。そういったことから、普及促進を図っているところでございます。

また、利根川右岸の緑地公園には風力・水力・太陽光・地熱の4種類の自然エネルギーを利用した施設が集められ、吉岡町のシンボルとなる吉岡自然エネルギーパークが形成されているところもあります。以上のような再生可能エネルギーの活用状況でございます。

本町の地形・気候・風土に適した再生可能エネルギーは何なのかといった総合的な体系整備がされていなかったことから、有効活用が可能であるにもかかわらず、活用されないまま眠っている資源を見出し、その方向性を示すことを目的としまして、平成25年度に吉岡町再生可能エネルギービジョンを策定したところでございます。その中では、町の再生可能エネルギー賦存量、資源収集性や社会的必要性、また経済性などによる評価を行い、その結果、吉岡町に適していくて活用方法を検討するに値するエネルギーとして太陽光発電、風力発電、マイクロ水力発電、地中熱を選定し、具体的にどのような取り組みができるかを検討を行ったところでございます。

太陽光利用では、役場庁舎への非常用電源設備や小倉沈殿池への発電設備の設置、また、各小学校プールサイドへの日よけを兼ねた発電設備の設置などが有効であるとされました。

風力エネルギーにつきましては、設置費の関係や住宅地近傍の騒音問題等により、大型の風力発電システムの導入は難しいわけですけれども、環境教育・啓発を主な目的とした太陽光発電と同時に用いるハイブリッド風力発電ならば検討の余地はあるといったところでございます。

水力発電につきましては、残念ながら、大水力と言えるような資源はございませんでしたけれども、少ない水力を活用したマイクロ水力発電設備であれば、上ノ原浄水場や「ふれあいやすらぎ公園」などへの導入の可能性は高いとされたところでございます。

その他ビジョンではクリーンエネルギー自動車にも触れられており、町はハイブリッド自動車や電気自動車、燃料電池車などを公用車として導入していくという方向性も示されているところでございます。

また、同年には省エネルギー推進の視点から、地中熱利用可能性調査も実施しております。地中熱とは、温度変化の小さい地中の熱を活用したエネルギーのことをいいます。地中熱は、地熱の一部とも言えますけれども、利用の仕方から見ると、火山に近い場所にある高温のエネルギーを発電等に利用する地熱と足元地下に眠っている天候などに左右されることのない、昼夜を問わず1年を通して16°Cから17°Cと安定しているエネルギーを温熱・冷熱として利用する地中熱とは、似て非なるものでございます。

地中熱利用システムでは、調査に係る試験孔がそのまま導入の際の採熱孔に利用できることから、改修・更新時期、埋立表土の薄さ、安定的な地下水の確保の可能性、また、地中熱利用システムの計画施行の容易さなどの視点から選定されました。

文化センター北側の駐車場で掘削口径15センチ、仕上げ口径10センチで深さ51.3メートルのボーリング調査を実施したところでございます。その結果、新たなボーリングを行わずに試験孔のみを利用した場合でも文化センター学習棟の1階児童学習室と2階研修室の2部屋の冷暖房を地中熱利用に切りかえることが可能となっております。その際には、文化センター学習棟の使用電気料の10%から12.5%程度は削減できるという計算となっております。

以上が導入可能性を検討した結果でございます。

もちろん、それぞれの施設整備にはそれ相応の導入費用及び維持管理経費もかかり、運用や管理面でのデメリットも想定されることから、それぞれの施設の担当課において慎重に検討していく必要があると考えておるところでございます。以上でございます。

議長（岸祐次君） 竹内議員。

〔6番 竹内憲明君発言〕

6番（竹内憲明君） 大変明快な回答をいただきましてありがとうございます。

太陽光発電については、駒小、明治小、中学校合わせて大体出力は115キロワットぐらいの導入が可能ということを聞いておるんですが、もちろん学校ですから、災害時使用型の太陽光になると思うんですが、導入に向けて、こちらのほうも考えていただければありがたいと思っております。

次に、町の公用車におけるCO₂低排出対応車の導入についての質問になりますが、日々の生活には節電、照明のLED化、省エネ機器の使用が一般的になってきておりますが、特に二酸化炭素の発生にはガソリン、軽油、灯油、重油などの燃料の使用により多く発生しております。特に、自動車走行では二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素等の温室効果ガスを多く排出するためにハイブリッド車や電気自動車、燃料電池車への普及を進めていくなど、町としては環境配慮契約の推進をしていただきたいと思います。

具体的に申しますと、吉岡町の公用車では軽自動車から大型バスに至るまで数多くの台

数の車両を管理しておりますが、特に温室効果ガスの発生源の大部分を占めるCO₂の発生が多い車両が過半数を占めているのが現状であります。車検期が到来する車両あるいは長年乗っている年式の古いものより順次に環境配慮型の車両に代替えをしていくのが望ましい形と考えております。

したがって、公用車の車両管理方法の再度の見直しをしっかりと図っていただき、より燃費性能がよい環境負荷の少ないハイブリッド車や電気自動車を公用車に配慮すべきと考えますが、町長に答弁を求めます。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

[町長 石関 昭君発言]

町 長（石関 昭君） 公用車につきましては、竹内議員のおっしゃるように、環境負荷の少ない車を導入するのが理想であると思っております。

その購入のための財源は、皆さんの貴重な税金でもあります。今町は、子育て世代の方々の人口が増加しており、子育て支援のための施策や学校などの施設整備のために多額な財源を必要としております。

地球温暖化を防止するために温室効果ガスの排出削減に取り組むことは大切だと思っておりますので、町といたしましては、できる限り努力をしたいと考えておりますが、特に故障もなく、正常に走れる車については、あえて買いかえる必要はないと思っております。買いかえる必要が生じた場合には、竹内議員が言われるように、環境負荷の少ない車を導入していきたいと考えております。

詳細につきましては、財務課長より答弁をさせます。

議 長（岸 祐次君） 大澤財務課長。

[財務課長 大澤弘幸君発言]

財務課長（大澤弘幸君） 現在町では公用車、いわゆる青パトと呼ばれる交通指導車、消防車、マイクロバス、スクールバス、給食配送車、トラックなどを保有しております。その中で環境負荷の小さい車といたしましては、青パト2台がハイブリッド車となっております。また、29台が軽自動車ということで、比較的環境負荷が小さく抑えられていると思っております。軽自動車のうち1台は、アイドリングストップつきでございます。

環境負荷の少ない車の購入につきましては、先ほど町長の答弁にありましたように、皆さんの貴重な税金から購入させていただくわけですので、故障もなく正常に動く限りにおいては、なるべく長く使用していきたいと考えております。どうしても買いかえが必要になった場合には、竹内議員がおっしゃるような環境に優しい車の導入を検討したいと考えております。よろしくお願ひいたします。

議 長（岸 祐次君） 竹内議員。

[6番 竹内憲明君発言]

6番 (竹内憲明君) ありがとうございます。明快な回答をいただきまして安心しております。

大澤群馬県知事の将来目標にしております2030年には、我が吉岡町の公用車の過半数の車がクリーンな排気ガスを出す車にかわっていることを夢を見まして、私の質問を終わりにしたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

議長 (岸祐次君) 以上をもちまして、6番竹内憲明議員の一般質問が終わりました。

ここで昼食休憩をとります。再開を1時とします。

午前11時42分休憩

午後 1時00分再開

議長 (岸祐次君) それでは、会議を再開します。

議長 (岸祐次君) 5番柴崎徳一郎議員を指名します。柴崎議員。

[5番 柴崎徳一郎君登壇]

5番 (柴崎徳一郎君) 議長への通告に基づき、一般質問を行います。

まず最初に、地域包括ケアシステム構築への道筋はということでお伺いします。

先日、文教厚生常任委員会において石川県の津幡町と野々市市に地域包括ケアシステム及び地域包括支援について視察研修に行ってまいりました。

事前に吉岡町においての地域包括ケアシステムの状況、1つ、在宅医療・介護連携の推進、2つ、認知症施策の推進、3つ、地域ケア会議の推進、そして4つ目、生活支援サービスの充実強化を掲げ、現在進めているとの概要説明を受けて研修に出かけました。

最初の津幡町では「包括支援体制づくりへつなぐ取り組み」サブタイトルで、町内の社会資源である介護保険事業所、医療機関、生活支援見守り、介護予防の4つの資源を利活用して地域包括ケアの実現に向けて、多職種連携のもと、一人の生活を支えるネットワークづくりにつなげていきたい、個別な課題整理の中で生活課題を発見するということでした。

また、野々市市においては、野々市版地域包括ケアシステム基盤整備事業のもと、野々市市民の人生ガイド「ののいち日和」というガイドブックを全戸に配布し、高齢者になつてもいつまでも普通に楽しく暮らし続けられる仕組みをつくろうとワークショップの開催を重ね、あつたらいいなと思うサービスや社会資源を形にしていきたいと述べておられました。

そんな中、国は地域包括ケアシステムの構築に向けて、まずは平成27年度からの第6期以降の介護保険事業計画を地域包括ケア計画期間と位置づけ、各種の取り組みを進めて

いくことを提唱しています。

以前から話題に上っている平成30年度システム構築の目標到達度を含め、さきに述べた吉岡町における地域包括ケアシステムの状況の4つの項目推進への道筋について、町はどんな思いを込めて進めていこうとしているのか、改めてお伺いします。

議長（岸祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 柴崎議員のほうから、地域包括ケアシステムの構築への道筋についてのご質問をいただきました。

地域包括ケアシステムの現状については、9月の定例会にて小池議員の一般質問でも答弁をさせていただきました。

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態になっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されることを目的としています。

介護制度の改革等により、地域包括ケアシステムの構築が求められておりますが、吉岡町では第5次総合計画で「よしおか健康ナンバーワンプロジェクト」により健康維持活動を推進しているところでもあり、要介護等に陥らないためにも基本的な施策を行っているところもあります。

しかし、介護や支援等が必要になった場合の手だてとして地域包括ケアシステムの構築が必要となってまいります。

吉岡町の地域包括ケアシステムの構築度としては、項目ごとではさまざまですが、事業的には平成29年度中にはほぼ構築される見通しでもあります。

ただ、地域力を活用した生活支援等が今後の課題であると思っております。地域との理解が得られ、支援ができるよう取り組んでいきたいと考えております。

第5次総合計画で掲げる「町民が地域でお互いに支え合いながら、いきいきと暮らせる社会づくり」を進めていきたいと思っております。

議長（岸祐次君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） ただいまのご説明をいただきましたが、認知症の施策の推進においては、10月に視察された吉岡町初の認知症カフェの開設、開設から2カ月余り、今も大勢の人々でごった返して盛況な様子がいつも見られております。

認知症施策推進計画、新オレンジプラン、特に認知症カフェの進め方についてお伺いしますと予定しましたが、午前中の竹内議員との重複となりますので、割愛し、次の質問に移ります。

それは、認知症施策推進計画のカフェのあり方について一つ提案がございます。午前の竹内議員の問答にもございましたが、次年度以降駒寄地区にもう1カ所、そして町内各地区、地域にカフェの拡散をもくろんでいるようですが、新たな施設、カフェを開所しなくても現在町内各地域で開設されているサロン、それらを認知症カフェを含んだ施設として活用していくのも一つの方法ではないでしょうか。

実際に各地のサロンを運営されている地域のリーダー皆さんが現在の認知症カフェ「元気になるカフェ」での「ささえ隊・もてなし隊」のトップリーダー格となって活動されております。皆さんが順番、当番制でカフェ運営に携わっておりますが、カフェとサロンのかけもちは容易なことではなくなってくるでしょう。吉岡町独自の認知症施策として、今後さらなる研究、検討を賜れれば幸いです。

町内各地域のお年寄りらが日常の社会生活、近所づき合いの中で自然と集まっていただけのようなサロン、すなわち認知症カフェの運営が地域でなされれば、こんなすばらしいことはないと思います。

特別に構えた認知症カフェを開くのではなく、各地独自なネーミングで自然に地域、隣近所の方々が、そしてお年寄りらが集える寄り合い所、子供さんも含めた地域のみんなが集える居場所づくりが必要なのではないでしょうか。いかがでしょうか。

議長（岸祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件に関しましては、担当課長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 認知症カフェは、認知症になっても地域社会の中で自分らしく社会貢献ができ、自分自身の生きがいを得られ、自身の尊厳を確認することや認知症の人々のいる家族同士の相談や癒しの場でもあります。サロンとは異なるものがございます。ただ、支援するボランティアさんの立場から言えば、議員が言われるとおりでございます。

駒寄地区に新設する予定の認知症カフェにつきましては、認知症カフェのほか、地域で活用していただこうと考えております。

12月の補正予算に地域福祉支援拠点施設として建築設計委託をしたいと考えており、計上させていただきました。これは、地域包括ケアシステムの構築に向け、取り組みをしているところでありますが、先ほど町長の答弁にもありますとおり、いかに地域力の活用が進むかによって吉岡町の地域包括ケアシステムの構築がされるかであります。この施設をその起爆剤として活用できればと考えております。

より町民に立ち寄っていただき、そこでボランティアの意識を持っていただけるよう、

いわばボランティアの養成所とでも申しましょうか、そう考えております。

多くの町民の方に理解していただき、吉岡町がボランティアの町になるよう努力していくたいと考えております。以上です。

議 長（岸 祐次君） 柴崎議員。

[5番 柴崎徳一郎君発言]

5番（柴崎徳一郎君） 津幡町、野々市市ともにそれぞれその町、その市の独自性によった施策、事業展開を進めておられました。

また、幾つかの講演会やシンポジウム、事例発表会などで各地域のお話、事例を伺ってまいりましたが、地域包括ケアシステムの構築手法は、それぞれの地域の中で地域に合つたそれぞれのシステムで構わないのではないだろうかと思いました。

認知症諸施策についてもしかりです。カフェの運営には多くのボランティアの活用が必須となることとなるでしょう。そのボランティアそのものにもいろいろ不安を持っております。また、見返りを求める方は一人とおりませんが、無償ボランティアの方々に将来の生活に希望ができるような、何か金銭でない、後々利活用できるもの、何か付与できることをみんなで知恵を絞り出してほしいものです。

現在町内には福祉的活動に限らず、たくさんのボランティアが活動を展開しております。それらを町が管理体制を整えて、ボランティア貯金ならぬボランティアポイントを蓄え、おのれの老後に利活用できるようなものに現在の社会福祉協議会でのポイントカードによる年度末記念品ではなく、蓄えたポイントを将来に生かせる何かを研究してほしいものです。

市町村ごとに、そして地域ごとに異なるシステムの構築、吉岡町に見合った町独自のシステム構築を目指すべきであります。それぞれの地域の中で誰もが安心していつまでも楽しく暮らし続けられるよう、平成29年度の予算樹立、そして事業計画での吉岡町独自の地域包括ケアシステムが構築されていくことを期待し、次の質問に移ります。

2番目として、府内LAN活用による行政事務の省力化推進は。

現在町は事務のペーパーレス化・電子化の推進を図るべく、庁舎内にPC、パソコンが机上に林立し、各種諸事務はおのれの事業業務委託先と各種システムの構築から改修などなど、各種の諸事業で電算業務を連携し、そして、その活用業務は煩雑さをきわめていると考えじられます。

今やパソコンがなければ仕事にならない。仕事ができない状況にあり、始業から終業までパソコンの前でにらめっこされている職員さんの姿が見受けられますが、健康には十分ご配慮賜りたいと存じます。

さて、吉岡町では庁舎内に何台ぐらいのパソコン配置がなされておられるのか。全職員

への貸与でしょうか。

また、庁舎外の部署及び学校関係者等含め、その配置状況についてお伺いします。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町 長（石関 昭君） 2問目といたしまして、庁舎内のいわゆるPC、パソコン配置状況はどのようにになっているかということでご質問をいただきました。役場庁舎内のPC配置状況についてのご質問ですが、担当が把握できているのが242台となっております。

詳細につきましては、総務政策課長より答弁をさせます。

議 長（岸 祐次君） 小渕総務政策課長。

[総務政策課長 小渕莊作君発言]

総務政策課長（小渕莊作君） 町長が今言われました242台の内容について説明させていただきます。

総務政策課が管理しているパソコンには住民情報システム、また総合行政システムなどに使用されているパソコンが88台、そして、臨時、嘱託を含む職員それぞれが通常業務に使用しているパソコンが147台となっております。そのほか、管理はそれぞれの課で管理しているパソコンがありますけれども、台数を把握できているというところでは、都市計画図の閲覧用システムなど、ほぼ単独で稼働しているパソコンが7台ございます。それらを合計して242台となっております。

また、これとは別に、学校関係につきましては、教育委員会において調査をしていただいたわけですけれども、教職員用3校合わせて155台となっております。

また、パソコン教室の設置台数は3校で198台となっております。

パソコンを日常業務に使用する職員は、全員基本的に割り振られたパソコンを使える状況になっております。以上でございます。

議 長（岸 祐次君） 柴崎議員。

[5番 柴崎徳一郎君発言]

5 番（柴崎徳一郎君） 町は、庁舎内における情報技術の利用による事務の迅速化、省力化、そして質の高い行政サービスの提供体制を構築すべく、LAN（ローカルエリアネットワーク）導入による文書電子化に対応した庁内文書管理体制の確立、文書事務の簡略化による事務効率化、いわゆる電子決裁の導入検討を示されておられたと思うが、その後の経緯、現状についてお伺いします。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

[町長 石関 昭君発言]

町 長（石関 昭君） この件についても担当課長より答弁をさせます。

議 長（岸 祐次君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕莊作君発言〕

総務政策課長（小渕莊作君） 初めに、文書管理の一連の流れについての概略を説明させていただきたいと思います。

まず、文書を收受し、その文書を担当者から供閲をして閲覧し、その後文書を保存、保存年限終了後に廃棄という流れになっております。

また、起案文書についても同様に、供閲による閲覧後保存、保存年限終了後に廃棄という流れになります。

文書電子化に対応した文書管理体制の確立において、ここで問題になるのがメール等で收受した文書と紙ベースで收受した文書が併存する状況での取り扱いになると思われます。文書電子化や電子決裁が検討された当時から15年以上が経過するかと思われます。現在においても文書はメールによる文書と紙ベースの文書が併存し、メールで送信された文書についても公印が押印された文書が紙でも送信されるケースやメールのみで送信されるケース、紙でのみ送付されるケースなど、県から送られる文書だけでもその部署や担当によってその方法はさまざまあります。

文書電子化を導入する上で一番の問題は、文書の最初の入り口であります收受の部分であると思います。その文書がメールのみで送られてきた場合の收受は容易でありますけれども、紙のみの場合は一旦スキャナーで文書の画像を取り込み、電子データ化する必要が出てくると思われます。そして、スキャナーで読み込んだとしても、紙ベースの原本の保存年限により、保存し、管理することになると思われます。

結局のところ、現時点では、紙ベースの文書を收受する必要がある限りは、電子化した文書も紙の文書も両方管理する必要があるということになってしまいます。紙文書の電子化の手間や電子文書と紙文書の両方を管理しなければならないことなどを考えると、現時点では文書電子化は合理的でなく、現実的でないと考えられます。

電子決裁や文書電子化による文書管理については、現時点においても導入事例はまだまだ少ないものだと考えられます。

ちなみに、さいたま市のように、最新の文書管理システムを導入しても電子化率は2016年度末で50%を目標としている現状でございます。

もちろん、将来において電子文書化や電子決裁は柴崎議員がおっしゃるように、事務の迅速化、省力化、質の高い行政サービス提供体制の構築、そしてペーパーレスにより自然環境に優しく、紙代の節約にもつながるすばらしいものだと思われます。

今後先進事例を参考にしながら、検討していきたいと考えております。

議 長（岸 祐次君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5 番 (柴崎徳一郎君) メールあるいは紙ベース両方併存で収受の分別が難しいと。現実的ではないというお話ですけれども、庁舎内及び関係部署と各連携する部署間にはくまなくパソコンが配置されているように見受けられました。

まずは、庁内LANによる諸連絡と伝達指示事項や庁内教育的なことなどは、すぐにでも進められると思いますが、その見解をお伺いします。

議 長 (岸 祐次君) 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕莊作君発言〕

総務政策課長 (小渕莊作君) 庁舎内における文書についてのやりとりは、確かに庁舎LAN、いわゆるシーナビと言われるもののが存在します。それを使っているわけですので、そういったことの利用は当然考えておるわけですけれども、今後またシーナビ等もリニューアルをする予定でありますので、そういったことも検討しなければいけないのかなとは思いますけれども、庁舎内の中のことについては、できるだけそういったことは検討は今後していくかなければならないとは考えておりますけれども、庁外から入ってくる文書については、やはり先ほど申しましたように、県においても併存をしている状況でございますので、それら含めてのさまざまな検討を加えていきたいというふうに考えております。以上です。

議 長 (岸 祐次君) 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5 番 (柴崎徳一郎君) そんな中、庁舎内のフロアの書棚の上に雑然と並ぶ文書類の多さが気になります。各課、室、職員間でのコミュニケーションに多少の支障が生じるのではと不安が募ります。

それから、おととい上毛新聞トップ記事で県内自治体のSNSなど利用状況が示され、半数以上の市町村で積極的活用、吉岡町など町村部で管理の難しさを理由に消極的とのコメントが出されておりました。

午前中、富岡議員からも障害者皆さんの電子機器導入での配慮を求められておりました。パソコンの利活用で最先端の情報技術をスムーズに駆使している職員皆様のさらなる活用技術のスキルアップに期待いたします。

次の質問に移ります。

3番目、スポーツで子供方に希望を。

国にスポーツ省が発足し、夏のリオオリンピック・パラリンピック、各種目での日本代表選手らの活躍は、迎える2020年の日本での開催にますますの期待感を持った暑い、熱い夏でありました。

また、群馬県は、2028年に2巡目の群馬国体招致開催をもくろみ、県スポーツ推進

審議会では国体のあり方などを議論し、その準備に入ってきております。2020年東京オリンピック・パラリンピックでのスポーツ熱とその盛り上がりを群馬国体につなげられるよう、県民の関心を高めていくことが大切であることを説いておられました。

そんな中、町内にはスポーツ少年団と子供たちへの体力向上、ストレス解消など、心と体の健康志向を促す社会体験活動の機会提供、さらに、心身の鍛錬で競技力の向上を目指すなど、スポーツで夢を追い求めようとする子供たちを受け入れる各種団体が活動を展開されております。

そこで、吉岡町スポーツ少年団活動において、以前は多くの種目団体で大勢の少年少女が汗を流し、各種交流活動に参加する姿が見受けられました。各種種目団活動のほか、全団員みんなでの夏のキャンプ、冬のスキーなども計画実施され、バスを連ねて、あるいは隊列行進でたくさんの歓声を上げながら、それは盛況に活動がなされていたものです。

今年度も「少年団活動の普及育成と活動の活性化を図り、青少年にスポーツを振興し、心身の健全な育成に資する」との目的を表記して、町内の子供たちを受け入れるべく、例年のごとく団員募集をされておりますが、活動団数の変遷と今まで最大の入団者数を記録したのはいつごろの活動だったのでしょうか。

そして、今年度の両小学校区の子供たちのスポーツ少年団への加入者数、その割合等、状況、現状、そしてその比較差についてお伺いいたします。

議長（岸祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 3番目といたしまして、スポーツで子供の希望をということでご質問をいただきました。

スポーツ少年団の過去から現在に至る状況をお答えをいたします。

吉岡町スポーツ少年団の目的は、柴崎議員のおっしゃるとおり、子供たちの少年団活動の普及育成と活動の活性化を図り、青少年のスポーツを振興し、心身の健全な育成を目的としております。

活動団の変遷ですが、最大の入団者数を記録したのは12年度の9団体、348名でした。平成12年度から28年度までふえたり減ったりを繰り返している状況でもあります。

今年度のスポーツ少年団の内訳ですが、剣道、ミニバス、柔道、卓球、複合テニス、空手道、スキー、バレーボール、野球、バドミントン、サッカーの12団に小学生から高校生までの316名が在籍し、活動をしております。

今年度の両小学校区の加入者数と割合状況ですが、スポーツ少年団加入は、学校区にこだわっておりませんので、学校区ごとの数値はありません。また、吉岡町の人口増加とともに、子供も人口増加をしており、個人競技から団体競技までさまざまなスポーツを体験

でき、自分に合ったスポーツを選択できる環境でもあります。このことが中学の部活動や高校、大学、また生涯スポーツへとつながる基礎となると思っております。

活動場所については、町の体育施設を開放しております。また、子供たちの指導面では心身の健全な育成を目的として多くの方々に支えられ、行われていることに感謝をしております。

このようなことから、吉岡町のスポーツ少年団活動の推進は図られていると思っております。

議長（岸祐次君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） 両小合わせて1,400人ほどの児童生徒、子供らが存在する中、スポーツ活動への参加者がちょっと少ないような気がします。先ほどの町長のお話ですと、316人、2割弱かなと思います。また、種目によって団員数に相当な格差があるようです。スポーツ庁は、スポーツを通じた道徳や人間性を高めていくこと、競技力の向上とともに、スポーツの楽しさを知ることなど、スポーツによる地域活性化、健康増進等推進している中、本町の子供らのスポーツ熱の低下する状況は、生涯スポーツに傾注、応援する一員として少し寂しさを感じます。

町はこの現状をいかように分析し、今後どのように子供たちのスポーツ活動の活性化推進を図っていくとされているのでしょうか、お伺いします。

議長（岸祐次君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕莊作君発言〕

総務政策課長（小渕莊作君） この件に関しましては、担当局長より答弁をさせます。

議長（岸祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 先ほど町長が申し上げたとおり、吉岡町の人口増加とともに子供の人口も増加しており、スポ少に関しては、個人競技から団体競技までさまざまなスポーツを体験でき、自分に合ったスポーツを選択できる環境があります。このことがつまり中学の部活動や高校、大学、また生涯スポーツへとつながる基礎となると思っております。

そこで、スポーツ熱の低下ですが、必ずしも低下しているとは思っておりません。特に、スポ少は、近年団体数が11団から12団にふえましたが、確かに団員数は減少しております。しかし、このことがスポーツ熱の低下や問題が生じているとは考えにくいと考えております。

スポ少担当者から問題も生じているとの報告は届いておりませんし、現場の指導者からもお話をございません。例えば、柴崎議員に情報が入ったならば、ぜひとも情報提供をお

願いしたいと思います。

子供たちの指導面では心身の健全な育成を目的として、多くの方々に支えられ、行われていることに感謝しております。

このようなことからも吉岡町のスポーツ少年団活動の推進は図られているのかなというふうにも考えております。

議 長（岸 祐次君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5 番（柴崎徳一郎君） 私は、低下しているんじゃないかなと、そんなふうに感じた次第です。

吉岡中学校ではことしも夏の中体連でサッカーの全国3位の活躍、この秋の駅伝県大会、胸の差で同タイム2位の関東大会、そして、その関東大会で一昨日4位入賞のすばらしい走りでことしの活躍を締めくくってくれました。その健闘に拍手を贈らせていただきたいと思います。

昔というか、以前はスポーツ少年団の活躍がそのまま中学校の部活動に大きく反映されていたような気がしましたが、スポーツ少年団の指導者と中学校の部活動顧問とがうまいぐあいに連携がとれ、吉岡中学校の部活動活性化に拍車がかかって、各部ともに大いに子供たちが元気に活躍されていましたが、現在はどんな連携策、状況下で展開されておられるのかお伺いします。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 先日私も応援に山梨県の南アルプス市まで行ってまいりました。感動的な場面を見せていただいたのかなということで、関東大会で駅伝が優勝してももう全国大会に行けないというような中で、いわゆる群馬県で1位になった富士見中学にきょうはぜひとも勝つという意気込みを感じつつ応援していましたら、富士見中学には約5メートルの差で勝っていただいたと。

県大会は、それこそ胸の差や秒差ではなく、同タイムという中の熱戦ではありましたが、そういった中で、関東大会は第4位という場面を見せていただきました。

そういった中におきましては、私はスポーツ少年団で得たいいろいろなものが生かされているのではないのかなというように思っております。

そういった中におきましても、このスポーツ少年団の養成してくれるいろいろな面でのご指導はなくてはならないものだというように思っております。

そういった中で、スポーツ少年、指導、中学校の部活顧問との連携については、担当課長より答弁をさせます。

議 長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） ご質問のスポ少と中学校の部活の連携についてですが、スポ少指導者と中学校部活顧問との連携については、町教育委員会としては指導はしておりません。

先ほどもお答えしましたが、スポ少の最大の目的は、青少年の心身の健全育成に資するものであり、集団でのルールを守る態度を身につけ、社会生活への適応ができるよう、スポーツを通じ、相手を思いやる心を養うなど、よき大人への成長へと結びつけるものでございます。

したがいまして、中学校の部活だけにつなげることが目的ではありません。スポ少を継続的に続けることで、部活に結びついていくものとは考えます。特に、発育時の小学生には個人に合ったスポーツを選ぶためのスポ少でもあります。

スポ少の目的と中学校の部活目的の違いもあり、特に中学校の部活の目標として中体連参加があります。

このように、目的の違いがありますが、連携できるような点があれば、検討することも必要ではないかというふうに考えております。

議 長（岸 祐次君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5 番（柴崎徳一郎君） スポーツ少年団から中学校の部活動、そしてその後というか、高校進学後の部活動へのつながりというのが継続される子は余り見受けられません。

吉岡中学校の卒業生の活躍する姿が余り見られないのはなぜでしょうか。

このままでよしとするのでしょうか。どこに問題が、何が障壁となっておられると思ひでしようか。

そして、町の子供たちにスポーツ志向を抱かせる得策はないものでしょうか。

隣の渋川市では、既にもう5年前から運動好きの子供たちを育成するために市内全校に「スポーツコーディネーター派遣事業」を市の予算で継続されているとのこと、また、中学校へは部活動において外部指導者の派遣にも力を入れ、部活動の好成績を残し、着実にレベルアップが図られているなど、スポーツによるまちづくりを積極的に進めていると新聞報道で言われております。

また、先日11月22日の上毛新聞では、高崎市のスポーツでまちづくりをと、未来への可能性を探るスポーツのあるまち高崎、スポーツが与えてくれるものは大きい、感動、勇気、生きる力、そして触れ合い、スポーツの持つ力、スポーツの可能性にまなざしを向け、高崎市はスポーツによるまちづくりを進めるという、大きな見出しでコマーシャルをされておりました。

我が吉岡町はどうでしょうか。町長あるいは教育長のお考えを、所感お聞かせいただけ

たらと思います。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 私もスポーツは好きで、いろいろな場面に出させていただいているんですけれども、7年前の駅伝の全国優勝のときにも応援に行っておったんですけども、その後、県知事のところに挨拶に選手を連れていきました。そのとき、私もそう思ったんですけども、知事が、これから高校生になるんですけども、群馬県の代表としてこれからもちろん高校駅伝、箱根で走っていただけないかというような知事のお話を聞いたら、何々君、あなたはと言ったら、私済みません。サッカーをします。そうしたら、その中で選手で1人だけ継続してやっていきますというような話を聞いたとき、ああ、子供たちというのは、いろいろな夢を持ちながらも、全国優勝してもそれを継続してやっていくということは、ちょっと無理なのかなというような、ちょっと私だけで思ったんでしょうけれども、そういった中においても、いろいろな面で継続してやっていただきて、この群馬県、そしてまた、もちろん今オリンピックというような、東京でやるというようなことになりますと、今ちょうど高校3年生ぐらいがちょうど一番威勢のいい時期かなというようには思っておりますが、そういった中において、この吉岡町がいかにしてこのスポーツでまちづくりができるかということについては担当局長のほうから答弁させますが、いろいろな面でそういった全国優勝した選手たちも自分が全国優勝したんだというような気持ちが余りなかったのかなというように思っておりますが、あの快挙というのも大変なことだと。知事もいわゆる続けてやっていただけないかというようなことを言つたら、私はでもサッカーしますということを言ったときに、これはこれはということで、いろいろなことを思いました。

それはそれとして、スポーツをよりまちづくりに採用していくということは、私も賛成ではございます。

こういった中で、詳細につきましては、担当局長のほうから答弁をさせます。

議 長（岸 祐次君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5 番（柴崎徳一郎君） 町長のご答弁を聞いて結構でございます。

ところで、一つお伺いしますが、スポーツ少年団各団の活動状況を見学されたことはありますでしょうか。平日の夜、土曜日、日曜日、早朝、そして、それらの夜間と、各団の指導体制によってさまざまな活動日程が組まれております。

子供たちは、希望した各団で思い思いに練習や試合、競技にわざを磨き、それぞれに熱き思い、夢を抱きながら一生懸命汗を流し、励んでおられます。そこにいる熱心な指導者

のもと、各団活動における練習メニュー、諸活動をごらんになったことは、また、その内容について関心を持たれたことはございませんか。

前回の質問で「町内の子供を褒めて育てよう」と提案させていただいた折、町では学校現場では叱ったり褒めたりのバランスを持って指導されているとのご返事でした。また、教育長は、県の家庭教育応援条例規定にある各役割を基本に子育て方針を唱えるとのことでした。

管理下としてのスポーツ少年団活動においては、どんな方向性を指揮され、指導者らはそれを活動に生かしているのでしょうか。

それら状況について、知り得る範囲でお伺いします。

議 長（岸 祐次君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君登壇〕

教育長（大沢 清君） スポーツ少年団の練習風景だとか、そういったものを見ているかというふうなご質問がまずあったわけですけれども、全部のスポーツ少年団について見ているということではございませんで、試合等は時々見せていただいている。その程度で、なかなか、見られればいいかなというふうに思っているんですけども、そういうわけにはいかないということでもございます。

それから、スポーツ少年団のあり方についてのお尋ねかというふうに思っておりますけれども、学校における子供たちの人間関係につきましては、同一年齢のクラスメートに限定されることが多いかというふうに思っております。スポーツ少年団につきましては、学齢が違う子供、それから、その中に指導者ですとか、団員の親、それから地域の方々ですか、ボランティアで協力していただいている方々とか、そういった年齢幅を持った人間がかかわっておりまして、幅広く人間関係をつくるという、そういう能力が生まれるのかなと。そういうことが基本にあるのかなというふうに考えております。それで練習を楽しみ、それから練習で苦しみ、試合に負けて悔しがり、試合に勝って喜ぶと、そうした感情を体験する中で、スポーツmanshipですとか、敢闘精神などを養い、健全な心とそれから体を持った青少年に成長する、そういうことを促す、そういうことが日本スポーツ少年団創設の理念というふうになっております。

育成に当たる指導者には、青少年育成という観点から、団員たちの心身の適正な発達を保障できる資質のある認定したスポーツ少年団員の認定員の資格を持った、そういう指導者の方々に団員の指導をしていただいておりますので、教育委員会としては特にそれぞれの団に対してああしてほしいとか、そういうことは示す必要はないのではないかなどというふうに、そのように考えております。

議 長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言]

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 教育委員会、指導関係なんですけれども、教育委員会としては年度初めの4月に行われますスポーツ少年団結団式において児童生徒、保護者、指導者を前に、学校の勉強が一番大切ですが、スポーツをして健康な体をつくり、そして友達をたくさんつくることが必要。1年間スポーツ少年団で多くの友達と楽しく運動を続けてくださいと。また、指導者には、スポーツの楽しさや基本的技術はもちろん、スポーツ少年団の経験が中学、高校の部活、そして生涯スポーツにつながるよう、小さな芽を大きく育ててくださいと訓示しております。この訓示に対し、現在スポーツ少年団関係の問題は報告されておりませんので、指導者の方々は、適正に活動していただいているというふうに理解しております。

議 長（岸 祐次君） 柴崎議員。

[5番 柴崎徳一郎君発言]

5番（柴崎徳一郎君） 学校の部活での体罰問題が新聞、テレビなどでよく報道されて久しいですが、最近でも時折記事や映像を見る機会があります。

我が吉岡町のスポーツ少年団活動の中で今どき間違っても体罰的指導、恫喝的罵声、そして手足を出して子供たちに接し、指導されていることはありませんよね。

世間にはまだまだ体罰必要悪、競技力向上に有効であると考える、信じている指導者は根絶していないようです。

我が吉岡町スポーツ少年団において団活動の中での体罰的指導ありやなしやお伺いします。教育長にお伺いします。

議 長（岸 祐次君） 大沢教育長。

[教育長 大沢 清君発言]

教育長（大沢 清君） ただいまのご質問でございますけれども、当然スポーツ少年団につきましては、指導者だけで行っておるものでなくて、その母集団の中には、育成母集団の中には先ほど申し上げましたように、保護者、それからボランティアの方々だと、そういった複数の方がかかわって活動とか運営がなされておりまして、そういう体罰等があったというふうな報告は特に受けておりません。

議 長（岸 祐次君） 柴崎議員。

[5番 柴崎徳一郎君発言]

5番（柴崎徳一郎君） なしとの根拠は、ふだんの活動を見られてのことでしょうか。

多くの団では、指導者の皆さん少年少女らの熱き思いに沿ってそれぞれに工夫し、父兄らの組織する保護者会との連携のもと、率先して子供たちのスポーツ活動の楽しさや競技力の向上に向かって熱心に指導されている姿勢が各団随所に見受けられます。

ぜひとも吉岡町スポーツ少年団は、健全な心と体のスポーツ推進で、少年団活動の普及育成と活動の活性化を図り、青少年にスポーツを振興し、心身の健全な育成に資するとの目的に向かって、指導者らの指導力向上に各種の講習、研修が組み込まれていると思いますが、もう一段階スキルアップして、でき得ればあわせて年度初め活動開始前の結団式の後などで各団指導者、保護者間の交流、意見交換会など、吉岡町スポーツ少年団活動の方針性などを協議される場を取り上げていただけたらと存じます。

互いの友情が芽生える中、子供たちに体を動かす楽しさやさまざまなスポーツを体験してもらうことで夢や目標を持つきっかけづくり、あわせて吉岡町の魅力発信、特性を知つてもらえる機会を設け、吉岡町でスポーツをしてよかったです振り返ったとき思つてもらえる、そんな人づくり、まちづくりはいかがでしょうか。もちろん、障害を持っている方々にも一緒に加わって実施していただければなお幸いなことです。

スポーツで子供らに希望を、そして、指導者皆さんへの期待とともに、所管の教育委員会の指導者養成及び育成など積極的かかわりを含めた総合マネジメントに大きな期待、ウエートをかけさせていただきます。

吉岡町に住む全ての子供たちの未来に夢と希望をお願いするものであります。

最後に、4番目の質問に移ります。

4番目、地域課題。

中群馬用水の現況について。

群馬用水土地改良区、愛称みどりネット群馬用水では、水資源機構が管理している幹線水路、附帯の揚水機場等の基幹施設は、造成後30余年を経過し、施設の老朽化が著しくなってきたとのことで、現在群馬用水施設緊急改築事業として、併設水路、水路橋の補強、改築、ポンプ設備の改築等が行われ、ことし吉岡町内上野田地域で群馬用水緊急改築事業有馬トンネル併設水路工事が平成28年2月1日から平成30年6月30日の間、2年5ヶ月を要しての大がかりな補強工事が進められているということで、9月末、安全祈願祭・シールド発進式が開催され、今月18日工事現場の見学会が案内されました。

一方、町内漆原地域にある天狗岩用水取水口より引水されて、漆原地内から前橋総社地内を通り、高崎群馬町方面への田畠を潤している中群馬用水第一幹線用水路があります。総社町地区内にある中群馬用水土地改良区事務所敷地内にそびえる竣工記念碑には、昭和27年起工、昭和35年6月竣工、旧駒寄、清里、総社、金古、国府、堤ヶ岡、元総社、新高尾、そして中川の9カ町村、1,700戸の農民は、闇夜にともしびを得たごとく、清冽な利根の流水の恩恵を満喫等々、その喜びを石碑の中に刻んでいます。

天狗岩用水取水口には「昭和30年3月25日竣工、吉岡川逆サイフォン」の銘板が掲げられ、一部開渠もほとんどがトンネルのこの水路、何と60年余りという歳月を経ても

なお現役の超々老朽化施設、利根川沿いの漆原地域を流下する開渠の天狗岩用水と併流するこの中群馬用水は、川原田不動尊の建屋の直下断崖の地中を暗渠用水として流れる音もなく、闇の中を静かに流下し、前橋総社町、牛王頭川沿い水管橋第一幹線水路大久保出口に開渠となって流れています。漆原地域周辺の断崖壁面には、降雨や地下湧水、そして自然風化などの影響を受け、部分的に崩落などの危険と思われる箇所も見受けられますと指摘させていただいたところ、先週、開会日の報告第14号での損害賠償専決におけるのり面からの落石事故は、まさにその現場がありました。

現在までの漆原地域内でのこの施設の補修状況等、現状についてお伺いします。

議長（岸祐次君） 石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町長（石関 昭君） 中群馬用水の現状について答弁させていただきます。

柴崎のご指摘のとおり、中群馬地区は、前橋市桜が丘団地を初め、都市化の進展と施設の老朽化が進んでおります。その結果、維持管理費の増大や機能障害等の発生が懸念される状況となっております。

その対策といたしましては、平成3年度から県が中心となり、関係市町村等で調査検討をしてまいりました。

しかし、更新の事業費が試算によると10億円を超えることから、事業化が見送られ、大規模改修ではなく、施設を長寿命化する調査も並行して実施されました。

その結果、緊急度が高いと判断されました前橋及び高崎市地内の水路橋及び暗渠の補修補強工事が平成22年度から24年度の3カ年をかけて実施され、漆原地内については、調査は実施されましたが、補修工事等は実施していない状況となっております。

ほかにつきましては、担当課長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

[産業建設課長 高田栄二君発言]

産業建設課長（高田栄二君） 中群馬用水に関する改修に関する経過について説明申し上げます。

まず、平成3年度に關係する前橋市、高崎市、旧群馬町、吉岡町、群馬用水土地改良区等が中群馬用水調査・事業連絡調整会を設置しまして、協議検討を行い、平成5年度には県営事業の中群馬地区農村地域環境保全整備事業として調査を実施し、事業化を検討しております。

また、平成12年度にも改修計画の調査を実施しましたが、さまざまな問題が生じまして、用地の地上権でありますとか、土地改良区解散後の受益の受け入れ先あるいは受益地の開発、都市化等の問題があり、また、総事業費が10億円を超える試算がされたことから、事業化が見送られたという経過がございます。

先ほど町長の答弁の中にございました22年度から24年度にかけて実施された事業についても同じく、県営事業として補強工事が実施されたところでございますが、漆原地域については、現状のままという状態となっております。

また、協議会については、現在も継続して協議を行っている最中でございます。以上です。

議 長（岸 祐次君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5 番（柴崎徳一郎君） 先月8日、福岡県福岡市博多駅前での大規模な道路面の陥没事故は記憶に新しいところです。さらに先日、名古屋でも起こったことが報道されておりました。設置後60年という長き経年劣化、民有地であるとしても、非常に懸念される場所でもございます。

今後の安全対策はどのように考えているのか。

それからもう一つ、以前はこの中群馬用水は漆原地域で分岐し、大久保地域の田畠を潤していた第二幹線水路がありましたが、今は使用されておりません。

それらの施設は解体されたと聞き及んでおりましたが、現在不要となっている中群馬土地改良区所有の水路用地について、いまだ現存している箇所もあるやと伺っておりますが、どこに何がどのくらいあるのでしょうか。現状についてお伺いします。

議 長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 中群馬用水の関係施設が昭和35年に整備が完了しているということで、日本の高度成長期に造成されたインフラの老朽化の更新問題は重要な問題であるということで認識しております。

本施設の更新事業の検討は、過去から現在におきましても群馬県の土地改良事業、要するに県が主体となって県営事業との調査・設計業務等を行っておるところでございます。

ご質問の今後の安全対策・更新事業の考え方については、中群馬土地改良区所有の施設ということですので、そちらが、県の主体ではございますが、そちらが主体となつての権利関係の調整及びそんなことを踏まえまして、長い時間をかけて解消に当たっている状況でございます。

また、受益地も前橋市、高崎市が中心となっておりまして、引き続き県営事業としての調査・検討を行っていくことが望ましいと考えております。

また、町といたしましても関係市町村としての会議に参画をさせていただいておるところでございます。

また、第二幹線の廃止に係る施設についてですが、平成15年に中群馬土地改良区の合

併推進について協議を重ねておりました。不要となる水路用地などの施設の移管について検討を行ったところ、第二幹線用水の一部であります三津屋田端公会堂の敷地用地と大久保五郎平太橋までの間の用水路施設とその用地を平成16年度に譲り受けました。

譲り受けた施設の状況につきましては、町営12地区土地改良事業の中に組み込まれて再整備されたほか、地域の排水路としての機能を有しております状況でございます。以上です。

議長（岸祐次君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） 第一幹線水路につきまして、今後の安全対策ということで、老朽化の認識はしているということでございますけれども、県営事業、中群馬土地改良区の施設云々と言いますけれども、場所は吉岡町漆原地域にあります。

ぜひ町の住民の安全を優先に考えていただけたらと思います。

そして、第二幹線水路、平成16年度に既に全て幹線水路の用地の事務処理は済んだんでしょうか。もう一度確認します。

議長（岸祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 第二幹線につきましては、五郎平太橋までの先まで、それから先の間はまだ済んでおりません。

議長（岸祐次君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） 水利権を持たない中群馬土地改良区そのものの存在が厳しい状況下、体制が老齢化・弱体化し、他団体への合併も視野に考えられているようです。既に前橋市との事務処理も済んでいると伺っております。

今現在も吉岡町分について再度の申し入れがなされたと聞き及んでおります。

譲渡申し込みについて十分協議され、吉岡町としての施設用地の正常化・利用活用ができますよう、事務処理を進められないでしょうか。

吉岡逆サイフォンからの漆原地域内暗渠部の安全対策、大久保地域内の施設処理等、迅速果敢な対応を望み、私の一般質問を終わります。もし答弁がありましたらお願ひします。

議長（岸祐次君） 以上をもちまして、5番柴崎徳一郎議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を午後2時15分といたします。

午後2時01分休憩

午後2時15分再開

議長（岸祐次君） それでは、会議を再開します。

議 長（岸 祐次君） 12番平形 薫議員を指名します。平形議員。

〔12番 平形 薫君登壇〕

12番（平形 薫君） 12番平形です。議長への通告に基づきまして一般質問を行います。

初めに、町のふるさと納税の取り組みについてお尋ねします。

ふるさと納税につきましては、昨年も一般質問しております。2回目でございます。ぐどくなるかもしませんことをあらかじめ申し上げておきます。

ことしの5月初旬の上毛新聞なんですけれども、一昨年と同じように、ふるさと納税の記事がありました。群馬県の市町村課の集計では2015年度に県内35市町村が受けた個人からの寄附は、前年度の4.7倍の8万2,791件、金額にいたしまして4倍の29億3,576万円だったそうです。総額、件数とも4年連続の増加だそうでございます。寄附額が最も多かったのが草津町の8億6,932万円、件数にいたしまして1万576件、その次は中之条町ですか、これが6億3,425万円、件数にして7,482件だったそうです。お隣の榛東村さんは3億3,157万円、件数にいたしまして3万2,940件、平均しますと1件1万円ということになるんですかね。と書いてありました。

一方で、2014年度、一昨年度は11市町村がこの寄附額が100万円未満だったそうなんですけれども、2015年度の100万円未満は5つの市町村に減ったそうです。地方創生の一環で2,000円を除いた金額が全額が控除されるふるさと納税枠が拡大されたことに加え、多くの自治体が寄附の特典を充実させたことがこの額、件数とともに押し上げ要因になったというふうに分析しております。

この制度が始まってから、2008年度から始まったわけなんですけれども、かなり周知されてきた感があります。

町の2014年度と2015年度の寄附の件数、それから寄附総額をお尋ねします。

それから、まだ2016年度、年度途中なんですけれども、わかりましたら現在までの実績もお願ひいたします。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 平形議員のほうからは、ふるさと納税ということでご質問をいただきました。

けさ方テレビを見ていましたら、ふるさと納税のことが出ておりまして、年末ということで、正月のものが大分ふるさと納税には使用されていると。門松が利用されているということでございます。

そういう中、吉岡町は大分低い状況にはあるんですけども、今の状況を説明しろと

ということで、説明をさせていただきます。

ふるさと納税の寄附金件数は、寄附額は2014年、いわゆる平成26年度は23件で278万5,000円でした。平成27年度は28件で253万8,000円でありました。平成28年度は、現在までの寄附は9件で115万2,000円となっております。

議長（岸祐次君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） 先ほど言ったのは、ことしの5月初旬の上毛新聞なんですけれども、去年の5月上旬の上毛新聞には一昨年度のふるさと納税の概要が載っておりまして、2014年度の県のふるさと納税の集計を受けて、寄附が増加するのは必至だと。寄附を少しでも多く集めようと特典に工夫を凝らす自治体があるということの分析が書いてありました。その結果、2015年度には県内のふるさと納税の総額は4倍に伸びたわけです。

今、これまでの町長のお答えを聞きますと、余り多くの寄附はいただいているのが町の状況かなというふうに思います。

ただ、町もいろいろ努力されているというふうに思います。2016年度、今までに町がふるさと納税を多く集めるために実施した施策というのはどのようなものだったのでしょうか。お尋ねします。

議長（岸祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件に関しましては、財務課長より答弁をさせます。

議長（岸祐次君） 大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） より多くの皆様に吉岡町を応援していただけるよう、ふるさと納税の制度や申し込み方法等につきまして、町のホームページに掲載し、周知を図っております。

寄附をしていただいた方には感謝の気持ちを込め、町長名でのお礼状と返礼品を贈らせていただいております。ホームページには、返礼品を写真つきで載せ、金額に応じて贈呈している旨を掲載させていただいております。

内容を申し上げますと、3,000円以上1万円未満が「よしおか温泉リバートピア吉岡」1日温泉券2枚、1万円以上10万円未満が「地酒・マイタケ・うどん」など3,000円相当、10万円以上が「地酒・マイタケ・うどん」など5,000円相当となっております。

より多くの皆様方から寄附をいただけるよう、以上のような内容をホームページでお知らせしております。

議長（岸祐次君） 平形議員。

[12番 平形 薫君発言]

12番(平形 薫君) 今答弁がありましたけれども、実はこの質問は昨年も同じ質問をしているんですけれども、この町のホームページを見ますと、寄附金額にもよりますけれども、以前は3,000円相当あるいは5,000円相当の町の特産品等を贈呈としか書かれていたなかったわけですね。何をいただけるのか、具体的にわからなかつたわけなんですけれども、ことしの春にホームページが改定されまして、今答弁がありましたように、写真つきで返礼品が選べるようになりました。利便性が上がったと言えば上がつたというふうなことかと思います。

しかし、今の町のホームページを見ますと、トップページにふるさと納税の項目がないんですね。サイト内検索をしないとふるさと納税というところに行き着かない、のぞくことができません。県内のほとんどの市町村、この返礼品を用意している市町村の多くがトップページからふるさと納税を開くことができます。

町は、この秋、ホームページ、リニューアルをしようとして公募型プロポーザル方式により委託業者を選定したというふうに聞いております。いい機会ですので、このホームページの全面改定の期日が来年の2月というふうに書いてありましたので、ふるさと納税、トップページからも入れるように、もっとわかりやすくホームページを改定すべきと思いますが、いかがでしょうか。

議長(岸祐次君) 大澤財務課長。

[財務課長 大澤弘幸君発言]

財務課長(大澤弘幸君) 来年の4月から全国でふるさと納税のサイトを運営している専門業者に業務委託をする方向でただいま進めております。

平形議員がおっしゃるように、リニューアル後のホームページのトップページからすぐに見られるようにするほか、サイトのデザインも魅力的なものとして、多くの方々にアクセスしていただけるようにということで考えております。よろしくお願ひいたします。

議長(岸祐次君) 平形議員。

[12番 平形 薫君発言]

12番(平形 薫君) ふるさと納税、一定以上の金額を寄附した場合に特典を設けている自治体がほとんど、全国にたくさんあるということはご承知のことだと思います。

近隣の渋川市なんですけれども、この寄附者の住所が渋川市以外の場合に希望する人に特産品などを贈呈しています。ホームページによれば、渋川市の地元特産品や地元使用限定の金券、これは「渋川市ふるさと感謝券」というんだそうですが、これを用意して、榛東村さんではソフトバンクグループである「株式会社さとふる」に業務委託をして、インターネットでふるさと納税の申し込みを受け付けております。榛東村の特産品などを

これも榛東村さんの村内外在住関係なく、何回でも希望する人には、金額に応じて返礼品を贈呈しております。

この前の一般質問での町の答弁では、こういった専門のサイトを運営する会社に委託をすれば、PRから返礼品の配送まで請け負ってくれるということなので、今後もそのような会社に委託する自治体がふえていくことが予想されるということだったんですけれども、今の答弁でいきますと、もうそれを準備していると。来年の4月からですかね。新年度からやるということなんですねけれども、私も前から手取り早くこういった方法をとれば寄附が多く集まるのではないかなど。結果が得られるというふうに安易に思っていたんですけれども、今回答がありましたように、来年4月からということです。

もう少し専門の業者というのをもう少し具体的にご説明願えないのでしょうか。

議長（岸祐次君） 大澤財務課長。

[財務課長 大澤弘幸君発言]

財務課長（大澤弘幸君） 現在ふるさと納税のホームページのほうでは、榛東が委託している「さとふる」という業者とコマーシャルや何かでもやっていますけれども、「さとふる」と、あとトラストバンクという業者、これは「ふるさとチョイス」という専門のサイトを運営している会社ですけれども、現在町としては、このトラストバンクが運営している「ふるさとチョイス」というところとJA全農グループと委託をして、議員が先ほどおっしゃいましたけれども、そういうことで、ホームページ上で注文業務あるいは配送業務あるいはいろいろな証明書とかの発行、そういうことで委託をしていくということで今予定しております、非常に人気があるのは、米だとか肉だとか、そういう農産品であるということで、そういうことで、JAさんが取り扱う、そういう群馬県産の吉岡町の特産品も含めて、群馬県産の特産品を扱うということで、それで返礼、そういうことで品ぞろえを今の品ぞろえよりもかなり豊富な品ぞろえになるということと、あと注文業務、配送業務などを委託するということで、今後は今まで以上に寄附をしていただける方がふえるのではないかというふうに思っております。以上です。

議長（岸祐次君） 平形議員。

[12番 平形薰君発言]

12番（平形薰君） 専門の業者に委託することですので、寄附もそれなりにふえるのかなということで期待されるというふうに思います。

さて、ふるさと納税の返礼は、全国的に加熱ぎみです。総務省は、ことしの4月、返礼品競争の加熱、売却目的や高額な特典を目当てに寄附する人の増加を踏まえて、自治体を応援するという寄附制度の趣旨に反するとして、商品券などの換金性の高い返礼品を贈らないように通知してございます。これに対して、県内で地元限定の金券を返礼品としてい

る9市町村がいずれも取り扱いを継続するそうです。総務省さんの言うことを聞かないとということなんですね。

ことし9月現在で金券を返礼品として贈っているのは、館林、渋川、中之条、嬬恋、草津、高山、昭和、みなかみ、板倉の9市町村です。ことし4月に金券を導入しました、先ほど言いました渋川市、これは7月までの4カ月間で寄附件数は前年同期の5倍以上、寄附額は約10倍にふえているそうです。これ、市内限定なので、地元への経済効果も期待できるというふうに説明しています。金券の転売が懸念されている点については、転売禁止を記載しており、問題はないとか、使える場所が地域の協力店に限定してあるため、転売される可能性は低いと。総務省が懸念するような換金性は高くないというふうな見方もあるそうです。

いずれにしましても、返礼品競争の加熱を懸念する総務省の要請には理解を示しつつも、金券の取り扱いを継続して、要するに寄附額をふやして地域振興に結びつけたいという思いが強いのではないかというふうに想像されます。

こういった、先ほどの9市町村の考え方を大いに参考にして、我が吉岡町も商工会と一緒にになって、もっと積極的に金券などを用意すべきじゃないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（岸祐次君） 大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） 返礼品につきましては、現段階では総務省の通知を遵守いたしまして、金銭類似性の高いものや資産性の高いものは控えたいというふうに考えております。

自分が生まれ育ったふるさとのために役立てもらいたい、また、応援したい自治体に役立てもらいたいというふるさと納税発足時の趣旨にのっとりまして、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するためという趣旨を遵守しまして、今後も適切な対応をしてまいりたいというふうに考えております。

議長（岸祐次君） 平形議員。

〔12番 平形薰君発言〕

12番（平形薰君） 私は、実は渋川市にふるさと納税をしまして、渋川市ふるさと応援感謝券をもらって、寄附の半額をいただけたんですね。これ使いました。実際に。これは、私の考えですけれども、使ってみて、町が以前実施したプレミアム商品券と何が違うのか。使い勝手がそういったふうに感じられました。

先ほども、話がくどくなりますけれども、9市町村やっているので、もう少し考えていただきたいなというふうに思います。

話をちょっと少し変えまして、ところで、総務省はことしの8月に2015年度の寄附

額を反映して、各自治体が2016年度に失う個人住民税の金額を発表してございます。総額は、前年度の5.4倍となる998億5,000万円になるそうです。居住している自治体から寄附先に財源が流出するとあります。総務省は、既に2015年度の各自治体の寄附受け入れ額を公表しておりますので、住民税は前年の所得額や寄附額に基づいて課税されるので、ちょっと時間が年度と年で期間がずれますけれども、今回発表の財源流出額と2015年度の寄附受け入れ額の差が実際の、言葉遣いがいいのかわかりませんけれども、収支の目安となります。東京や神奈川あるいは大阪などのおおむね都市部は赤字、地方は黒字の傾向があるというふうに書いてありました。

寄附者など居住している自治体から寄附先に財源が流出するため、税収減に悩む自治体があります。この前NHKの首都圏ニュース等で神奈川県の伊勢原市なんすけれども、赤字額が膨大になってしまったので、ことしから、ことしの8月ごろから返礼品を贈呈するというような対策を検討中というふうにありました。県内でも安中市などは、総務省の通知の返礼品が華美にならないように、こういった通知の趣旨に賛同しつつも、財源の流出が顕著であると。対策をとらざるを得ない状況にあると説明しています。

ということなんすけれども、そこでお尋ねをしますけれども、町に寄附された2014年度のふるさと納税の実績は、今町長からありましたように、278万円、2015年度は253万円だったと思うんですけれども、これに対する住民税の控除額になりますけれども、財源流出額、これはいかほどになりますでしょうか。

議長（岸祐次君） 石関町長。

[町長 石関 昭君発言]

町長（石関 昭君） このふるさと納税の財源流出額、大分吉岡町も大分ふえているのかなと。今平形議員も渋川市にしたと、していただいたというようなことで、そういった方々が大分この吉岡町でもふえてきているのかなと。

そういうことで、吉岡町も何かしなくてはならないというようなことで、今来年の4月から始めようということではあります。

そういうことに關しましては、これがずっと継続されていくということになると、各市町村が競争になって、どんな形でどんなものが出てくるかというようなことが起きるのではないか。実際に、この吉岡町でも起きている状況が今見えてきております。

そういう中においては、町は町としての物事をやっていかないと、いかなければならぬということではありますが、先ほど財務課長のほうから総務省の通知を堅持しながら、金銭類似性の高いものや資産性の高いものについては控えたいというようなことでやっていきたいというようには思っております。

そういうことの中におきましては、これから財務課長のほうから今吉岡町の内容を説

明するわけですけれども、大変なことが起きているのかなというように思っております。この吉岡町に移り住んでいただいている皆様方が他町村に寄附をするというようなことになると、大変なことが起きるということをこの町民の皆様方も認識していただけなければ大変なことが起きるということで、私も思っております。

そういうことで、これから詳細につきましては、財務課長より答弁をさせます。

議 長（岸 祐次君） 大澤財務課長。

[財務課長 大澤弘幸君発言]

財務課長（大澤弘幸君） 吉岡町の住民の方が他の市町村に寄附した額は、2014年は222万円で、それに対する住民税の控除額は83万円でした。

2015年は、850万円で、それに対する住民税の控除額は376万円でした。以上です。

議 長（岸 祐次君） 平形議員。

[12番 平形 薫君発言]

12番（平形 薫君） 今話したように、町に寄附された2014年度のふるさと納税額は222万円、その年の住民税の控除額83万円、年度と年度で時期はずれるわけなんですけれども、収支でいきますと195万円の黒字ということになります。赤字という言葉、黒字という言葉を使っていいのかよくわからないんですけども、一応新聞にはこういうふうに書いてある。赤字、黒字ということで。

それで、2015年度の受け入れ額は253万円で、控除額は376万円、123万円の赤字だと。昨年度は赤字だったわけですね。町長からありましたように、大変なことになっているということなんですね。これは、理屈で言えば住民サービスの低下に直結するわけですね。予算がないということになります。何としても黒字になる方向で取り組んでいただきたいというふうに思います。

話が変わりますけれども、昨年度は、国勢調査がございました。決算書の附属資料を見ますと、吉岡町の総世帯数は7,284世帯です。この国勢調査のオンライン調査というのが今回から導入されたわけなんですけれども、オンライン回答した世帯が吉岡町では3,538世帯あったそうです。このオンライン回答率、率にすると48.6%、吉岡で。全国平均が36.9%なんですね。はるかに吉岡町はそのオンライン回答率を超えているということです。

これは、一体何を意味するかと。私が考えたのは、この数字を見たときに、私は吉岡町民がパソコンとにらめっこしながらふるさと納税のところに入つて、肉や牛乳、そういうものをもらえるという感覚で納税をしているんだというふうなイメージを持っちゃったんですね。

先ほどの答弁では、222万円に対して83万円、昨年度は850万円に対して376万円。少し差があるわけですね。基本的には、2,000円を除いた分の所得とそれから住民税、これは県民税も含まれるんでしょうけれども、それが控除されるという話なので、今言った金額、控除額の全体が多分町の住民税だけのことを言っているのかなというふうに思うんですけども、寄附した方が非常に所得が多くて、控除されないという場合とか、あるいはパソコンとにらめっこして返礼品をいただいたら、もうそれだけにして、確定申告しなかったとか、あるいはワンストップ特例を申請しなくて、そのままにしてあるということも多いのかなというふうに思うんですけども、それにしましても、吉岡町の寄附額、これ3.8倍に伸びているわけです。223万円から850万円です。このスマートフォンとかの普及が激しい今です。吉岡町民の他の自治体、他市町村へのふるさと納税額というのは、これからも大変伸びるんじゃないかなというふうに推測します。

それに連れて、町の税控除額も大きくなると思います。今ありましたように、株式会社何とかというところに業務委託をしてやることなんでしょうねけれども、これは当面来年度から始めるということなんでしょうねけれども、今現状はもうそういうことなんですね。

来年度の業者委託、それが対策として全てなのか。もう少し何か考えていらっしゃることははないのか。そこら辺をお尋ねします。

議長（岸祐次君） 大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） 先ほども申し上げましたが、来年度からインターネット上のPR、そしてまた、ホームページのデザイン作成、また、返礼品の品ぞろえ、注文業務、配送業務などを専門業者に委託する予定となっております。4月から実施する予定です。

返礼品につきましては、群馬県産の農畜産物を中心に品ぞろえを充実させ、吉岡町の特産品も含め、インターネット経由での申し込みや決済ができるようにいたします。

このインターネットを通して、全国に吉岡町の情報を発信し、吉岡町の認知度を高め、より多くの皆様方に応援をしていただき、寄附をしていただけるように努めてまいりたいと考えております。よろしくお願ひします。

議長（岸祐次君） 平形議員。

〔12番 平形薰君発言〕

12番（平形薰君） そういうことなんでしょうねけれども、総務省が商品券などの換金性の高い返礼品を贈らないように、自粛通達をしたせいでということで、ふるさと納税を使途を特定の事業に限定して納税の枠を設ける自治体がふえてます。事前に寄附金の使い道を明確にして、事業のPR、それから他の自治体との事業と差別化できるというメリットとい

いますか、そういうことがあると思います。

例を挙げますと、甘楽町、これは国指定名勝の樂山園がございますけれども、この通年入場券を贈っていると。中之条町は、一日町長制度というのを設けまして、昨年は8人が1日町長になったそうです。長野原町は、地元病院と連携した脳ドックなどの医療検査を受けられるそうなんですね。前橋市は、上毛電鉄の運転体験、それから子供図書館の図書充実、それからプロスポーツチームとの連携事業などを追加いたしました。前橋市は、寄附件数は前年度の6倍、2,066件で9,200万円に伸びて、大変な特典の拡充の効果が大きいというふうに言っております。

先ほどの長野原町の件、脳ドックの件なんですけれども、上毛新聞の読者の投稿欄に記事がありましたので、少し長くなりますが、読んでみると、長野原町がふるさと納税の返礼として脳ドックと肺のコンピューター断層撮影、CT検査を加えたという記事を読み、柔軟な発想に驚いた。4市町村が運営する西吾妻福祉病院と連携しての試みで、町と病院の知名度を上げるとともに、人口減で運営の厳しい病院の活性化が狙いという。最近では地方にも最新の医療機器を備えた病院があるのに、十分に活用されていないのはもったいないと思っていた直後のニュースだと。記事によると、脳と肺の検査は、長野原町周辺の草津や川原湯温泉などに宿泊し、食事を楽しみながら受けられるという。日ごろ気になる体をゆったりとした環境の中で時間をかけて診てもらう。これは、利用者に歓迎されそうだと。ふるさと納税の返礼品が豪華さを競い、本来の目的を失っているという意見も出ている中で、このような物品を離れた自由な発想が広まれば、少しへ世の中の見方が変わっていくかもしれないと思ったと書いてあります。

想像するに、東京都市部にいる富裕層の方がお年寄りになって、CT検査を受けたいというようなときには、この制度は利用されるのではないかというふうにも想像されます。

各地方自治体いろいろなことを模索しておるわけなんですが、要は、地方創生ですね。この裏テーマになっているわけなんですね。自治体の生き残り競争です。そう思わずらを得ない。ふるさと納税もその一つなんじゃないかなというふうに思います。

もう一つ例を挙げますと、町の税収を上回る額のふるさと納税を集めている北海道の上士幌町、この町では子育てや教育に力を入れておるわけです。子育て・教育に使うことを指定された場合はもちろんなんですが、特に指定がない場合でもこの「ふるさと納税・子育て少子化対策夢基金」というものをつくって、そこに積み立てて、今後もずっと使えるようにしているそうです。

具体的には、町立認定こども園の保育料を平成27年度から10年間無料にする。こども園に外国人講師を配置して、幼児期から英語や異文化に触れる環境を整える。高校卒業までに医療費を無料化にする。小学生のタブレット端末の配布を行う。こういうことをや

つておるわけです。その原資は、ふるさと納税です。

今申し上げましたように、自分たちの努力で寄附金が多くなって、さまざまな事業に寄附金が充当でき、同時に、まちづくり、まちおこしもできるというふうに思います。

吉岡町に観光資源あるいは物産品は少ないんですけども、他市町村もやっていることなので、もう少し力を入れて取り組んでいただきたいというふうに思います。

とにかく、町は、昨年度赤字だったわけですね。これは、何としてもやっぱり黒字にしていただきたいというふうに思います。

次の質間に移ります。

先ほども言いましたように、申し上げましたけれども、町は今度ホームページリニューアル、これに取り組んでいるということなので、これをお尋ねします。

この秋に、公募型プロポーザル方式によってホームページリニューアルの業務委託を行ったというふうに書いてありました。委託費用が470万円ほどであると。このホームページを見ましたら、この実施要領を見ますと、業務目的が書いてあるわけなんですけれども、吉岡町ホームページは平成18年にリニューアルした後、10年が経過する中で、さまざまな課題が生じている。この課題を解決し、さらなるホームページの利活用を促進することにより、町民の利便性の向上及び開かれた町政の推進に資するため、ホームページの全面リニューアルを行うというふうに書いてあるんですね。

その下にブランチしてあります業務委託仕様書、これを見ますと、1つとしてシティープロモーションの強化、アクセシビリティーの向上、それから3つ目として、情報の探しやすさの向上、4番目として操作性の向上、これが業務目的に掲げられているんですけども、なかなかシティープロモーションだとか、アクセシビリティーだとか、余り用語の解説を読まないと理解しがたい部分もありますので、まず最初に、この委託するか、どこに委託するかの選定がプロポーザル選考委員会において行うと書いてあったんですけれども、そこで、この町のホームページのリニューアルについて、もう少しわかりやすい説明と町の考え方というんですか、それをお尋ねします。

それからまた、プロポーザル選考委員会というのは、どういう組織なのかお尋ねします。

議長（岸祐次君） 石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町長（石関 昭君） 町ホームページのリニューアルについてご質問をいただきました。

現在町のホームページは、平成18年、議員おっしゃるとおり、リニューアルした後10年間が経過しております。

ホームページ、ＩＣＴ、情報関連分野での技術の進歩は日進月歩であり、町のホームページについては、10年が経過する中で他の自治体と比べてページ構成やメニュー、機能

など、最先端のホームページと大きな差が生じているのが現状でもあります。

そういうことで、詳細につきましては、総務政策課長より答弁をさせます。

議 長（岸 祐次君） 小渕総務政策課長。

[総務政策課長 小渕莊作君発言]

総務政策課長（小渕莊作君） 現在の町のホームページにつきましては、10年が経過しているという中で、他の自治体と比べてページ構成やメニュー、また機能など、最先端のホームページと大きな差が生じてしまいました。

また、長年最新情報や注目情報などの同じトップページのメニューを多用したことによって、トップページのメニュー構成についても長年の積み重ねにより見づらいものとなってしまった点も否めません。

10年前では普及していなかったスマートフォンやタブレット端末への対応も必要となっています。

また、ページ更新の迅速性、障害者への配慮についても最新のホームページには必要なことではないかと思います。

端的に言えば、このような時代の流れに対応するためのリニューアルだと考えていただければと思っております。

次に、プロポーザル選考委員会の組織について説明させていただきます。

町のホームページリニューアルプロポーザル選考委員会は、ホームページリニューアル業務を委託する業者を実施要領や仕様書に基づいて適正かつ公正に業者選定するための組織でございます。副町長を委員長とし、最もホームページに関係する部署ということで、総務政策課長、財務課長、政策室長、庶務行政室長で委員会は構成されております。

プロポーザルにつきましては、最初にホームページにより実施要領や仕様書等を公開しまして、プロポーザルに参加する事業者を公募させていただきます。審査に必要な書類を提出して応募してきたプロポーザル参加事業者に、1次審査を通った事業者に2次審査においてプレゼンテーションを行っていただいて、選考委員会がその内容を審査し、委託業者を決定する流れとなっております。以上でございます。

議 長（岸 祐次君） 平形議員。

[12番 平形 薫君発言]

12番（平形 薫君） この受託公募者の選定が今プロポーザル選考委員会が行ったわけなんでしょうね。

今聞きますと、選考委員会というのは、役場の職員さんの中から選ばれた人たちの組織であるというふうなそなんですけれども、私は思うんですけれども、情報発信側からの考え方だけでリニューアルを行うんじゃなくて、ホームページを利用するのは町民ですから、

この町民からの要望を聞いて、その要望を聞いてからホームページに反映させるという手続が必要なんじやないかなというふうに思ったわけなんですね。

この業務仕様書を見ますと、さっきも言いましたけれども、操作性の向上という中に、職員の誰もが容易にコンテンツの作成・更新ができるよう、すぐれたコンテンツマネジメントシステム（CMS）を導入するというふうに書いてあります。そうしますと、課単位でホームページを更新できるというふうにも読むことができる。多分そういうことができると、変更可能であるというふうになるわけなんですけれども、せっかくの機会ですから、何らかの方法で町民からの要望を聞いて、ホームページのリニューアルに資すると、そういう考え方を持ったほうがいいんじゃないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。お尋ねします。

議長（岸祐次君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕莊作君発言〕

総務政策課長（小渕莊作君） 現在のホームページにおいてもご意見・ご要望等のリンクから町民の皆様の要望等は受け付けることは可能な状態ではございます。

しかしながら、新しくするという中で、ホームページのリニューアルに対するということで、特化して町民皆様の要望を受け付けている状況ではございません。

今回のリニューアルにおいては、既に実施要領や仕様書に基づき業務内容が決定され、内容も技術的に専門的分野もあることから、これから町民皆様の要望を受け付けて反映させることは難しいと考えております。

ただし、今回のリニューアルにつきましては、他の自治体のホームページなど参考にしながら、より見やすく、わかりやすいホームページを目指して作業していますので、他の自治体と遜色ないホームページになるものと思っております。

また、今回のリニューアルにより、各ページにページアンケートを配置する予定でございます。リニューアル後ではありますけれども、町民皆様に限らず、閲覧された方よりのページに対する感想が聴取できることになり、このアンケート結果が芳しくないページについては、修正の方向に自然と進んでいくものではないかと考えております。

なお、今回のリニューアルによって、CMSというホームページを職員が容易に更新し、管理できるシステムを導入する予定でございます。そのような町民皆様からの要望に関しましても今までよりも迅速に対応できるのではないかと考えております。

議長（岸祐次君） 平形議員。

〔12番 平形薰君発言〕

12番（平形薰君） 来年からやるわけなんですけれども、先ほど申し上げましたように、CMSを使って各部署でコンテンツの作成・更新ができるというふうなことですので、ぜひ答

弁にもありましたように、町民の要望に耳を傾けていただきたいというふうに思います。

そこで、私早速の要望がございまして、最近富山市議会で政務活動費の不正受給により議員十数名が辞職したという異常な事態になっているとの報道がありました。吉岡町議会には政務活動費の支給はないわけなのですが、いわゆる公職にある者の公金の使い方というのは、吉岡町民に限らず、税を納める者としては注目しているところでございます。端的に言いますと、町のホームページに町長交際費が公開されておりません。前橋市、渋川市、玉村町などのホームページを見ますと、市長や町長交際費の支出基準及び公開基準が定められておりまして、月別に支出年月日、支出項目、支出内容、支出金額、この4項目を見ることができます。

しかしながら、繰り返し申し上げますけれども、町のホームページには町長の交際費が公開されていない。やはり、開かれた町政の推進という見方からすると、町のホームページは見劣りがいたします。

執行の方の、特に担当課の方は、ホームページを見比べてみて、公開制に欠けているといらっしゃる方もいるんじゃないかなというふうに思います。

それからまた、議長交際費なんですけれども、これは公開されではおるんですけども、見ていただければわかりますけれども、中身を見ますと、会費や祝い金あるいは激励などの費目と件数、支出額が公開されているのみで、やっぱり見比べてみると、他市町村のホームページと見比べてみると、やっぱり見劣りする、不十分だというふうに思います。

ほかの自治体のところを参考にして、このホームページ、リニューアルの際に町長及び議長の交際費、これを町民にわかりやすく公開すべきだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

議 長（岸 祐次君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕莊作君発言〕

総務政策課長（小渕莊作君） 議員おっしゃる町長交際費のホームページのリニューアルに際しての公開をすべきということについてのご質問でございますけれども、現在町長交際費の支出や公開の基準を定めた要綱を整理しているところでございます。

整備後には、もちろんこういった公開用のページもホームページ上には必要になると考えております。

その基準に基づいた形で、他の自治体のページの例を参考にしながら、公開用のページを作成していく必要があると考えております。以上でございます。

議 長（岸 祐次君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） 町を代表して行う個人、または団体との交際に要する経費、町長の交際費

ですね。この支出基準と公開基準を定めて、当然のことながら、これを議論する会議体を設置して、適宜見直しができるようにしておく。町民の注目するところでございますので、実施していただきたいというふうに強く思います。

もう一つですけれども、以前町村長、いろいろな自治体ありますけれども、住民と直接膝を交えて話し合おうということが全国的に行われておりました。今も続いている自治体もあるというふうに聞いておりますけれども、吉岡町長も平成22年度に町の13自治会で町政地域別座談会を開いております。平成22年7月に「質疑応答に関するQ&A」という文書がございまして、これをインターネットで検索することができます。

質問は多岐にわたっておりますと、これを見ますと、質問は33項目、169件のQ&Aを見るることができます。これ町長1期目のときであると思いますが、その後開催されません。

今ここで開催しない理由は質問いたしませんけれども、この内容を見ますと、非常に質問が多岐にわたっていて、過去に町会議員が行った一般質問の多くがこのQ&Aの中に含まれておるんですね。特に、地域の課題については、もうほとんどが入っているというふうに言ってもいいんじゃないかなというふうに思います。そのときの町の課題への質疑、地元の要望を実現すべく、奮闘する議員が想像できます。

今非常にインターネットが普及した現在、実際ホームページの情報発信媒体としての機能ばかりでなく、双方向のやりとりができるようになっているホームページがございます。一例を挙げますと、前橋市のホームページでは、「市長への手紙」というところがあるんですね。項目があって、市民参加型の開かれた市政を進めるために、市民の皆さんがあなたに提言できる制度なんですね。市政に関するアイデア、それからご意見などを寄せくださいというふうに書いてあります。提言は、市長を初め、事務を担当する部署、関係する部署、それが検討して、要望される方には回答分を送ることになっております。

それからもう一つ、この市長への手紙で実現した事業があるんですね。例えば、どこかの公園に滑り台を設置したらどうかとか、あるいは投票所が少ないので、この町のこういう地域のところに設けてくれないかとか、そういう要望のメールが寄せられていて、担当部署が検討して、それやりましたというようなところのやりとりが、やりとりというか、その事業の結果がインターネットで検索できる、見られるということなんですね。

今この吉岡町のホームページを見ますと、町政に対する意見や要望をメールで受け付けられるようになつておるんですよ。おるんですけども、役場対個人の関係でとまつちやつしているんですね。できれば、個人情報の点もあるんでしょうけれども、やっぱり公開制に物足りなさを感じてしまう。前橋の「市長への手紙」というのは、もし実現すれば、町民にしてみれば、町政地域座談会のインターネット版として復活できるんじゃないかな

というふうに思うんですけども、ホームページを変えるということですので、そこら辺もちょっと考えていただいて、そういうふうに変更できないものなんでしょうか。いかがお考えでしょうか。お尋ねします。

議長（岸祐次君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕莊作君発言〕

総務政策課長（小渕莊作君） ご質問の内容は、ホームページの活用の一つというふうに考えられるわけですけれども、この件につきましては、ホームページの機能的な問題ではなくて、広聴に関する意見箱のような政策的な制度の問題になろうかというふうに思われます。

吉岡町においても広聴という視点で町長室脇に意見箱、またホームページからのご意見、ご要望等を受け付けてはおります。しかし、議員おっしゃるように、公開という点では足りないところが多々あるのではないかというふうに考えております。

公開ということになると、個人情報や広聴に関する制度設計に係るさまざまな問題点もあるのではないかというふうに考えております。そういったことから、慎重に検討する必要があるのではないかというふうに思います。

また、今後の開かれた町政という点で、こういった大変貴重な参考になる提言をいただいて、今後の検討課題というふうに考えていきたいと思っております。以上でございます。

議長（岸祐次君） 平形議員。

〔12番 平形薰君発言〕

12番（平形薰君） きのうかおとといの新聞でしたか、今先ほど町長ありましたけれども、SNSを使って町がどうだこうだと。あれは、ツイッターとかフェースブックをアカウントを、公式アカウントを町が取得してやっているところについてはという、上毛新聞の1面のあれでしたけれども、吉岡町はバツがつけてありましたけれども、ツイッターとかフェースブックというのは、言葉が短いですから、なかなかそういうこともできないし、言葉が短いゆえに言ったことが非常に炎上してしまうというような場面も想定できるということで、ちゅうちょしている自治体は多いというふうに聞いておりますけれども、私が言つたのは、ツイッターとかフェースブックじゃなくて、もっとしっかりと、今言いましたように、インターネット上のやりとりで、やりとりの結果をホームページで公開すればいいだけあって、やっぱり町政地域座談会をやっていて、平成22年にそれで終わってしまったわけですね。それをそういった町民の声を座談会とか設けなくて開けないのかなというふうなことが言いたくて、今の質問をしたわけです。

他市町村のホームページを見比べると、やはり吉岡町は一方通行になっているというふうに思わざるを得ないんですね。そこをやっぱり改善していただきたい。

インターネットが非常に普及した現在として、この自治体のホームページというのは、

情報発信媒体の一つとして積極的に活用していく必要性があるというふうに、町はみずからそう言っておるわけです。私も当然そう思います。回覧板ではもちろん間に合わないこともありますね。閲覧者しかやっぱり情報が伝わらない面ももちろんあるわけです。

しかしながら、町民がわかりやすく、知りたい情報があって、使い勝手のよいホームページ、これを強く要望いたしまして、以上で一般質問を終わります。

議長（岸祐次君） 以上をもちまして、12番平形 薫議員の一般質問が終わりました。

散会

議長（岸祐次君） これをもちまして、本日の会議に予定されていました一般質問は終了しました。

あすは、3人の一般質問を行います。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

午後3時15分散会

平成28年第4回吉岡町議会定例会会議録第3号

平成28年12月7日（水曜日）

議事日程 第3号

平成28年12月7日（水曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙一般質問表による）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	富岡大志君	2番	大林裕子君
3番	金谷康弘君	4番	五十嵐善一君
5番	柴崎徳一郎君	6番	竹内憲明君
7番	高山武尚君	8番	村越哲夫君
9番	坂田一広君	10番	飯島衛君
11番	岩崎信幸君	12番	平形薰君
13番	山畠祐男君	14番	馬場周二君
15番	小池春雄君	16番	岸祐次君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	小渕莊作君
財務課長	大澤弘幸君	町民生活課長	中島繁君
健康福祉課長	福田文男君	産業建設課長	高田栄二君
会計課長	守田肇君	上下水道課長	笛沢邦男君
教育委員会事務局長	南雲尚雄君		

事務局職員出席者

事務局長 大井隆雄 主任 北原智子

開 議

午前9時30分開議

議 長（岸 祐次君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16人で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

一般質問の通告のあった7人のうち、本日は3人の通告者の一般質問を行います。

お手元に配付しております議事日程（第3号）により会議を進めます。

日程第1 一般質問

議 長（岸 祐次君） 日程第1、一般質問を行います。

3番金谷康弘議員を指名します。金谷議員。

[3番 金谷康弘君登壇]

3 番（金谷康弘君） 議長への通告に従い、一般質問を行います。

1番目の質問です。町内で個々に保有する農業遺産の掘り起こし、保全について。

富岡製糸場が世界遺産に登録されました。大変喜ばしい次第であります。我が町吉岡町、古くは養蚕業が盛んでありました。私の家も農家で、春蚕、夏蚕、初秋、晚秋、晩々と、年5回養蚕をしていて、小さいころからさんざん手伝わされました。

また、吉岡の養蚕を語るのに馬場三太夫重久氏を外せません。馬場三太夫氏は、江戸時代1712年、「蚕養育手鑑」をあらわし、養蚕の普及に努めました。この「蚕養育手鑑」は、我が国最初の養蚕手引書と言われ、後々まで養蚕農家の手引本となったものです。

また、桑の苗木を改良し、陣場桑をつくり、当時吉岡はもとより、周りの村々まで広く使われていて、陣場では苗木の栽培で潤い、当時では珍しく花火が上げられていたそうです。

ところで、町長これ何だかわかるでしょうか。ごらんになったことはありますか。済みません。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町 長（石関 昭君） これは何だかという、ここでよろしいでしょうか。これは何だかといふことですけれども、ほとんどの人がそれを見るとウナギでもとるんだろうということだけれども、それは桑をつぐねた間に熱が出るために入れるものではないかなというようには思っております。違いますか。

3 番（金谷康弘君） 正解です。よくご存じです。驚きました。

確かに、これは利根川でウナギをとる道具ではありませんし、また、牛や馬の背中をか

いてやるものではありません。これは、明治、大正、昭和の初期、大久保周辺で使われていた桑が蒸れないように桑の間に挟んだものです。

条桑の前、稚蚕飼のときこいだ、桑の葉を山にした間に縦に入れて、桑の葉が蒸れないようについてだものだそうです。

当時養蚕の道具、背負いかご、棚飼いのかご枠といえれば竹を使用したもので、大久保ではかご屋が何軒かあって、今なお駕籠屋なる屋号が残っております。

次に、参考資料をごらんください。参考資料1から6までございます。

最初から説明します。上から、上げ枠、座ぐり、糸車、資料2、とみ、桑切、万石、資料3、鋤お越し、鋤お越し鞍、資料4、さな、田車、別名八反取、代搔きまんが、えんが、資料5、乾燥かご、戦時中の供出銭箱、たんす、資料6（1）（2）、これは機織りなど、所狭しと物置の2階に積んであります。

今代がわりで、古い農家の道具など、次の世代にとっておいても仕方がないので、処分をする人が多いようです。私も仕事柄、建物の解体を頼まれます。古い農家の道具など、全て処分を頼ますが、もったいないので、もらってきて、家に保存しております。

今、私は、古い農家の道具の保存・伝承に努めなければなくなってしまうと思います。

町長も以前は農業をされてきていて、このような道具は見なれて記憶に新しいかと思いますが、古い農業遺産の保存・伝承についていかように考えているか、お尋ねします。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

本日は、3人の方から質問をいただくわけでございます。本日もよろしくお願ひを申し上げます。

ただいま、金谷議員のほうから農業遺産の保存・伝承についての質問をいただきました。

我が家も農家ですので、ほとんどの道具はあったと思っておりますが、今はほとんど処分をして、ないというのが現状でございます。金谷議員とは18歳ぐらい違うので、ほとんどのことは覚えているし、私も使用もいたしました。

そういうことで、吉岡町はベッドタウンとしての多くの方々に移り住んでいただき、活気ある町になっております。このような人口増加に伴い、多くの土地が宅地化となり、農地の減少傾向にあり、農業後継者の不足問題も深刻な状況でもあります。

代がかわり、非農家となる家には、代々使われていた農機具が物置に積まれたままの状態であると聞いております。古い農家で使われていた道具の保存・伝承に努めなければなくなってしまう危惧は、金谷議員と同じ思いでもあります。

残しておくべきものは残す。今後保存すべき農機具については、文化財調査委員の指導

を仰ぎながら対処していきたいと思っております。

議 長（岸 祐次君） 金谷議員。

[3番 金谷康弘君発言]

3番（金谷康弘君） この前、吉岡町文化財事務所に行ってきました。古い農具等の収蔵物があるとのことで拝見してきました。子供のころに見たことのある道具や吉岡町で発見された土器の復元したつぼがあり、興味深いものでした。

また、ついでに南下の古墳群を見てきました。6世紀から7世紀の古墳時代から飛鳥・白鳳時代の古墳群ということで、吉岡町の歴史に驚くばかりでした。特に、三宮神社の脇にて関越道の工事前の文化財調査で発見された鉄鎌は、平安時代のものということで、群馬県にてしばらく展示されていたそうですが、このたび吉岡に戻ってきたとのことです。我が吉岡町で平安時代の人々が鉄器道具を使い、いかように生活していたかと思いをはせる次第でございます。

ところで、これらのものは、事務所を含め古いプレハブの建物に所狭しと保存されています。かなり老朽化している建物です。町では事務所兼展示場を兼ねた建物の計画があるとのことですが、どのような建物で、大きさはどのくらいの規模なのでしょうか。町長、お尋ねします。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

[町長 石関 昭君発言]

町 長（石関 昭君） この件に関しましては、局長より答弁をさせます。

議 長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言]

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） ご質問の文化財事務所の建築計画についてお答えいたします。

金谷議員のおっしゃるとおり、文化財事務所は一昔前の工事現場事務所のプレハブを利用した建物で、老朽化が進み、現状維持が難しい状態になっております。

文化財事務所には平家の事務所、製図室があり、事務室の東隣に2階建ての物置兼保管棟があります。この保管棟も事務室と同じプレハブで、老朽化が進み、保管している文化財の保存状態もよいものではありません。

そこで、八幡山グラウンド拡張計画区域に文化財事務所が含まれておりますので、拡張計画に伴い移転をする計画であります。

移転先ですが、現在の事務所の南西の土地で、その規模は、事務をする事務所棟と図書室、収蔵倉、展示室を兼ねた展示棟、それから、発掘道具などを置く器具倉などを必要と考えております。

議 長（岸 祐次君） 金谷議員。

[3番 金谷康弘君発言]

3 番（金谷康弘君） この建物の内部の利用計画及びコンセプトとかはいかがなものでしょうか。
議 長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言]

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） コンセプトですけれども、現在の事務所が非常に悪い状態でありますので、今以上の事務室の環境改善、それから展示が可能な環境ということを目指しております。

議 長（岸 祐次君） 金谷議員。

[3番 金谷康弘君発言]

3 番（金谷康弘君） 渋川市や東吾妻町などでも古墳が発見され、話題になっていますが、吉岡町の魅力を発信すべく、歴史資料館建設に向けての準備委員会の発足を強く要望します。南下古墳群は、絶好の環境であると思いますが、町長いかがでしょうか。お尋ねします。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

[町長 石関 昭君発言]

町 長（石関 昭君） 私もあの環境は、一番文化財事務所、そしてまた、展示場をつくるときは適しているところかなというように思っておりました。

そういう中、今局長が申されたんですけれども、あそこに運動場をつくるというような計画の中にその事務所があるということになりますので、まず、それを移転をして、それから建設に向けた計画を立てていくということになろうかと思っております。場所的には、町では一番いいところの場所ではないのかなというふうには思っております。

議 長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言]

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） ご質問の歴史資料館の建設についてなんですが、先ほども文化財事務所の移転について説明しましたが、事務所の移転が何年度になるか申し上げることができません。

これは、なぜかと申しますと、今後学校教育施設、つまり児童生徒の増加によりまして、教室不足等が想定されております。また、近年駒寄小学校の体育館新築計画も控えております。このようなことから、子供たちの教育環境整備を最優先させることで、新たに歴史資料館の建設は考える状況ではないと考えております。

したがいまして、これに伴う準備委員会の発足も今の時点では考えておりません。以上です。

議 長（岸 祐次君） 金谷議員。

[3番 金谷康弘君発言]

3 番 (金谷康弘君) 歴史資料館は将来的なものとし、とりあえず準備委員会を設け、まず吉岡町にある古い農機具、歴史遺産の掘り起こし、収集、保存ができるような、お金をかけなくとも、大きなプレハブ倉庫の早期必要性を考えますが、町長、いかがでしょうか。

議 長 (岸 祐次君) 石関町長。

[町長 石関 昭君発言]

町 長 (石関 昭君) 私も必要かなとは思っております。

先ほどから局長のほうから申されたとおり、事情が事情ということで相なるんですけれども、八幡山公園という一つの計画の中にいわゆる今文化財の事務所があるということに相なれば、それをいち早く移転させてから総合的な運動公園を計画しなくてはならないのかなというふうには思っております。

議 長 (岸 祐次君) 金谷議員。

[3番 金谷康弘君発言]

3 番 (金谷康弘君) 文化財の農業遺産の保存、そういうものを強く私は要望しますので、ご検討よろしくお願ひいたします。

2番目の質問に移ります。

防災関連、これから消防団のあり方について。

以前よしおか広報に消防団募集のチラシが入っていました。このチラシです。「今現在吉岡町消防団は深刻な団員不足に直面しています。このままではいざ大きな災害が起つてしまつたときに大切な町民の生命、財産を守るという使命が十分に果たせないおそれがある」とあります。「そこで、今回改めて町民の皆様に消防団入団のお願いをすることになりました。でも、消防団ってどんなもの、そんな疑問に少しお答えします」とあります。

現在第1分団20名、第2分団18名、第3分団14名、第4分団16名、第5分団21名、計89名、ラッパ隊15名、団長、副団長3名を加え、合計107名、27年4月1日現在なんですが、火災はいつ何どきに起きるかわかりません。昼間の火災、真夜中の火災といろいろあります。その都度消防団員が全員集まるとは限りません。できる限り数多くの団員を募っておくことにこしたことはありません。

消防団員不足のため、役場職員も入団していると聞きます。また、消防団を退団したOBの方などにも消防協力員として在籍を願っているとも聞きます。

確かにOBの方は、知識、経験ともに豊富で、頼もしい存在かと思いますが、活動に限りがあるかと思います。

この消防団協力員の現状についてお尋ねします。何名ぐらいで、活動状況はいかがなものなのでしょうか。お尋ねします。

議 長 (岸 祐次君) 石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町 長（石関 昭君） 金谷議員のほうから2番目の質問をいただきました。

今吉岡町では、議員がおっしゃるとおり消防団員が減少しております。消防団員の定数は128名に対して、現在団員が110名となっております。18名の欠員となっております。

消防団員の募集等をチラシの配布や消防団による勧誘など隨時行っておりますが、団員不足が解消されておりません。

そうした中、火災等、防災活動に備えるため、吉岡町消防協力員設置要綱に基づき、地域住民を火災や災害から守るため、消防団員と協力して防災に当たる消防協力員制度を行っております。

人数につきましては、18名の方が任命されております。

今後につきましては、この制度を有効に活用していきたいと考えております。

詳細につきましては、町民生活課長より説明をさせます。

議 長（岸 祐次君） 中島町民生活課長。

[町民生活課長 中島 繁君発言]

町民生活課長（中島 繁君） 吉岡町につきましては、吉岡町消防協力員設置要綱に基づき、地域住民を火災や災害から守るため、消防団員と協力して防災に当たる消防協力員制度を行っております。

人数につきましては、消防団の各分団5名以内とし、消防団員の後方支援として火災現場や水利査察などに協力をしてもらっております。また、必要に応じ訓練にも参加していただいております。

現在、協力員は18名で、消防団員経験者ではない方でも任命はできますが、消防団員不足でもありますので、協力いただける方には消防団に入団をしていただき、現在は分団長経験者の方などが任命されております。

今後につきましてもこの制度を有効に活用し、自主防災組織への協力や支援などにも協力をいただければと考えております。よろしくお願ひいたします。

議 長（岸 祐次君） 金谷議員。

[3番 金谷康弘君発言]

3 番（金谷康弘君） 消防協力員としてできる活動、協力を期待いたします。

ところで、上毛新聞9月14日の記事に「消防団員確保に機能別消防団員の導入」なる記事を見ました。機能別消防団とは、従来の団員とは別に、活動内容を絞り、負担を軽減することで会社員でも入団しやすい環境を整えたもの。会議や啓蒙活動を除外し、火災や災害現場では後方支援や機材の片づけなどを想定していると。また、入団資格の一つに

「区域内に居住、または勤務」に「通学」を加えることで大学生も受け入れられるようになります。これは、桐生市市議会の総務常任委員会が市消防団条例改正案を委員会提案として提案したものです。

消防団員不足は、自営業者の減少や少子高齢化などが要因とされ、全国的な課題となっています。

県内、機能別消防団は、前橋、桐生、渋川、富岡、南牧、甘楽の6市町村が導入と聞きますが、消防団条例改正ということで、条例整備を行い、これからだと思います。

実際に、どのように機能するかはいかなるものかと思いますが、大学生などが参加することで、卒業して勤務してから抵抗なく消防団に入団できるかと思います。

消防団員が減少する中で、幅広く門戸を広げ、募集を募ってみてはいかがでしょうか。

機能別消防団、町長、いかがでしょうか。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） このことにつきましては、町民生活課長より答弁をさせます。

議 長（岸 祐次君） 中島町民生活課長。

〔町民生活課長 中島 繁君発言〕

町民生活課長（中島 繁君） 吉岡町の消防団員につきましては、年齢18歳以上の吉岡町に在住し、または勤務する者となっております。

先ほどの説明にありましたように、消防団員不足でありますので、幅広く団員の募集を行うために、町内に専門学校や大学等があれば、通学する方なども対象にするように条例の改正も考えなければいけないと思いますが、現時点では町内居住者の方と町内の企業の方に理解を得ながら、在勤の方に協力をしていただいている状況です。

そうした状況の中、機能別消防団員は、より多くの方に消防団活動に参加していただきため、それぞれの能力やメリットを生かしながら、特定の消防団活動や時間の許す範囲で活動してもらう制度になり、有効であると思っております。

吉岡町については、現在同制度としてはありませんが、先ほど説明させていただきました消防団員協力員や女性防火クラブなどが火災現場での支援や広報活動等を行っていただいておりますので、機能別消防団の役割に当たるかと思っております。

今後につきましても消防団員や消防協力員等の確保に努めてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議 長（岸 祐次君） 金谷議員。

〔3番 金谷康弘君発言〕

3 番（金谷康弘君） 確かに、吉岡町の18歳以上で町に在住、または勤務している方という入

団規定であり、それに「通学」を加えても、吉岡町には大学や専門学校があるわけでもなく、そぐわないですが、これは桐生市の例です。機能別消防団の導入をしている南牧、甘楽も大学、専門学校はないかと思います。よく調べていただき、検討をよろしくお願ひしたいと思います。

次の質間に移ります。

防災関連、大型自動車免許について。

さて、日本は昨今甚大災害が立て続けに起きております。温暖化による豪雨、それぞれのプレートや活断層の動きが活発になり、大きな地震が2度も各地で起きております。

例を挙げてみると、1995年1月の阪神・淡路大震災、2000年3月、北海道有珠山の噴火、同年6月三宅島の噴火、2004年7月、新潟・福島・福井の集中豪雨、2004年10月、新潟県中越地震、2007年7月新潟県中越沖地震、2011年3月東日本大震災、2012年5月、つくば市を襲った大規模竜巻、2013年10月、台風26号の伊豆大島土石流災害、2014年2月、発達した低気圧による大雪・暴風雪、同年8月、台風12号・11号の広島土砂災害、同年9月、御嶽山の噴火、2015年9月、関東・東北5月、ことしに入って熊本地震、迷走台風、鳥取地震と、主なものをざっと挙げるだけですけれども、大規模災害が後を絶ちません。

吉岡町、とりわけ群馬県は災害が少ない場所柄かと思いますが、いつ何どき災害が起きるかわかりません。

自然災害を未然に食いとめることは不可能に近いですが、被害を最小限にすることは可能です。減災です。

災害が起きたとき、まずは自助、その現状において自分自身がいかように対応するのが最善策か。次に共助、周りにいる人、隣近所の助け合い。そして公助、消防、警察、自衛隊。その後で最後で県、国による復旧支援となります。

災害直後、自助には限りがあり、とりわけ一番頼りになるのが地元の消防団であります。現在吉岡町では防災公園建設に向けて着々と工事が進んでおります。社会的資本の充実が進められております。

社会資本の充実、当然大切であります。しかし、いざというとき一番頼りになるのは、地元消防団です。私は、この消防団の人員不足を危惧します。

そのような人員不足の中において、私は消防団の質の充実を図るべく、大型自動車免許の取得を奨励、補助の推進を提案します。

消防団、5分団ある中で、ポンプ自動車2台、水槽つきポンプ自動車3台ありますが、水槽つきポンプ自動車3台は、現行の普通免許では乗れなく、最低中型免許が必要と聞きます。

お尋ねします。今現在消防団において水槽つきポンプ自動車を運転できない団員はどのくらいいるのでしょうか。

また、団員の大型自動車免許取得の奨励・補助についてはいかがでしょうか。お尋ねします。

議長（岸祐次君） 石関町長。

[町長 石関 昭君発言]

町長（石関 昭君） 大型自動車免許取得についてということでご質問をいただきました。

自動車運転免許につきましては、車両の総重量や乗車定員などによって運転できる車両区分が変わってきてますが、平成19年6月2日以降に普通自動車免許を取得した団員につきましては、現在町で所有する消防自動車を運転できない団員がおります。

町といたしましては、火災現場に消防団員が迅速に出場できるよう、必要な自動車運転免許の取得支援や車を入れかえるときには乗れるような車両に入れかえるなどについてこれから検討しなくてはならないなというようにも思っております。

この問題については、吉岡町だけではなく、各町村がおののそういった悩みが今出ているのかなというように思っております。

ですから、そういったことで、他町村はどうあれ、そういったことで支援をしながら、消防団に迅速に災害が起きたときには出場できるような体制をとっていかなければならぬということで、先ほどから申し上げたとおり、取得支援や車両の入れかえなどについても検討したいというように思っております。

詳細につきましては、町民生活課長より説明をさせます。

議長（岸祐次君） 中島町民生活課長。

[町民生活課長 中島繁君発言]

町民生活課長（中島繁君） 現在町で所有しております消防自動車につきましては、総重量が4トンを超え、5トン未満のものが2台、5トンを超える8トン未満のものが3台あります。

普通自動車運転免許を平成19年6月1日以前に取得された方は、車両の総重量8トン未満まで運転できますので、吉岡町の全ての消防自動車を運転できますが、その後取得された方は、5トン未満となっておりますので、第2分団、第4分団、第5分団の消防自動車を運転することができません。

そのほか、オートマ車限定免許の所有者もありますので、現在配属先の分団車両を運転できない団員は110名中20名になります。割合は18.2%になります。

また、平成29年3月12日には道路交通法の改正が施行され、その日以降に取得した普通自動車運転免許では車両総重量3.5トン未満となることから、町所有の5台の消防自動車全てについて運転することができません。

また、新たに準中型自動車運転免許、車両総重量3.5トン以上7.5トン未満の区分を新設されるようあります。この区分だと、第1分団から第4分団の4車両については運転できますが、吉岡町の一番大きい第5分団の消防自動車が車両総重量が約7.7トンありますので、中型自動車運転免許が必要になります。

消防団員が火災現場などに迅速に出場できるよう、自動車運転免許証の取得支援について、適用免許区分や補助内容、運転可能な車両の入れかえなどについて検討を行っているところでございます。よろしくお願ひいたします。

議長（岸祐次君） 金谷議員。

〔3番 金谷康弘君発言〕

3番（金谷康弘君） 今ご説明があったように、普通自動車運転免許、大型自動車免許に加え、中型自動車免許ができたのが平成19年6月です。それ以前に免許を取得した人は、8トン限定中型車免許で最大積載量5トン未満、車両総重量8トン未満、かつ乗車定員10名以下の車で中型に対応できます。平成19年6月以降に免許を取得した人は、最大積載量3トン未満、車両総重量5トン未満、かつ乗車定員10名以下の車で中型に対応できません。平成19年に普通自動車免許を18歳で取得したとすれば、今年度で27歳です。5年後、10年後、中型免許がないので水槽つきポンプ車が出場できないでは消防団の機能を果たせません。このようなこと見据え、法改正もいろいろあるかと思いますが、消防団のポンプ車が出場できるよう、いろいろご検討・配慮をお願いいたします。

次の質間に移ります。

防災関連、4番目。過去の質問に対しての確認事項。

第1回定例会において柴崎議員からの質問ですが、「昨年12月21日、夜の火災発生の情報発信のとき、「吉岡町大久保〇〇土建工業倉庫西側48メートルから火災発生」との一報、近所の方々でさえどこという感じだったそうです。大泉寺あるいは第五保育園西側などと放送してもらえば消防団員も近くの住民等もすぐに状況判断して駆けつけることができたのではないか」の質問に対して、町民生活課長答弁、「火災放送につきましては、高崎の消防共同指令センター、これは6市9町8村を所管する指令センターにて119番通報を受け放送することになっております。同センターにおきまして、あらかじめ町内の目印となるべき建物を登録してあり、緊急時に場所、現状等を入力しますと自動的に地図上から目印となる建物を探し、放送している次第でございます。地元住民からすると歯がゆい場合があるかと思います。広域消防と確認して、改善できる点につきましては改善するようにしていきたいと考えております」との答弁でした。

私は、人件費削減による機械化もいいのですが、機械化に頼り過ぎることによる落とし穴ではないかと思います。聞く側に意味が伝わらなくては意味がありません。

その日私はそろそろ寝ようかなと思っていた矢先でした。テレビ脇にある防災受信機から「大久保〇〇土建工業倉庫南西48メートルから火災発生」ありました。大久保〇〇土建工業倉庫どこかなと思いつつ考えておりました。でも、もしかしたら大泉寺脇に何か建物ができたかと思い、心配になり、玄関を出て前の道路に出てみたら、目の前に煙が立ち上がり、女性の声で「助けて」と叫び声が上がっておりました。慌てて着がえて現場に行くと、住人の家族は啞然として玄関の前に立っていて、警察の方が1人前の家に危険を知らせるべく走っていました。火の手が玄関の天井に上がったくらいだと思います。家屋の火災で初期消火の限界は、天井に火の手が上がるまでとよく言われております。私は、もう無理だと判断し、住人を危ないので家から離れるように指示し、あとはもう消防車が来るのを待つしかありませんでした。しばらくして消防車が来て、本格的に消火が始まり、鎮火するまで現場にいて、現場を後にしました。

翌朝、仕事なので早く家を出て、昼に家に戻ってくると町長の名刺が玄関に挟んであつたので、町長が現場に確認に来たことを知りました。

防災放送を聞いて、家の消火器二、三本を持ってすぐ駆けつけたなら、せめて大泉寺、第五保育園と流れていたならと、初期消火の大切さを実感しました。結果論で何とも言えませんが、悔やまれることなので確認します。

柴崎議員の質問に対して改善できる点は改善していきたいとのこと、改善できたのでしょうか。改善したのなら、どのように改善したのでしょうか。11月21日の朝の火災のときも問題があるかと思います。お尋ねします。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） このことにつきましては、町民生活課長より答弁をさせます。

議 長（岸 祐次君） 中島町民生活課長。

〔町民生活課長 中島 繁君発言〕

町民生活課長（中島 繁君） 現在火災が発生した場合は、119番通報を受け、高崎消防共同指令センターで防災行政無線の放送を行っており、事前に登録してある建物などを目標物として放送しております。

町民の方にわかりづらい目標物もあることから、対応策として、隨時目標物の変更を要請し、副分団以上の職にある団員には同指令センターより火災現場の地図が添付されたメールが届くようになっております。

11月21日の早朝の目標物につきましても変更を要請したところでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長（岸 祐次君） 金谷議員。

[3番 金谷康弘君発言]

3番（金谷康弘君） わかりました。

現場消防団が到着するまでの間に可能ならば、地域の住民にて消火栓のホースをつなぎ、放水準備、放水できるよう、地域の自主防災組織の充実を図りたいところであり、自治会長には自主防災計画には消火栓、消火ホースのある場所の明記及び周知徹底を話した次第であります。

次の質問に移ります。

3番目、教育関連。

小学校の英語授業導入に向けて今後の対応について。

上毛新聞6月6日、小学校の英語教育が2020年度から3年生以上で必須となるのを前に、県内では現行の5年生以上を対象とした授業からのスムーズな移行に向けた取り組みが始まっている。そして、「ハウ・アー・ユー」、「アイ・アム・ハングリー」と前橋市桃井小4年1組の英語の授業風景の写真が載っていました。

同校は、2年前から文部科学省の英語教育強化地域拠点事業の実施校に指定され、5、6年生ばかりでなく、3、4年生も英語の授業に取り組んでいる。文部科学省の授業のほか、県の指定校、高崎・太田両市、伊崎市、藤岡、明和、大泉などの特例校でも低学年から英語に親しめる環境を整備している。また、県が本年度から取り組む第15次県総合計画では、県立高校における英語準2級程度以上の英語力を持つ生徒の割合を14年度の35.6%から19年度には60.6%まで引き上げる目標を上げる。達成には小・中学校の英語教育の充実が求められると記載されています。

同紙8月2日、中教審の特例部会は、1日、次期学習指導要領の全体像となる審議まとめ案を示した。小学校5年生から英語を教科化、聞く、話す中心の外国語活動の開始を3年生に前倒しする。実施は、小学校が2020年度。同紙9月26日、高崎市は、本年度小学校1年生から4年生で週1時間の外国語活動、5・6年生では週2時間の英語科の授業を始めた。これに伴い、市教育委員会は学年別に年間計画や単元計画授業時間ごとの指導案などをまとめ、独自の指導計画を作成し、各校に配布、市は2017年度までにALTを全小・中学校83校に配置する計画を進めており、21名ふやし、62名が活動している。県教育委員会によると、伊勢崎、藤岡、みどり、明和、大泉の5市町でも小1から外国語活動や英語科を導入している学校がある。

このように、2020年度に向けて前倒しして各市町の小学校でこま割りに苦慮しながら英語学習に取り組んでおります。

2011年度から小学5・6年生に必修化された「外国語活動」は、2020年度には「教科化」に、3・4年生は「外国語活動」に変わります。

高崎市みたいに小学1年生から4年生まで週1こまの外国語活動、5・6年生は週2こまの英語科とまでは言いませんが、現状からの拡大をしてみてはいかがでしょうか。

また、小学校における現状の外国語活動の報告もお願いします。

議長（岸祐次君） 石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町長（石関 昭君） 外国語活動の拡大、現状については、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 大沢教育長。

[教育長 大沢 清君登壇]

教育長（大沢 清君） 金谷議員から現在のまづ小学校における外国語活動の状況について、まずお答えをさせていただきますけれども、まず、9月から1名外国人ALTを増員していただいて、2人外国人ALT2人体制で外国語活動に取り組んでおるところでございます。

まず、外国語になれ親しむ、そういうことで、目的で1名増員していただいておるということでございまして、小学校低学年、それから中学校では学期ごとに2回から3回ぐらい外国語活動を実施しておる。そんなところでございます。

この指導に当たっては、当然教師とそれから外国人のALTと、もともと採用しておりました日本人のALT、このチーム・ティーチングといいますか、そういった形で実施をしておりまして、先ほど申し上げましたように、まずなれると。それから、親しむと。そんなことで活動をしておるところでございます。

高学年におきましては、週1こま、外国語活動を実施しておると。指導は、低学年と同じように、担任とそれからALTが一緒になって実施をしている、そんな状況であります。

それから、今後についてでございますけれども、まず、教諭主任に来年度どのようにカリキュラムを組んでいくか。そして、どのように活用していくか、そんなことを検討するよう指示をしたところでございます。

近いうちにまた校長会等もございますので、そこでも指示をしたいというふうに考えておるところでございます。

それから、特に英語教育ばかりが注目されておるように考えておりまして、これは英語教育だけでなく、国語を含めた言語活動がより重視されていると、そういったほうがいいかなというふうに私は考えております。

きょうの新聞にも載っておったかというふうに思いますけれども、国際学力テストの結果、日本は読解力が03年のときは14位だったのが、ことしは15位に落ちていると。要するに、長文を読み解くという、そういう力が少しおけているというようなこともあるようでございまして、そんなことで、学習指導要領の中にはその学力差、要するに大きく

なってからの学力差の拡大にも影響すると、そんなこともあるようでございまして、そういうことを踏まえまして、語彙力、要するに日本人、日本語の語彙力をふやすと。それから、語彙力を伸ばすと、そういう指導も含めて、そういう改正もされるという、そういうこともあるようでございます。

特に、英語教育、英語教育ということで注目されておるわけですけれども、そういうことも含めて指導要領も改正されるというようなことでございますので、そういうことも含めて、学校にはカリキュラム等もしっかり組んでいくようにというような形で指示をしていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（岸祐次君） 金谷議員。

〔3番 金谷康弘君発言〕

3番（金谷康弘君） 2020年度にはきちんとした指導要綱が文部科学省から示されるので、それからでもよいといえばよいかもしませんが、20年度に向けてスムーズに移行できるよう、低学年への取り組みを含めて取り組みをしていただきたいと思います。

また、今ご答弁があったように、語彙力の増加なども含め、3期目に入った大沢教育長と南雲教育委員会事務局長の手腕に期待して、検討をよろしくお願ひいたします。

最後の質問に移ります。

男女共同参画計画策定の進捗状況について。

以前山畠議員が前回質問しております。町民生活課長答弁「男女共同参画に向けた取り組みを計画的に推進するため、県を初め各関係機関との連携や協議をしながら、策定に向けて進めていく予定です」と言っております。

しかし、実際には進んでいないのが現状かと思います。

第5次吉岡町総合計画・後期計画平成28年度から平成32年度の中に第6章3男女共同参画（1）男女共同参画意識の高揚①男女共同参画計画の策定、男女共同参画社会に向けた取り組みを計画的に推進するため、町民と連携・協力し、男女共同参画計画を策定します」と明記されております。

お尋ねします。男女共同参画計画策定の進みぐあいはいかがでしょうか。

議長（岸祐次君） 石関町長。

〔町長 石関昭君登壇〕

町長（石関昭君） 最後の質問で、男女共同参画計画の進捗状況についてということで質問をいただきました。

男女共同参画計画の進捗状況につきましては、策定に向けて検討を進めているところでございます。

計画策定には担当部署だけではなく、庁舎内全体が男女共同参画社会の理解と必要性を

認識することが重要であると考えております。

また、対象となる分野も広く、役場の各部署に及ぶことから、庁舎内の連携協議の場や住民の方の意見なども反映させるため、住民の方や関係機関などに参加していただく協議会などについても検討しているところでもあります。

議長（岸祐次君） 金谷議員。

〔3番 金谷康弘君発言〕

3番（金谷康弘君） 私は、総務委員会に属していました、11月7日、8日、男女共同参画の取り組みについて神奈川県寒川町と山梨県富士河口湖町に研修に行ってきました。

寒川町は、男女共同参画基本条例はまだ制定されていませんが、平成12年3月、寒川町男女共同参画プラン、18年3月に第2次、平成23年3月に第3次を策定し、いろいろな取り組みを進め、平成28年には第4次、そして、プラン推進協議会設置乗降、プラン連絡会設置要綱が策定されております。

平成11年に男女共同参画基本法が施行され、翌年には計画を策定しています。

取り組み方に熱心さがうかがえます。そして、充実さがうかがえます。例えば、例を挙げますと、保育園・小・中学校の名簿は男女分けでなく、混合名簿あいうえお順、役場男性職員の育休休暇は1カ月ぐらい。長い人で1年くらいとするそうです。

これは、産業構造が日産自動車関連企業が多く、交付金なしというほど財政が潤っていること、職員の多さが要因かと思います。また、湘南の隣町で、新しい風、波を受けやすく、受け入れやすい立地条件があるかなと思います。

山梨県富士河口湖町は、男女共同参画計画となる「ふじサンサンプラン」を平成18年に、男女共同参画推進条例を平成23年に、「第2次ふじサンサンプラン」を平成28年に策定しておりますが、「第2次ふじサンサンプラン」の評価指数、町職員の育児休暇取得率、平成27年現状0%を、10年後、平成37年の目標10%と低く、内容的には吉岡町程度に思いました。条例はつくったものの、実際はこれから試行錯誤しながら進めていくとのことでした。

男女共同参画、地域性もあり、難しい面もありますが、周知啓蒙しながら、まず男女共同参画計画を策定し、それから内容の充実を図ってみてはいかがでしょうか。

群馬県内、条例を策定した市町村は、前橋市、高崎市、館林市の3市で、制定率で言えば8.6%、最低は和歌山県3.3%、次に青森県5.0%、徳島県8.3%、山形、群馬と同じ8.6%、群馬県は最後から4番目です。

上毛新聞11月21日、都道府県別魅力度ランキング、群馬県45位、最後から3番目で、1年前から見ると46位で、最後から2番目だったのが1ランク上がりました。群馬県の魅力度、男女共同参画条例制定率ともに上げるべく、まず吉岡町から発信してみては

いかがでしょうか。

中学生までの医療費ゼロを他に先駆けて発信した石関町長であります。期待します。町長の本気度をお聞かせください。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町 長（石関 昭君） 町長の本気度ということで答弁させていただきます。

町民生活課長、議員に随行させていただきまして、大変勉強になったということで、私のほうに報告がありました。

そういった中、男女共同参画基本法においては、計画策定は努力義務とされておりますが、地方公共団体の責務として、基本的理念に基づき、男女共同参画社会づくりの施策に取り組むことや地域の特性を生かした施策を展開し、実施することとされております。

男女が一人一人の個性と能力を十分に發揮できるような社会づくりが必要だと思っております。その実現のためには、男女共同参画が必要と考えられます。

町の特色であります子供の人口増加、高齢化や家族形態の多様化、また、女性の活躍の推進を考えますと、計画策定は重要なことであると考えております。

庁舎内各部署、住民、関係機関と連携協力しながら、計画策定に向けて進めていきたいというようにも思っております。

議 長（岸 祐次君） 金谷議員。

[3番 金谷康弘君発言]

3 番（金谷康弘君） わかりました。ぜひ推進よろしくお願ひしたいと思います。

若干時間を残しますが、以上で3番金谷の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議 長（岸 祐次君） 以上をもちまして、3番金谷康弘議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を10時50分とします。

午前10時26分休憩

午前10時50分再開

議 長（岸 祐次君） 会議を再開します。

議 長（岸 祐次君） 4番五十嵐善一議員を指名します。五十嵐議員。

[4番 五十嵐善一君登壇]

4 番（五十嵐善一君） 4番五十嵐です。通告に従い、一般質問を行います。

まず最初に、防災・減災対策の観点から、3項目について町長の見解をお伺いいたしま

す。

日本では戦後最大の2万2,010名もの死者・行方不明者を出した平成23年3月11日発生の東日本大震災以降、白馬村を中心に、全半壊を含め、住宅1,500棟以上が損傷したにもかかわらず、1人の死者・行方不明者を出さなかつたことから、白馬の奇跡とも言われている平成26年1月22日発生の長野県北部・神城断層地震、平成28年4月16日発生の熊本・大分地震、同年10月21日発生の鳥取県中部地震、そして先月22日早朝発生の福島県沖地震など、また、63名という戦後最悪の死者・行方不明者を出した平成26年9月27日の長野・岐阜の両県にまたがる御嶽山の噴火、平成27年5月29日の鹿児島県口永良部島の噴火、そして同年9月14日の熊本県阿蘇山の噴火など、日本列島は激しく活動していることが手にとるように理解できます。

しかし、私たちの心の中からはそうした怖い経験や警戒心も月日がたつと並行して薄れていくのも常であります。だからこそ、平時より自然災害に対する防災意識の啓発に努め、常に危機管理意識を持って種々の備えをしていくことが何より重要であると思われる 것입니다。

先月4日のJ新聞に大規模災害などの非常時に行政機能を維持するための業務継続計画（BCP：ビジネスコンティニティプラン）を策定し終えたのは、県内35市町村のうち9市町にとどまり、策定率は25.7%と、全国の中で本県は低いほうから15番目であったとの記事が載っていました。

そして、策定済み9市町の中に我が吉岡町は、残念ながら入ってはおりませんでしたが、この件に関しては、本年6月定例会において吉岡町における業務継続計画の現状と継続的改善策についてということで、私から質問をさせていただきました。

そのときの執行側の答弁では、各室から職員1名を集めて検討委員会なり組織を立ち上げ、検討しているところであり、今後さらに検討を進め、なるべく早い時期の策定を考えているとのことでしたが、そこで、1つ目として町長にお伺いいたします。

吉岡町のBCP策定の進捗状況は現況どうなっているのか、説明を求めます。

それにあわせて、非常用電源の扱いに関し、必要量を定めて確保していく考えはおありなのか、お聞かせください。

議長（岸祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関昭君） 五十嵐議員からのほうからは、防災・減災対策についてご質問をいただきました。

業務継続計画につきましては、業務継続計画策定委員会を立ち上げ、各課各室で検討、ヒアリングを行い、業務継続計画を策定したところでもあります。

業務継続計画につきましては、災害発生時庁舎等の行政施設の被害や職員数も限られる中、最低限の行政サービスを実施するため、優先度の高い業務から順番に業務を再開していく計画を作成するものでございます。

業務継続計画策定委員会での協議、各課各室での検討、各室単位でのヒアリングを行い、446業務を対象に非常時優先業務の選定を行い、災害対策業務194業務、優先継続業務136業務、休止業務116業務に区分をいたしました。

また、庁舎に被害があった場合の代替施設の選定や指揮命令権者の不在を防ぐための対策として、町長不在時の代行順位や職員の参集時の注意なども記載し、業務継続計画を策定し、12月運用を始めたところでもあります。

また、策定された業務継続計画については、必要に応じて見直しを行っていきたいと考えております。

以下につきましては、担当課長より答弁をさせます。

議 長（岸 祐次君） 大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） それでは、非常用電源の件につきまして、町長の補足答弁をさせていただきます。

今回策定されましたBCPにおいて、「災害発生時の対策本部機能や情報システムなどの業務継続機能などを維持することができる非常用発電機の設置に向けた検討を行うものとする」と明記されております。

今後役場敷地内に非常用発電機を設置するための準備を進めてまいりたいと考えております。

議 長（岸 祐次君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） 非常用電源について、その必要量を定めて確保しているのは、計画策定済み9市町のうち、前橋、高崎、館林の3市のみでありますが、非常時に最も重要である災害対応に必要な設備、機器等への電力供給は最優先で確保しておかねばならないと考えます。

県の危機管理室では、大規模災害時には職員も被災する可能性がある。限られた人員で最低限の行政機能を保つためにBCPは有効な計画であるとの認識に立ち、県内市町村の策定を促しているところでもあります。

吉岡町にあっては、先ほどの答弁でもお答えいただきましたように、この11月に策定を終え、12月より運用開始とのことでございますが、この業務継続計画は、一旦作成すればよいというものではないことはご承知おきのことと思います。

本計画の実効性を確認し、高めていくために、職員に対する教育や訓練を繰り返し実施していくことが重要であります。そのためには、教育や訓練の計画等を策定し、これに従い着実に実施することが必要であることをお伝えして、2項目めの質問に移らせていただきます。

本年6月定例会において、やはり私から自主防災組織の中心的役割を果たす防災士の育成について質問させていただきました。

平成7年1月17日の早朝に発生した阪神・淡路大震災では、災害は突然発生し、大きな被害であればあるほど行政等の救助・救援がすぐには期待できず、地域の総合的な力により災害に備えることが必要であることが明らかとなりました。

そして、この阪神・淡路大震災を教訓として、「人」という資源を活用して社会全体の防災力を高めるために、防災士制度が誕生した経緯がございます。

防災士は、身近な地域や職場において自発的意思に基づく互助・協働のリーダーともなる存在であり、災害によって生じる生命や財産に対する損害を軽減させる役割を担うものですが、防災士資格そのものは民間資格でありますので、特別の権限や義務を持つものではありません。しかし、防災士として防災に関する一定レベルの知識と技術とインセンティブを持って防災と減災に実効ある大きな役割を果たして活躍することで、地域や職場において価値ある存在として高い評価と期待が持たれるようになってきておるのも事実であります。

今全国の地方自治体や国立大学等の教育機関及び民間研修機関では積極的な防災士養成の取り組みが進められ、それぞれの地域や職場において自主防災組織や小・中学校、各事業所等で防災士の配置、活用の働きが広がっております。

この表をごらんください。防災士認証者数の年次推移をあらわすグラフでございます。防災士認証元年の平成15年から右肩上がりで急増しております。そして、ことしの10月31日現在で11万7,560人となっております。

次の表をごらんください。これもやはりことしの10月31日現在の都道府県別防災士認証者数の一覧でございます。群馬県でありますが、754名で、これは最下位の沖縄県から数えて、鳥取、島根、群馬と、下から4番目という現状であります。

片や、大分県は、7,614名であります。認証者数こそ東京都の1万152人には及ばず、第2位でありますけれども、県人口割からすれば全国1位であります。

ことし4月発生の熊本・大分地震での対応を通して災害時における議会の役割について考える地方議員勉強会の記事を目にしました。その中で、熊本市長から「議員は住民の代表で一番身近な存在、地域のことをよく知っている議員が避難所運営のためのコーディネートをしてほしいと」の発言が、また、大分市議からは、「議員は防災士の資格を取得す

べきだ」との提案があったとのことであります。大分県が人口割で考えて防災士認証者数1位となるのが納得できます。

一方、我が吉岡町の現状はどうでしょうか。私が居住する漆原西自治会にもことしの4月、自主防災会なる組織が誕生しましたが、会長、副会長、会計、班長等の役員は、自治会役員が充て職員で入り、私も隣組長ということで、救出・救護班員に充てられました。もちろん、防災士資格取得者などいるはずもありません。漆原西自治会では、役員の任期が1年であり、このままでは自主防災会は機能しないと思い、防災士資格取得の必要性を感じておりました。

そのようなことから、6月定例会での一般質問に至ったわけですが、折しも県主催の防災士養成講座がこの10月に開催されることを教えていただき、私みずから防災士資格取得に挑戦させていただこうと思い、トライしたところ、このたび首尾よく合格することができたところであります。

そこで、町長にお伺いいたします。吉岡町における防災士育成の進捗状況について説明を求めます。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

[町長 石関 昭君発言]

町 長（石関 昭君） 防災士につきましては、地域での防災活動の大きな力になると思っております。

県によりますと、防災士育成講座を五十嵐議員、そしてまた、金谷議員を含めて3名の方が受講したと聞いております。防災士資格の申請を行っていただいており、感謝と今後の活躍に大きな期待をしているところでございます。

また、今後も防災士制度の推進を進めていきたいと思っております。

一つに、吉岡町を幸いにも災害、被害がないという中で、私も町長になって約9年、約10年たつわけなんですかけれども、ほとんど99%火災の現場に行っております。家にいないか、どこかに出かけているか以外は、夜夜中でもいつのときでもほとんど行っております。ですから、消防士のあづかる消防士の人たちがやっている姿、そしてまた、安心・安全はどのようにしたらいいのかというようなこともその現場にはほとんど99%は行っているつもりでもあります。

その中で、一番これは大変だなと思ったのは、大久保の上越線の東にある、いわゆる土建会社のところ、あれは放火だったんですけれども、そのときに上越線の線が燃えるような大きな災害で、上越線がとまりました。そんなときも、いわゆるそういったときに防災士だとそういう人がいてくれて、的確な指導ができればいいのではないかというように私も思ったんですけども、現場現場でおののする仕事が違ってくるというようなこ

とがこの防災、そしてまた被害のことではないのかなというように思っております。

私も消防団の一番のトップということで、火災があるごとにはいつも行っております。また、いわゆる台風が到来した次の日には、町中軽トラックで回っているというようなことでやっております。

その教えを受けたのは、我が先輩の県会議員であった大林先生からその話を私は教わったことがあります。「おい、おまえいろいろなことがあれば、まずあなたが町中を回らなければ何もできないんだぞ」ということで、そのとき先生に教わったんですけれども、そのときのジープはまだ残っているか、先生が乗っていたジープが残っていると思うんですけれども、そのジープで町中、いや、先生は北群馬中回り歩いたというような話で、私がなったときに教えを受けて、そういったことでやれということで、この防災に関しましては、一番私の頭の中にある仕事だなというように思っております。

吉岡町の安心・安全を預かる長として、このことについては、しっかりととした計画を立ててやっていきたいというように思っております。

詳細につきましては、町民生活課長より答弁をさせます。

議 長（岸 祐次君） 中島町民生活課長。

〔町民生活課長 中島 繁君発言〕

町民生活課長（中島 繁君） 防災士につきましては、特定非営利活動法人、日本防災士機構が認証する資格になりますが、県で実施しました「ぐんま地域防災アドバイザー防災士養成講座」に定員が限定されておりましたので、自治会より推薦をいただき、吉岡町議会議員の方2名を含む3名の方が受講され、現在認証申請を行っているところでございます。

また、役場においては、町民生活課の職員2名が防災士に認証され、資格を得ているところでございます。

今後も県の防災士養成講座が実施されると思いますので、町としても県の研修会を周知し、自治会等により推薦をいただき、防災士の増加につなげたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

議 長（岸 祐次君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） 続きまして、阪神・淡路大震災や東日本大震災での避難所運営に関し、女性の視点での取り組みの必要性が高まったこと等を受け、内閣府は2013年に男女共同参画の視点からも防災復興の取り組み指針を作成し、女性を主体的な担い手と位置づけ、平常時から取り組みを自治体に求めております。

この点を踏まえ、地域防災の担い手としての女性防災士の育成や確保についての計画をお持ちのようでしたら、お聞かせください。

議 長（岸 祐次君） 中島町民生活課長。

[町民生活課長 中島 繁君発言]

町民生活課長（中島 繁君） 女性防災士の育成や確保につきましては、特別な計画はありませんが、

男女共同参画の視点から、地域防災の担い手として大変重要になると考えております。

今後防災士をふやしていく中で、女性の方にもお願ひできればと考えております。よろしくお願ひいたします。

議 長（岸 祐次君） 五十嵐議員。

[4番 五十嵐善一君発言]

4 番（五十嵐善一君） ぜひともそのような視点でもって女性防災士のほうもふやしていっていただけたらと思います。

次に、分団長以上の消防団幹部の方にあっては、この防災士資格取得に際しての特例制度がありますが、この制度が有効利用されておりますか。

また、この消防団幹部とは、現役の方のみならず、退団者の方も含まれると思いますが、特例制度の対象者の人数を把握しておりますでしょうか。把握しておりますたら、数だけ結構ですから、教えてください。

議 長（岸 祐次君） 中島町民生活課長。

[町民生活課長 中島 繁君発言]

町民生活課長（中島 繁君） 防災士の資格の取得の特例の扱いにつきましては、分団長経験者ということになりますので、大勢の方がおります。また、亡くなっている方もおりますので、人数につきましては把握しておりませんが、平成9年4月以降でありますと、亡くなっている方もいるかとは思いますが、121名の方が分団経験者になります。

また、先ほど職員2名が防災士の資格取得をしていると申し上げましたが、この制度によりまして取得したものになります。

議 長（岸 祐次君） 五十嵐議員。

[4番 五十嵐善一君発言]

4 番（五十嵐善一君） 121名いらっしゃるということです。なるべくそういった方も有効的な活用の中に入れていただければありがたいと思います。

防災士は、それぞれの現場の状況に対応してリーダーシップを發揮し、その活動の中核となることが期待されております。防災士認証者数が全国44位の群馬県にあって、防災士の数をふやしていくことは、喫緊の課題でもあります。特例制度の積極的活用や自主防災リーダー養成講座を通じての女性防災士の発掘など、方法はいろいろあろうかと思います。

また、13自治会による各自主防災組織に最低でも男女の防災士各1人を配置すること

や、小・中学校等の教育現場にも防災士の配置が必要であることをお伝えして、3項目めの質問に移らせていただきます。

地域の安全を防災・減災の観点から支えてくれる消防団の存在は欠くことのできないものであります。しかし、現実はというと、深刻な消防団員不足に陥っているのは吉岡町に限らないことでもあります。

この点に関しては、金谷議員から先ほど質問がありまして、重複するかと思ひますけれども、私のほうからも5つの視点から町消防団員の処遇改善についてお伺いいたします。

まず1つ目は、現在の消防団員数は定数にどの程度足りていないのか。

また、足りていないとすれば、そのことによる弊害はどんなところにあらわれておりますでしょうか。定員にどの程度足りないかというのは、先ほどの答弁でわかりましたので、当然足りていないという状況なんすけれども、弊害について、どんなところにあらわれているか。それについてお聞かせ願えますでしょうか。

議長（岸祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 先ほど金谷議員からの答弁と重なることがありますけれども、ご了承願いたいと思っております。

消防団員の方々には、生業を持ちながら日夜を問わず火災などの災害時に協力をいただき、なくてはならない存在と、大変感謝をしているところでもあります。

吉岡町の消防団員の定数につきましては、吉岡町消防団条例による定員128名となっております。現在団員に任命されている者は、110名になりますので、18名団員が不足している状況ということがおわかりだと思います。

団員不足によりまして、水利査察などの日ごろの防火活動や火災現場での活動などについて、1人当たりの負担が大きくなっていると思われますので、消防協力員の方に協力をお願いしながらやっているというのが現状でございます。

議長（岸 祐次君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） 1人当たりの負担がふえているということで、そのことによる事故等につながらないことを願っておるものでございます。

2つ目は、消防団に入団される方が減少しているわけでありますけれども、どこに原因があるとお考えでしょうか。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） このことについて答弁をさせていただきますと、消防団員不足につきまし

ては、いろいろな要因があると思いますので、はっきりとした原因是わかりませんが、先ほどの説明でもありましたように、消防団員の方々は生業を持ちながら日夜を問わず火災などの災害時に協力を願いしております。現在の団員の91名の方がサラリーマンの方であります。その割合が年々多くなっており、町外への勤務者の方もふえております。通勤時間が長くなったり、核家族などの生活形態の多様化などもあり、そういった状況で消防団活動に参加する時間が持てない場合なども要因の一つではないかと考えております。

議長（岸祐次君）五十嵐議員。

[4番 五十嵐善一君発言]

4番（五十嵐善一君）わかりました。

次に、3つ目なんですけれども、このような消防団員募集のチラシが広報よしおか9月号とともに各戸配布されましたけれども、吉岡町として、消防団員確保について、このほかにどのような対策を講じておられますでしょうか。

あわせて、吉岡町非常勤特別職の公務員としての消防団員の現行報酬額は、この表からもおわかりのように、少し低過ぎるのかなという気がいたしますが、報酬額の引き上げなど、何らかの処遇改善を考えておりますでしょうか。

議長（岸祐次君）中島町民生活課長。

[町民生活課長 中島繁君発言]

町民生活課長（中島繁君）消防団員の募集につきましては、広報とともに募集チラシを配布しております。

また、団員によります勧誘や自治会などにもお願いし、勧誘を行ってもらう場合がございます。

また、県によりまして、消防団員確保対策として、消防団に対するイメージの向上及び理解促進を図るため、消防団応援ラジオ番組の放送を予定しております。

また、町のホームページに以前作成しました消防団員募集ポスターなどを掲載しております。

消防団員の処遇につきましては、消防団員の報酬について、吉岡町特別職報酬等審議会に諮問し、協議をしていただき、答申を参考に26年の4月より副団長の報酬を増額したところでございます。

そのほか、消防団員の消火・訓練等の公務上の災害に対する補償制度や退職報償金制度、出動委託料、補助金等の交付を行っているほか、各種表彰も行っております。

また、消防団員の中型自動車運転免許などの取得に対しましても検討しているところでございます。よろしくお願ひいたします。

議長（岸祐次君）五十嵐議員。

[4番 五十嵐善一君発言]

4 番 (五十嵐善一君) いろいろな策を講じていらっしゃるということで、期待したいと思います。

4つ目として、消防団というのは地域密着性で、身近な災害への取り組み等、地域の安心・安全の確保の上で必要不可欠な組織であると考えますが、その活動には常に危険が伴うものもあります。

新入団員等への安全講習や定期的な安全対策はどのように行われておりますでしょうか。

議 長 (岸 祐次君) 中島町民生活課長。

[町民生活課長 中島 繁君発言]

町民生活課長 (中島 繁君) 消防団員の方々には火災現場など、危険な場所での活動もありますので、事故のないよう、研修会などを実施しております。

新入団員への安全講習などは、新入団教養などを実施しております。

また、定期的に機関員教養なども実施し、事故などが起きないよう、消防自動車等の取り扱いについて訓練しております。

また、団員研修会も実施し、火災知識の習得なども行っております。以上になります。

議 長 (岸 祐次君) 五十嵐議員。

[4番 五十嵐善一君発言]

4 番 (五十嵐善一君) さまざまな研修、教養等、繰り返し行うことで技術または危険に対する意識というのも上がっていくと思います。ぜひとも今後も継続的に実施していただければと思います。

最後に、消防団員確保のため、消防庁では平成19年4月より「消防団員確保アドバイザー派遣制度」というものを導入し、積極的な活用を進めているものと認識いたしておりますが、吉岡町にあって活用の考えはおありでしょうか。

議 長 (岸 祐次君) 中島町民生活課長。

[町民生活課長 中島 繁君発言]

町民生活課長 (中島 繁君) 消防団員確保アドバイザー派遣制度の利用につきましては、現時点では考えておりません。

消防団員募集チラシにつきまして、回覧方式から全戸配布に変えたところ、問い合わせ等もふえてきております。その結果、入団いただく方もおります。

団員の人数は余りふえておりませんが、分団長経験者の方が団員として残っていたいている場合などがありまして、その方たちと世代交代が行われる場合があるからでございます。

同制度につきましては、今後の状況を見ながら考えていきたいと思っております。以上

になります。

議長（岸祐次君）五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君）現時点ではそのような派遣制度を考えていませんけれども、やはりいろいろな策を講じてみるのも一つの手ではないかと思いますので、ぜひとも前向きに検討していただければと思います。

かつては全国に約200万人ほどいた消防団員が、今では90万人を割り込んで約86万人にまで落ち込み、このまま消防団員の減少が続くと、まさしく地域防災力の低下が懸念される危機的な状況となっております。

執行側にあっては、脳髄を絞ってさまざまな確保策を模索していただき、地域自主防災体制の充実強化に本腰を入れていただくことを切に願い、次の質問に移らせていただきます。

安全・安心なまちづくりの観点から、犯罪に強い社会づくりに向けた町の対応についてお伺いいたします。

犯罪学では、人に注目し犯罪者の改善更生を担当する「犯罪原因論」と場所に注目し犯罪の未然防止を担当する「犯罪機会論」が車の両輪であるとされております。

ところが、日本では犯罪機会論は全くと言っていいほど普及していないのが現状であります。

対照的に、英国では犯罪機会論は1998年犯罪及び秩序違反法という法律にまでなっております。この法律は、刑法のように人の行為責任を規定した法律ではなく、主に地方自治体に向けられ、場所の管理責任を規定しているのであります。

例えば、17条では、地方自治体に対して犯罪への影響と犯罪防止の必要性に配慮して各種施策を実施する義務を課していて、公園や道路の設計、公営住宅や公共施設の建設等の都市計画やまちづくりにおいて犯罪の機会を生まないように、犯罪機会論の研究成果が十分に取り組まれるよう、自治体は必死になっているようあります。身近なところですと、防犯カメラの設置でさえ犯罪機会論に基づく現場診断を行った上で、犯罪者が最も嫌がる位置と角度に設置するという徹底ぶりであります。このように、英国では犯罪に強い社会づくりの理論的基礎に犯罪機会論があつて、領域性と監視性がそのキー概念で、つまり、犯罪が起こりやすいのは入りやすく見えにくい場所で、その反対に、入りにくく見えやすい場所が安全な場所ということになります。

我が吉岡町は、人口増加率が県内1位と、人口減少社会の中にあって、極めてまれな人口増の町であります。周辺都市部への好アクセスや割安感のある地価を背景に、また、子育て支援策も充実していることから、30代人口の増加が後押しをし、近隣自治体からの

転入がふえているのが要因と考えられております。

そんな我が町でありますから、吉岡バイパスや高渋バイパス沿線を中心に、新築住宅の建設ラッシュが進み、町としても無秩序な開発を防ぐことを目的として、土地利用に関するルールづくりに取り組んでおられることと認識いたしております。

また、都市化現象の中で、交流人口の増加により、子供や女性への声かけ事案等の不審者情報がことしの9月中だけで3件、最近では12月1日に1件発生するなど、安心・安全への担保が脅かされている状況でもあります。

子供や女性、さらには高齢者といった人たちが犯罪被害者になりやすいことを考えたとき、地方自治体の責任として、都市計画やまちづくりにおいて、犯罪機会論に裏打ちされた犯罪に強い社会づくりという観点から着手すべきかと考えますが、町長の見解をお聞かせください。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町 長（石関 昭君） 五十嵐議員のほうから安全・安心なまちづくりについてということでご質問をいただきました。

犯罪に強い社会づくりに向けて町の対応について。犯罪機会論、余り聞かないような言葉なんですけれども、今五十嵐議員はこういったことが専門家であったのかなというようには思いますが、犯罪に強いまちづくりに着手すべきでは。犯罪機会論につきましては、犯罪者に犯罪実行の機会を与えないようにして、犯罪を未然に防ぐ考え方だということだと思います。

道路や公園、公共施設などについて、部外者の立ち入りが容易にできないよう、柵等を設けるなどして、出入り口の施錠等、安全管理を行い、植栽の剪定、遊具やトイレなどの配置を考え、死角をつくらないようにし、防犯カメラや防犯灯などを設置するなどを行うことになろうかと思っております。

町では学校や児童館、学童保育施設などに柵を設け、防犯カメラや防犯灯などを設置しております。

また、放課後児童見守りパトロールを午後2時30分から午後7時30分まで実施を行っているほか、防犯灯の設置や防犯カメラの設置を昨年度に続いて本年度も設置を進めているところでございます。

そのほか、自治会や各種団体などによる防犯パトロールを実施していただいております。こういったことも犯罪の機会を減らすことにつながっていると思っております。

今後につきましては、犯罪を未然に防ぐ対策を引き続き講じていきたいと考えております。

議 長（岸 祐次君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4 番（五十嵐善一君） ただいま町長のほうから犯罪を未然に防ぐためのいろいろな手立て、策をということで答弁をいただきました。

まさしく犯罪機会論なんというとちょっと聞きなれない言葉でありますけれども、平たく言えば本当に安全な場所というのは、入りにくく見やすい場所、そのような状況をつくり出すことと言えると思います。

ちなみに、日本では神奈川県の藤沢市が犯罪機会論を教育に応用した地域安全マップづくりというものを行ったり、それから、犯罪機会論を地域防犯に応用した「ホットスポットパトロール」、これは、全体を流すのではなくて、犯罪が起こりやすいような場所を限定的に、時間と場所を限定して集中的にパトロールするというようなことらしいですが、そんな取り組みもしております。また、このような藤沢防犯ハンドブック「みんなでつくろう、安全・安心のまち」、非常に私もちょうど読ませていただいたら、きめ細かくいろいろな対策、方策書かれております。このようなハンドブック等を活用しながら、犯罪に強いまちづくりを行っているようでもございます。

一方、我が吉岡町にあっては、吉岡町地域安全条例というものがございまして、その1条（目的）で、本条例は、町と町民が協働して防犯意識の高揚と自主的な防犯及び事故防止の活動の推進を図り、もって安全で住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とするとしておりますね。また、第3条の町の責務では、犯罪及び事故の防止に寄与する環境の整備をうたっております。まさしく、これを突き詰めて実行していくならば、犯罪機会論に基づいた犯罪に強い社会づくりに結びつくのではないかと私は考えております。

安全は、人間にとって基本的な欲求であり、住民にとって最も重要な福祉であります。しかるに、地方自治体にとっても最優先の課題として取り組むべきものであると考えます。

我が国の安全神話が揺るぎ始めた今こそ、地方自治体が中心になって、英國の先進的な施策を参考にしながら、まちづくりに安全の要素を組み込み、コミュニティーの安全度を高めていくことが望まれることをお伝えして、最後の質間に移らせていただきます。

未来を見据えたまちづくりという観点から、利根川緑地運動公園南端河川敷の有効利用について、町の考えをお伺いしたいと思います。

この件に関しては、昨年12月の定例会で一般質問を、そして、本年3月の定例会では町長の施政方針に対する質問ということで、私からお尋ねした経緯がございます。またかと町長は思われるかもしれません、述べさせていただきます。

今この緑地運動公園一帯では、特にサイクリングロード沿いを中心に、地元の有志による地域おこしが活発に行われている現状にあります。

例えば、桜並木里親の会による桜並木の管理作業や4月に開催される吉岡町漆原桜祭り観桜会並びに「漆原ほたると水辺の会」による天神東公園周辺の草刈り等の美化作業と6月に開催される漆原ほたる祭り、さらには「漆原皇帝ダリアを育てる会」によるサイクリングロード東側のり面及びそれに続く利根川河川敷部分の除草作業と皇帝ダリアの移植作業など、1年を通じて主に漆原地域の住民の多くがかかわっております。私もこれらの活動の一員に加えさせていただき、桜の花や大輪の皇帝ダリアが咲き乱れる姿を、そして螢が神秘的な光を放ちながら乱舞するさまを想像しながら、草刈り等の環境美化作業に汗を流してきました。おかげさまで、桜や皇帝ダリアの開花時期、また、螢の時期には町内外から多くの方々が足を運んでくれるようになってきたと感じております。

前橋渋川バイパスの新板東橋がかかる利根川河畔には吉岡町の東玄関口としての道の駅よしおか温泉・リバートピア吉岡や吉岡自然エネルギーパーク等があり、この付近一帯を漆原地区の地域振興、ひいては吉岡町の観光・交流スポットとしてさらに魅力度をアップしていくために、低水護岸工事により、利根川緑地運動公園南端河川敷を利根の流れから守りつつ、極力現状の自然を残した形でのプレーパークの整備とか、子供の水遊び場、魚釣り広場等を整備するなどの有効利用を図っていくべきと考えますが、改めて町長の見解を求めます。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町 長（石関 昭君） 利根川緑地運動公園南端河川敷の有効利用ということで、もう何人の方々からご質問をいただいております。

私も議員が言うように、そうなってくれればなというように思っておりました。

先日も皇帝ダリアが咲いたということで、ある課長と見に行きました。あの現場は、まさに昨年野火が発生した場所でもあるというようなことで、あのところに皇帝ダリアを植えていただいたということでございます。

漆原の方々には今吉岡町の東玄関としてふさわしい行事をいろいろなことで協力をしていただいているということは、私も認識はしております。

そういう中で、今言われる利根川緑地運動公園南端をさらに有効利用し、吉岡町の観光・交流スポットとしてより一層魅力度が高まることについては、将来的には取り組む必要があると私も思っております。

多額の財源を必要とする事業になるのではないかと思いますが、議員ご承知のとおり、今吉岡町は現在子育て世代の転入により、子育て支援策や小学校などの施設整備事業に多額の経費を投入している状況でもあります。現段階においては、現在ある天神東公園をさらに充実をさせるなど、既存の施設の整備を充実を図ることで魅力度を高めてまいりたい

と考えております。

予算も年々増加して、80億円になろうかとしておるところでございます。なるだけこの若い子供たちに借金をしないような政策をしていかなければならないかなというようにも思っております。

間近に来年度の予算編成も始まるという中においても、そういう形で借金はこの若い子供たちに残さないような施策をこれからやっていかなければならないという現状を考えますと、先ほど申し上げたとおり、ちょっと遅くなるのではないかというように思っております。

だがしかし、あの場所については、私も大変いいところだなというように思っております。観光と一口に申しますが、吉岡町にはいろいろな観光スポットが町中にあるのではないかなというように思っております。

そういうことで、これからも利根川緑地運動公園南端にはさらなる有効利用をし、吉岡町の観光・交流スポットにより一層魅力ある高めることについては、将来的には取り組んでいく必要があると日ごろ思っております。よろしくお願ひいたします。

議長（岸祐次君） 五十嵐議員。

[4番 五十嵐善一君発言]

4番（五十嵐善一君） ただいま、町長のほうから将来的にはというようなお言葉をいただきました。この将来的というのは、具体的にどれくらいになるのか、ちょっと定かでありませんけれども、やはり私も未来を見据えたまちづくりという観点から質問させていただきました。ぜひとも町長の思いを温めていただいて、一日も早い実行のほうに移していただければありがたいと思います。

将来に責任の持てる町政が町長の信念でもありますね。「人口増の町吉岡、前進する町吉岡、前へ前へ」を念頭に、利根川緑地運動公園南端河川敷の有効利用についてもぜひとも前向きに、そして、真剣に全力で取り組んでいただくことを切望し、残り時間大分ありますけれども、私の全質問を終わらせていただきます。

議長（岸祐次君） 以上をもちまして、4番五十嵐善一議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を午後1時とします。

午前1時43分休憩

午後 1時00分再開

議長（岸祐次君） それでは、会議を再開します。

議長（岸祐次君） 15番小池春雄議員を指名します。小池議員。

[15番 小池春雄君登壇]

15番（小池春雄君） それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

まず第1点目でありますけれども、これまで何度も質問しておりますけれども、事の発端というのは、5月20日の町のホームページにもあったんですけれども、群馬県吉岡町のホームページにて、当初渋川工場より排出された鉄鋼スラグを含む再生碎石を使用した町発注工事の調査を進めた結果、17工事に使用していることが公表されました。「関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけし、まことに申しわけなく、おわび申し上げます。吉岡町及び群馬県と協議の上、誠意を持って対応する所存でございます」、これが大同特殊鋼渋川工場のそのホームページにあったことであります。このことによりまして、当然吉岡町に関係するところに町発注の工事だけでも17カ所スラグが使われているということが明らかになりました。

そして、町は大同と話をしながら、その毒性について分析調査をすぐ行ったわけでありますけれども、それが6月の議会でそういう、今やっていますよという報告があって、9月になれば結果が出てくるのではないかということでしたけれども、まだ9月の時期ではまだ一部しか出でていないということでした。そして、最近になりまして、町のホームページでその結果が全てではないけれども、発表されております。

そして、問題なのは、基準値を上回った場所がどのくらいあるのか。町が示された文書はこれでありますけれども、これを見て町民がどの程度理解したかなというところがまず問題だと思うんですよね。

スラグの毒性について、じゃどうなのか。これがこれだけ見ると、確かに出さない、出したの、出したほうがいいですけれども、これだけ見て皆さんがどう思うかというところがありますよね。ですから、住民に対しまして、まずはこのスラグの毒性についてどうであったか。まずはその結果ですね。調査した結果がどうであったか。これを見ればわかるんだということでありますけれども、すごくわかる人にはわかるんです。でも、一般の人にはこれを見せられても何のことだと。何がどうだかわからない。しかし、毒性はあるんだということがはっきりしていますから、そのまずは使用されていた場所、そして、その検査結果がどうであったかが1点と、もう1点は、これは重金属汚染ですから、重金属汚染というのは人体にどういう影響を及ぼすんだということもあわせて住民に知らせる必要があると思いますので、まず、その2点についてお伺いをたいと思います。

議長（岸祐次君） 石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町長（石関昭君） 小池議員のほうから鉄鋼スラグの碎石の撤去と分析結果の報告と今後の対策ということでご質問をいただきました。

大同特殊鋼株式会社の渋川工場から出荷された鉄鋼スラグを用いたスラグ製品の問題に関する、9月議会においてご案内させていただきましたとおり、吉岡町における鉄鋼スラグ製品が使用された疑いのある17カ所の工事箇所について、15カ所については分析試験結果が出ましたので、この後ご報告させていただきます。

残り2カ所については、現在調査中であります。

調査の結果については、スラグ碎石そのものから環境基準を上回る有害物質が検出された箇所が3カ所、スラグ下の土壤から検出された箇所が6カ所ございました。その土壤検査結果を受けて県が行った周辺井戸水の健康被害調査では、いずれも問題がないとの結果が出ております。

また、今後の対応につきましては、国土交通省、群馬県及び渋川市で組織する「鉄鋼スラグに関する連絡会議」により打ち出された「鉄鋼スラグを含む材料の対応方針」にある3つの基本方針をもとに、この問題に対する町の方針を打ち出し、大同特殊鋼との協議を進めてまいりたいと考えております。

なお、各課における調査結果につきましては、教育委員会事務局長、産業建設課長及び上下水道課長より補足答弁をさせます。

議 長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 教育委員会が所轄しております八幡山古墳公園内の駐車場ですが、小池議員が先ほどおっしゃったとおり、9月の定例会で報告したとおり、溶出量で基準値を超えていたため、井戸水調査を行いました。その結果、環境基準値以下でありましたので、先ほど町長が申し上げたとおり、鉄鋼スラグに関する連絡会議の基本方針を参考にしまして、今後対応していくふうに考えております。

なお、現在大同特殊鋼と駐車場をアスファルトによる被覆をすることで協議中でございます。

議 長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 産業建設課では、土壤汚染が認められました町道北下集会所北線と町道宮田大藪線について、井戸水調査の結果が出ました。結果といたしましては、町長が先ほど申し上げましたとおり、地下水への影響は認められませんでした。

なお、土壤汚染対策法では、有害物質を直接口から体内に取り込む可能性がある場合、人が有害物質に直接接しないよう対策をとる必要があるとされておりますが、本件においては、アスファルトで被覆された道路の下ということで、その可能性がございません。

この結果を受け、今後は鉄鋼スラグを含む材料の対応方針にある3つの基本方針を参考

に、今後の対応に努めてまいりたいと考えております。

議 長（岸 祐次君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 該当する工事9カ所のうち、7カ所について分析試験の結果が出ておりますので、ご報告させていただきます。

路盤材などで鉄鋼スラグを含む碎石が使用された疑いがある7カ所の調査結果では、基準値を超える六価クロム及びフッ素化合物は検出されませんでした。しかしながら、路盤材・碎石直下の土壤3カ所から基準値を超えるフッ素化合物が検出されております。

検出された現場につきましては、平成24年度に実施した下水道工事、下野田地内の2カ所で、路盤材・碎石直下の土壤より基準値を超えるフッ素化合物が検出されております。また、平成25年度に実施した下水道工事、下野田地内の1カ所では、砂利敷き塗装の路盤材・碎石下の土壤より基準値を超えるフッ素化合物が検出されております。

土壤より基準値を超えるフッ素化合物が検出された下野田地内2カ所の下水道工事については、アスファルト塗装が施されており、有害物質を直接体内に取り込む可能性はありませんが、しかし、下野田地内1カ所の下水道工事は、砂利敷き舗装の路盤材・碎石下の土壤からの基準値を超えるフッ素検出であり、対応が必要と考えております。

対応については、それぞれの結果をもとに、鉄鋼スラグを含む材料の対応方針を参考に、費用負担等を含め、大同特殊鋼株式会社と話し合いを行い、問題の解決に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

議 長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） やはり、心配なのは、今の答えの中であったんですけども、教育委員会が管轄しております古墳公園のところ、今の話ですと、アスファルト舗装するということなんすけれども、そのやり方というのは、渋川市がよくやる場合に問題になっているごまかし方で、やはり、そこにあるまずスラグを撤去するということが一番大事ではないかと思うんですよね。

それを撤去しないで、その上にアスファルトをしようというんですか。それをまず撤去して、当然そこからその下にも路盤材の下にも影響していますから、それも取って、それで舗装というふうに理解してよろしいんですか。

議 長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 今現在協議している内容では、鉄鋼スラグそのものは、含有では基準値以内、溶出で基準値を超え、井戸水調査をした結果、基準値以内であった。その

ために、連絡会議の基本方針を参考にして、被覆をするということで、スラグ自体については現状に保存するという、そういう内容になっております。

議長（岸祐次君） 小池議員。

[15番 小池春雄君発言]

15番（小池春雄君） 私が聞いているのは、それは撤去しないんですか。基準値以内だから撤去はしないと言うんですか。私は、撤去をすべきだと。しなきやいけないものだというふうに思うんですけども、それは撤去しないで、その上に舗装をかけるという話なんですか。もう一度確認をお願いします。

議長（岸祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言]

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 撤去しないで舗装をその上に乗せると。アスファルトを乗せるということです。

議長（岸祐次君） 小池議員。

[15番 小池春雄君発言]

15番（小池春雄君） 町長、そういう考え方でいいんでしょうかね。それを撤去しないで、その上にアスファルト舗装、そしてごまかしちゃうと。だったら、そこから危険物って全く除去されないのでそこにあるということなんですよ。

私は、それはどうも解せないんですよ。本来置いてはならないものがそこに置いてあるわけですよ。幾ら……、どこと話したか知りませんけれども、私はそんな対処というのはまず目先のごまかしだけで、要するに、上に砂をかけておしまい。猫がババかけておしまいという話がありますけれども、その考えと全く同じだと思うんですよ。

私は、これは絶対許せないことだと思うんですよ。いかがですか。

議長（岸祐次君） 石関町長。

[町長 石関昭君発言]

町長（石関昭君） 局長が今お話ししたとおり、今町が進めているのは、基準値を超えたものであっても、いわゆるそういう被覆して管理していくということで、今交渉は進めています。

ですから、今猫があれした、砂かけてそれでおしまいかということとはちょっと違うのかなというように思いますが、いわゆる鉄鋼スラグを含む材料の対応方針と案ということで、基本方針の中で、渋川、そしてまた県で決めておる3つの基本方針という中の決め方で交渉はしているということでございます。

ですから、もちろん今小池議員がおっしゃるとおり、それを撤去して、撤去すればアスファルトをすることもないでしょう。全部撤去すれば。そこへまた新たな碎石を、正しい

砕石を入れていただければ結構なんですけれども、そういうことではなく、今言った被覆すれば回りの井戸水なんかも検査した結果出でていないというようなことに相なれば、それでいいのではないかというようなこともいわゆる県なんかの、この教えですか、それをいわゆる町もそれにのっとって物事をやっていると。我が吉岡町だけ特別な施策でやるということではなく、渋川、そしてまた、これを使っているところについては、そういった方針でやるというようなことでお伺いしているということで、町は町として、そのような方針でやっていくということで、今交渉を進めております。

議長（岸祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 町長、9月の議会のときには、私は町長の決意というのは、決して吉岡町が悪いことをしたわけじゃなくて、大同特殊鋼のほうが製品として偽ってあそこにスラグ砕石として混合砕石ということで、RC40ということで、リサイクルの石だということで、そこに入れたわけですよ。そうしたら、そのところにスラグが混じっていたと。スラグというのは、当然のことながら、今問題になっているというのは、重金属ですから、これは一つ間違うととんでもない事故につながる、重金属汚染ですから、これまで日本もいろいろな汚染事故がありました。富山のイタイイタイ病であるとか、そういうあれも重金属汚染ですから、そういうものに匹敵するものであって、9月の議会では町長はそれは大同に撤去してもらうという考え方を示されたと思うんですよね。やっぱり私はそれが一番正しい考えだと思うんですよ。

町が悪いわけじゃありませんから、ちゃんと正当なお金を払ってそれで工事をしたわけですから、そうしたら、その製品、注文したものとは違うものが来て、そこに毒性があつて、それで私先ほど読みましたように、大同特殊鋼が吉岡町及び群馬県と協議の上、誠意を持って対応する所存でございます。その前段にあるのが「当社渋川工場より排出された鉄鋼スラグを含む再生砕石を使用した町発注工事の調査を進めた結果、17工事において使用していることが発表されました」と。「関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしました」と言うんですよ。別に、堂々として問題もないものだったら、こんなこと言う必要ないし、これはもう確信犯ですよね。そういうことを承知しているんですから。だったら町は、ああ、そんなものは撤去してくれと。これ吉岡町にもともとあったものじゃないから、それは毒として認識していますから、撤去してくれと。だから、毒性があるから町はこれだけの調査をしたわけでしょう。金をかけて。どこが払わなくたって。

その結果がその基準値を超していたと。しかし、溶出量では上回っていたと。しかし、まだ井戸のほうには汚染がないからいいんだと。でも、こういうものを、汚染というのは、すぐ汚染はされないです。相当な時間をかけないと。

だから、そう思う人は、やっぱり私これは町長、その上に鋪装してごまかす。あと、鋪装を剥がせば、また下にはスラグあるんですからね。どこかへ撤去するわけじゃないんですけどから、その上に鋪装して、どうもごまかしたみたいな話ですから、私はこんなことじや、町長の本当に命取りになると思うんですよ。

それぞれの、やっぱり吉岡町は、渋川市がそうでも、吉岡町はとんでもないと。原状回復してもらうのが我が町の考えでしょうというのがやっぱり私は吉岡町のとるべき姿だと思うんですけども、町長、もう一度どうですか。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

[町長 石関 昭君発言]

町 長（石関 昭君） 今言った、再三にわたって今までの交渉の中では、いわゆるいろいろなことでわからなかつた、事細かなことはわからなかつたということでございます。

ですから、いわゆる前も言ったように、吉岡町が悪いことをしたわけじゃないと。大同とどこが悪いことをしたのか知らないけれども、悪いことをしたということであるから、悪いものは全部撤去してもらうと。それは当たり前のことだと私も思っております。

だがしかし、いろいろな交渉をする中で、もちろん我が吉岡町は吉岡町の考えを持ってやるということであるならば、そういうことも考えられるでしょうけれども、一応いろいろなことで県に相談し、それから、渋川市とも相談し、あらゆるところと相談しながら、これはこういうことでやったほうがいいのではないかというような案も出ております。結果的には。

渋川市はそのようにやっているらしいです。被覆をするとか、なんとか。撤去したという話はまだ聞いたことがございません。小池議員も聞いたことがないと思います。（「あります」の声あり）

ありますか。それは、撤去したのは、自主的に自分がやったということで撤去したところもあると思います。そういうところはありますが、大きな事故にならない前に撤去したということは、私も聞いております。

そういうことで、今我が吉岡町は撤去しろということに相なると、この問題はなかなか先に進まない問題でもあるのかなと。撤去してくれれば結構です。撤去していただければ結構です。だがしかし、撤去してくれということで進む中において、今まで前の八幡山公園については、せっかく駐車場があつても全然使えない状況が今まで來たという中で、本当に皆様方にご迷惑をかけているということで、今局長が説明したように、子供たちがあそこに行って、手でさわったりしないように、被覆すれば、それで安心だろうというよな結果報告も出ております。

そういうことで、命取りになるということであれば、命になったときには、命になつ

てもしようがないと私は思っております。どういった形で命取りになるのか、それはわかりませんが、そういう命取りになるということに相なれば、命になってしまふのがないかなと私は思っております。

そういうことで、皆さんにご理解をいただいて、今言ったインターネットでちゃんと正確なものを出しているということを皆さんに、町民にお知らせして、そういう中で命取りとなるなら、命取りになつても結構です。私は、そう感じております。

議長（岸祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 町長、その言い方というのは、私は開き直りというふうに聞こえるんですよ。吉岡町が別に何か悪いことをしたわけじゃなくて、相手が悪いこと、本来は使つてはならないものを吉岡町に置いたわけですよ。それがいわゆるリサイクル製品として、路盤材として、それにフッ素を含むスラグがあつたと。それは、町が注文したものとは違うんだから、それは撤去してくださいよと。

当然、責任はちゃんと大同は感じているんですよ。だから、こういう文書を、これは大同特殊鋼のホームページの中に吉岡町による大同特殊鋼渋川工場から排出されたスラグの箇所及び審査状況と言っているわけですから、そうですよ。町長。向こうからそういうふうに言つてゐるんですよ。大同は

だから、別に吉岡町が遠慮するものは何もないんじゃないですか。間違つたものを入れたら、それは出してくれと。取り除いてくれと。

今町長がやろうとしているのは、その上に渋川がやつてゐるんだから、その上に砂をかけて、鋪装をかけちゃえばいいじゃないかと。あと見えないんだからいいんじゃないかと、こういう考えですよ。

私、それは違うと思うんですよ。まずは、撤去してもらって、そして鋪装するというのが本来のあり方だと思うんですよ。

先ほど町長が私命取りとなるというのは、それはトップが変わればそれは命取りますよ。でも、そんなことで私は町長、住民の安全・安心が守れるのかということが一番問題と思っているんですよ。

だから、私はどうしたって、これはもう、だって町長がだって一言言って、それを撤去してくださいよと言えばそれで済む問題でしょう。別に大同に何か借りがあるんですか。別にもらったわけでもないでしょう。だもの、町は堂々とこんなものは撤去してくれと。

町長は、さっきどこかにじやそれをなくしたところがあるのかと言つたのは、私9月の議会でも言いましたけれども、群馬県の群馬用水水資源機構ですよ。あそこは、2キロにわたつて全部撤去してくれと言つたら、それに応じて群馬用水は全部撤去しました。この

ことは明らかです。

ですから、私は同じように、町もそれを求めればいいじゃないですか。町長はただの一度でも吉岡町からこれを撤去してくれというふうには言わなかつたんですか。私は、言うべきだと思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 小池議員が言っていることは、まず、一言取り下げてください。今言った命取りになるということは取り下げていただきたいと。

それから、取り下げないのなら結構です。命取りになるなら、なるようにやつていただいても結構です。私はそう思っております。開き直っているんじゃないです。あなたがそう言ったからそういうふうに言っているだけで、私も吉岡町の安心・安全のためには努力をしていると思っております。

そういった中で、今いかにしてこのスラグを安全な形で皆さんに使用していただくかということで、私も再三にわたって職員には撤去してもらうように言っておけということは言っております。そういったことはご理解をしていただきたいと思っております。

ですから、いわゆるこのスラグ問題については、今どうしたら安心・安全でこのことを使用していただけるかということになりますと、あなたは今砂かけたらそれで終わりかということですけれども、今の現状ですと、それが一番最先端の仕事かなと私は思っております。

そういったことで、それに基づいて大同のほうには交渉していくと。大同からは私は一銭ももらっているわけじゃございません。

そういったことも質疑の中では失言だったと思っております。一銭ももらっていないません。私がもらっているような感じでいますけれども、一銭ももらっていないません。そういったことも削除していただければありがたいというふうには思っております。

議 長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 私は、お金をもらっているわけでもあるまいしと言っているんですよ。町長もらいましたねなんて言っていないですよ。だから、別に私は大同にもらっているわけじゃないんだから、何の遠慮も要らないでしょうと。こんなものはとっとと吉岡町から撤去してくださいと。町がそのところに鋪装をかけるという話じゃなくて、撤去してもらえばそれでいいわけでしょう。

だから、それが何でできないかなと。私は、それを求めるのがやっぱり町長の責任ある立場だと思うんですよ。

向こうが、吉岡町が頼んで置いていったものじやないですから、当然設計の中ではスラグ入りなんていうことはなかったわけですから、リサイクル製品とはあつたようですがれども、それにスラグ入っているんですから、それはやっぱり撤去してもらうというのが私は筋だと思います。

それをだから、その上に砂をかける、鋪装してごまかす。まさに私はごまかしだと思うんですよ。それで済ませるということになれば、これは町長大きな責任になると思うんですよ。だって、吉岡町から毒物が撤去されていないわけですから、その上に鋪装かけたから見えなくなっているというだけで、私は、この方法はやっぱり間違いだと。だから、ぜひともこれは撤去してほしいというふうに思います。

これ以上言うと、町長はこれでいいんじゃないかという考えですから、ここで何回言つても押し問答になって、それ以上前に進まないでしようから、でも、少なくとも多くの町民はそれはやっぱりどけてほしいということがあります。

それと、むき出しになっている場所というのがありますね。それは下野田地区の下水道の、私たち見に行ってきました。それは、そのところは、下水道管を埋めかえて、そのところにまた敷き砂利をして、その敷き砂利の部分がそこにスラグが混じっているということでしたよね。これについては、当然私はこれをいつまでも放っておくということに問題があると思うんですよ。スラグはどういうところに害があるかというと、これは手でさわったりすると、手とかこういうのが町長、溶けるんですよ。その手で目なんかをさわったりすると、目も失明するおそれがあると、こういうものなんですよ。

だから、まず、町もこのスラグの毒性というものをしっかりとちゃんと認識してもらって、その毒性がわかれば、やっぱりこんなところにいつまでも置いちゃいけないということの結果にもなるんですよ。

ですから、私たち議会で見に行ってからも相当たちます。しかし、まだそのままですね。これもいつになつたらするのか。やはり、そこにいる住民の人たち、不安だと思うんですよ。いつごろまでに撤去できるのか。まずお答え願います。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 一番いいのは、県がいわゆる大同特殊鋼、あなた方がそういうものを出したんだから、あなた撤去しなさいと。それを言っていただけるのが一番いいのかなということで、私は思っております。

今言ったように、町がこれを入れてくれと言った覚えもないし、そういうことに相なれば、現状とすれば、今の現状でやるほかないのかなということですけれども、県が言わぬいということは何かあるのかと。県があなたたちが撤去しなさいよということは一言も言

わない。先日の新聞にも出ておりました。17号バイパス、それも工事がとまっていて、それが再開できたということは、その上に土を盛ってそのままやっちゃうと。それでいいんだと。それも県も国もそうでしょう。国、県、もちろん県もそういう気持ちでいるということは、ちょっとおかしいんじゃないのかな。

今小池議員が言われるとおりにできれば、それは最高だと思います。私もそう思っています。撤去していただいて、速やかにもとに返してくれと。撤去すればアスファルトもすることはない。もう一度碎石を入れればそれでいいんだということに相なっております。そういうことであるならば、いわゆる小池議員が言うのは、本当にそのとおりだと私も思っております。撤去していただければいいんだと。

県に言うと、撤去してくれと、ちゃんとやってくれと言っても一向にやらないと。これはあなたもご存じだと思います。

そういったことで、町は町として、県のいろいろな意見を聞きながら物事をやっていると。17号しかり。ああいうことも全部そういうことでやつていっちゃうということもちょっとおかしいのではないかなど私も思っております。

それはどういうことでやつたということも私はわかりませんが、そういったことで、町は町として今の現状でやるならば、どれが一番得策か、安心か、安心・安全かということで、今いろいろな県の指導を仰ぎながら、町は町として大同に交渉していくというように私は考えております。

議長（岸祐次君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 下野田地内の砂利敷き舗装の路盤材・碎石下の土壤の件についてでございますけれども、小池議員がおっしゃるとおり、有害物質を直接体内に取り込むなど、フッ素化合物の影響については懸念をされるところでございます。

町としましては、被覆による対応ということで考えております。

これにつきましては、費用負担等含め、大同特殊鋼株式会社と速報値、こちらが出た後協議をしております。因果関係等につきまして、なかなか協議の進展がございませんが、今後につきましても解決に向けて協議を進めていきたいと考えております。以上でございます。

議長（岸祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 町長、そう俺が言ったとおりにできれば、それがいいんだと。でも、大同は吉岡町及び県と協議、誠意を持って対応すると言っているわけですから、町長言ったように、私は今の県の対応というのは決して正しいと思っていません。確かに、その間に県

が法律を無視をするような誤った対応をしたというのもこれは確かにあります。それは、以前ホームページにあったんですけれども、その部分今削除しています。聞くと、それはどうして削除したんだと。いや、今とりあえず保留ですと。こんな言い方をしているんです。そんなことはあり得ないんすけれども、でもそれが実際に今の県の対応です。

でも、町長どうでしようか。大同のほうが吉岡町及び県と協議して対応を決めるというふうに言っているんですね。吉岡町と協議すると。でも、こちらからまだちゃんと、別に県は県でいいんですよ。県道のところは。でも、吉岡町の工事の部分については、被害を受けているのは吉岡町だから、直接大同と交渉していいんじゃないですか。県道の部分においてはまだありますよ。この渋高バイパス、これは県道にもここにもスラグはたくさん入っています。17号バイパスにも入っています。それは、県の管轄であったり国交省の管轄です。しかし、今町が調べたこの17カ所というのは、町直接の工事なんですね。ですから、県を入れることなく、直接町が大同と交渉していいんじゃないですか。そして、もしもそれで町長、交渉したけれども、全く大同がそんな気もなかったというなら、私はそういうのがはっきりしてわかりやすいんですよ。でも、そこしたのかしないのかわからぬで、そこに砂をかけちゃおうという話は、私は決して解せる話じゃない。解せない。

ですから、しっかりと吉岡町直接の部分については、大同と、県は関係なく、直接交渉すべきだと思いますけれども、いかがですか。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） もちろん、交渉するときには県が中に入つてやるわけでは……、今までそうです。町独自でやっております。

そういったことで、町は町としていろいろな情報をキャッチしながら、町は町として交渉をこれからも続けていきたいというように、もちろん基本的には議員が言っているように、撤去してもらうのが一番結構なんすけれども、そういった中で、今小池議員が交渉した中でだめだと言つたらしようがないんだということで相なればいいんでしょうけれども、町は町として、これは撤去してくださいよと。できないと。いや、できないならどういうことをするんだという話になってくると思うんですけども、町は町として余り県のほうには頼ってもどうもだめだなというようなことは感じておりますから、町は町としていろいろな情報を得ながらやっていきたいと思っております。

議 長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） そこで、確認です。大同との直接の交渉では結果はどうだったんでしょうか。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

[町長 石関 昭君発言]

町 長（石関 昭君） 今結果が出て、いわゆる交渉中ということでございます。

一番早く交渉したのが教育委員会。教育委員会が交渉した結果、いわゆる被覆をして、大同のほうはやらせていただければありがたいということで、いわゆる発表したとおり、そこは駐車場については被覆をして、そのままにしておくということで、交渉のほうは、まだうちのほうは返事はしておりません。それで結構ですとは言っておりません。

そういうことでよろしいね。（「はい」の声あり）

議 長（岸 祐次君） 小池議員。

[15番 小池春雄君発言]

15番（小池春雄君） わかりました。相手からの回答がそういうことだと。それで、吉岡町はまだ回答していないと。

私は、そんなことで決してお茶を濁すことには絶対しないでほしいというふうに思います。これは、もう全面撤去というのが基本だということをまずお願いしておきます。済みません。時間もありませんけれども、このスラグの問題におきまして、榛東村のメガソーラーの問題もありますけれども、榛東村のメガソーラー設置、これは吉岡町の水源に大同のスラグが使われ、最大で基準値の7倍のフッ素が検出されことが村の調査でわかっております。新聞で大きな記事として報道されておりました。ソフトバンクによる調査では、パネルの内側でも環境基準を大きく超え、最大で6倍を超えたとあります。これがむき出し状態であるというふうに新聞報道がされております。あのメガソーラーの周りがフッ素が基準値の7倍、そして、中側、メガソーラーが置いてあるところが基準値の6倍、ここは、先ほど言いましたけれども、吉岡町のまさに水源であります。吉岡町の水源が万が一でも汚染されたことがあってはなりません。そのために、適切で迅速な対応をとる必要があるというふうにあります。

これまで町長、榛東の尊重とも話をするという回答がありましたけれども、それ以後、この間9月議会以後新聞報道でもこのようにあそこが物すごい汚染度で汚染をされているということが新聞発表されております。また、榛東村では町の広報でも住民に知らせたというように伺っておりますけれども、私は一番影響を受けるのは吉岡町ですから、これはぜひとも何とかしてほしいというふうに思いますけれども、これについての回答をお願いします。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

[町長 石関 昭君発言]

町 長（石関 昭君） 小池議員の言われるとおり、大変な場所だというようには、前も言ったと

おり認識をしております。

そういうことで、今榛東がどのような形でこの大同と交渉しているかというようなことはまだ閑知しておりません。

そういうことで、これからも再三にわたって榛東のほうには言っていくつもりであります。

交渉ということになると、榛東との交渉ということに相なるんでしょうけれども、榛東がどういった形でどういったものを作ってくれる、大いに期待をするところですが、このメガソーラー、吉岡町のほうにほぼ全面的に水がこちらに来るということは認識しております。

そのようなことで、再三にわたって榛東のほうには言っていくつもりでございます。

議長（岸祐次君） 小池議員。

[15番 小池春雄君発言]

15番（小池春雄君） 先ほども言いましたけれども、フッ素の溶出量が最大で基準の7倍。そして、ソフトバンクも調べたそうです。そのソフトバンクの調査によりますと、ソフトバンクは当然中に置いてあるパネルが置いてあるところですから、こここの部分については、基準値を6倍を超える検査結果が出たという報道がなされております。これも事実と思います。

今町長言いましたように、一番影響受けるのは吉岡町ですから、ぜひともこれが手おくれにならないように、問題意識を持ってぜひとも対応していただきたいということを重ねてお願いをしておきます。

続きまして、2点目でありますけれども、子育て支援についてであります。

町長の公約であります給食費の無料化はいつごろ実施ができるか。今年度は群馬県各地で給食費の一部負担であるとか、2子から無料にするとか、さまざまな対応がされました。報道によりますと、みどり市では来年度から小・中学生の給食費無料制度の実施を行うことを決めたようあります。渋川市でも何かの対応を決めたように伺っております。吉岡町では、今年度補助額を倍にふやしたことは私も評価をしているところであります。

特に、町長の選挙公約では、子育て支援の充実を強く訴え、住民に約束をしてまいりました。町長任期折り返しの年になる来年度は、町民との約束を果たす年にすべきだというふうに思いますけれども、町長の見解を求めるものであります。

議長（岸祐次君） 石関町長。

[町長 石関昭君登壇]

町長（石関昭君） 公約である給食費の無料化はいつごろ実施するのかということでよろしいでしょうか。

吉岡町の給食費は、平成27年度から児童生徒1人当たりの給食費補助を年間5,500円から1万450円に拡大し、保護者負担を軽減しております。

平成28年度では明治・駒寄小学校と吉岡中学校の児童生徒の保護者の皆さんからお預かりしている給食費の合計額は約8,740万円、町からの保護者負担軽減分で2,207万円の支出となっております。給食費にかかる保護者負担の町補助の合計額が1億947万円になっております。つまり、年間給食費は1億947万円になります。

また、吉岡町の児童生徒が増加し、教室不足対策や児童生徒が増加することにより、教員数も増加が見込まれ、職員室に机が置けない状況ともなっております。

それに加え、駒寄小学校体育館の建て直しが迫られていることも考え、学校教育施設に膨大な経費が予想されております。

いつ無料化にすることは言えない現実でもあることをご理解いただきたいと思っております。

議長（岸祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 町長、選挙のときの公約ですから、いつとはまだ明言できないということですけれども、残すところ任期折り返しに来年なりますから、ぜひともそれが実現されるよう努力を願いたいというふうに思っております。また、そのように求めるものあります。

続きまして、子育て支援策の2点目でありますけれども、奨学制度の創設をということで出しております。

12月広報、広報よしおかに国の教育ローン、日本政策金融公庫のご案内が掲載をされました。時宜を得た紹介と思い、評価をしたいと思います。

これまで何度も国内の貧困問題について議論をしてきましたが、私たちが思っている以上に貧困の格差は広がり、将来に明るい希望が持てない人たちがふえております。特に、子供の貧困は6人に1人と言われております。その状況に近い人もたくさんいると思います。こういう人たちに何ができるか、何をしてあげたら本当に喜ばれるか、このことが大事だと思います。

県内の奨学金貸与状況を見ますと、群馬県の市でもほとんど奨学金制度は持っております。町村では、私の調べ方が不十分なのかもしれませんけれども、少ないですけれども、ぜひとも子供の貧困というのが強く呼ばれる時代ですから、どの子供たちも自分たちの経済的状況だけで入学ができないと、進学ができないということだけは避けたいというふうに思います。何とかこういう子供たちに町として奨学金制度でできればというふうに思っております。

これまで、先ほども言いましたけれども、いろいろな制度があるじゃないか、それを使えばいいじゃないかと言っておりますけれども、それでもまだ足りないんですね。金額として。ですから、あの、借りれる人というのは、そういう育英資金を借りたり、また町村独自の両方使って大学を出るというケースも大変多いようです。

そんなことから、ぜひともまたもう一度考えてほしいと思うんですけども、よろしくお願いします。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

[町長 石関 昭君発言]

町 長（石関 昭君） この問題については、小池議員のほうからこれで3回目かなというようには思っております。

同様の質問をいただきました。その都度群馬県の教育文化事業団高等学校奨学金、母子寡婦福祉資金貸付金など就学支援制度、また、大学については、独立行政法人学生支援機構で無利子の第1種奨学金と利子つきの2種奨学金貸与制度があり、国・県による学生の就学支援のためのさまざまな制度が設けられております。

町独自の奨学金貸与制度の創設は考えておりません。

議 長（岸 祐次君） 小池議員。

[15番 小池春雄君発言]

1 5 番（小池春雄君） それでは、町長いかがでしょうか。町が奨学金を考えていないということですから、少なくとも奨学金を借りた人の、先ほど町長言ったように、1種ですと無償ですけれども、2種になると1%とか1.5%、ちょっと多いのだと1.8%ぐらいの利息がつきます。この分の補助をしてあげたらと思いますけれども、どうでしょうか。

奨学金をつくれないんだったら、その利子補給ぐらいはいいじゃないですか。住宅をつくった人には住宅補助もしますし、いろいろな補助制度ありますから、このくらいだったら町長可能じゃないですか。いかがでしょうか。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

[町長 石関 昭君発言]

町 長（石関 昭君） 今のところは、考えておりません。

議 長（岸 祐次君） 小池議員。

[15番 小池春雄君発言]

1 5 番（小池春雄君） でも、考えているんでしょうから、ぜひとも、検討にも値しないという考え方でしょうか。それとも検討ぐらいしてみようかという考え方でしょうか。どっちでしょうか。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

[町長 石関 昭君発言]

町 長（石関 昭君） いや、今のところ考えておりません。

議 長（岸 祐次君） 小池議員。

[15番 小池春雄君発言]

15番（小池春雄君） 考えて……、検討もできないと。したくもないというふうに理解してよろしいですか。検討したくないと、考えていない。私が提案しているんですから、検討もしたくもない、私は検討ぐらいしてくださいと言ったんですけども、答えが間違うと失礼ですから、検討もしたくもない。検討ぐらいしてみるべや。どのようにになりますかね。済みませんが、もう一度お答えください。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

[町長 石関 昭君発言]

町 長（石関 昭君） したくもないという表現はちょっと誤りかなと。今のところ考えておりません。

議 長（岸 祐次君） 小池議員。

[15番 小池春雄君発言]

15番（小池春雄君） だから、今考えていないと。私は、検討してくれませんかと言ったら、じゃややっぱり検討もしたくないというこというふうにやっぱり理解できるんじゃないでしょうか。

蹴つ飛ばすなら、それはそれで構わないんですけども、ぜひとも町長も選挙の公約で子育て支援を言うなら、そのくらいの検討ぐらいはしてみて、結果できなかつたよといふんだったら、それはそれでしようがないんですけども、そのぐらい、ぜひとも町長、腹のでかいところを見せてください。そのことはぜひともお願いしておきます。

続きまして、公有施設の手洗いの洋式化ということで出しておりますけれども、これは、学校もあれば役場もあれば、いろいろなところがありますけれども、特に、自治会が持っている公民館というのは、公有施設とは言いませんけれども、そういうところも含めて、今吉岡町の状況はどうなっているか。大変緊急避難時等でお手洗いを使うときにやっぱり洋式でないと使いにくいという人も大変多くいるようありますけれども、そういうことで、多くの自治体でいろいろな公共施設であるとかそういうところは洋式に進めているようですけれども、まず、その辺の現状把握についてお尋ねします。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町 長（石関 昭君） 公共施設のお手洗いの洋式化率はどの程度かということでご質問をいただきました。

自治会の集会施設につきましては、24カ所ありますが、そのうち全て洋式トイレになっている施設が14カ所、一部洋式トイレになっている施設が6カ所、和式トイレのみ施設が4カ所となっております。

町では集会施設整備事業による改修費の2分の1を補助金として交付しております。同補助金を利用して、平成28年度に1カ所、トイレを改修した集会所があります。来年度も1カ所トイレ改修を予定している集会所があります。

今後も同補助金を活用していただければと考えております。

議長（岸祐次君） 小池議員。

[15番 小池春雄君発言]

15番（小池春雄君） 今の自治会の町の補助は建てかえるとかなんかするときの半額補助ということなんでしょうけれども、町も来年度から介護保険の新制度のもとで自治会等の力をかりて、いわゆる介護にならないための施策を進めていかなければならぬと思います。

それは、民間のボランティア等を使ってやっていくんだというのが町の考え方のようでありますから、そうなりますと、やはりそういう高齢者たちが介護の状態になる前にそういう人たちが集える場所をつくるということになりますと、いや、あそこそころは和式で、なかなか行つても用が足せないんだよなというようなことがあるものですから、建物の修理のときには半額、こういう便所の改修でもお手洗いの改修でも半額ということになりますけれども、時期に応じてその辺の調整、臨機応変で、全てとは言いませんけれども、その自治会でその年度の施策としてどうですかと。こういうことで町が7割ぐらい持ちます。ですから、自治会で3割ぐらい持ってやりませんかということで、町が政策的な進め方、お願いというようなものを町は考えていくべきだと。また、そういう時期に来ているのではないかというふうに思いますけれども、その辺を改善していこうという考えはございませんでしょうか。

議長（岸祐次君） 石関町長。

[町長 石関昭君発言]

町長（石関昭君） その件に関しましては、いわゆる集会所については、自治会の会議があるたびに、いわゆる担当課である町民生活課がそういった指導はしております。こういった補助を受けるものがありますよというようなことは、再三にわたって自治会のほうには説明はしております。

これからもそういうことで、説明はしていくつもりでおります。

議長（岸祐次君） 小池議員。

[15番 小池春雄君発言]

15番（小池春雄君） 少し、建てかえると5割の補助ということらしいですけれども、そういう

改修で、お手洗いの随分和式から洋式のほうに移行しているところが多いようですけれども、まだ洋式になり切っていないところも先ほどの町長の答えたとあるようですから、そういうところを町として率先して改修してもらうという意味で、少し補助金の増額を再度考えるべきだと、出してほしいというふうに思いますけれども、町長いかがでしょうか。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） その件に関しましては、検討させていただきます。

議 長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） それでは、最後の質問になりますけれども、災害時の備えということで、11月8日、総務委員会で視察に行ってまいりました。行ってきたところは、山梨県立防災安全センターというところに行ってまいりました。

そこで、センター長の山下さんという方にいろいろお話を伺いしてきたんですけども、町民生活課長も一緒だったので、よく覚えてると思うんですけども、災害時にそれぞれの自治会に対しまして、誰が何を持っているかを調査し、借り出すことができるか調査をして登録をしておけば、緊急時に対応ができます。このようなことが今後大事だと思いますけれども、どう思いますかということで出してあります。

このことは、課長のほうから町長のほうに話は行っていると思うんですけども、私は聞いて、ああることは大事だなというふうに思ったんですよね。緊急時に雪が降った、大雨が降って大水が出たと。にっちもさっちもいかないときに、どこの家に行けば何があるよということがちゃんとその自治会とか首長さんとか、そういう人がみんな承知していて、それを借り出したりする。しかし、もう古くなつた、疲れたようなものはもう弁償できないから、そういうものは度外視しておいて、満足なものだけを登録しておくということらしいんですよね。それで、いざというときにあそこの家に行けばカッターがあるから借りられるとか、こここの家に行けば大きな機械があるから、機械があるとか発電機があるから使えるよと。これを災害時に町が全てそれを用意しておいたんじゃ、使うか使わないかわからないものをいっぱいそろえてもやっぱり何の意味もないで、それであれば、一時借りるという方法にしておけば、私は本当にこれは町で言いますと、今今度防災公園ができたと。そこにみんなそろえなくちゃならないですけれども、今私が言ったようなやり方だったら、その地域の各自治地区というんですかね、各自治地区ごとにまとめておけば、どこの家に何があるよというので、本当にすぐわかる家ですから、簡単な助けができるというふうに思うので、このようなことをぜひとも吉岡町でも私はいいと思ったものは取り入れるべきだというふうに思いますけれども、この点についての考え方をお願いします。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町 長（石関 昭君） 災害時にはやはり自治会の方々の協力が必要となってくると思っております。現在多くの自治会で自主防災組織を立ち上げていただいている、共助のもと、協力をお願いしているところですが、町といたしましても災害時の資機材の購入資金について補助金を交付できるようにしております。

また、来年度魅力あるコミュニティー事業の補助金で機材の購入を検討されている自治会もあるようでございます。

ご質問のとおり、地域の方々から災害時に機材を借り受けることができれば、大変助かると思っております。

1 1月の自治会定例会においても地域の方々から必要な機材を借り受けることも検討していただくよう話させていただいたところでもあります。

大雪のときには、いわゆる率先的に自分の機材を持ち出してやっていただいたということで、本当にありがとうございます。

今後につきましても町と自治会が協力して、災害に備えていきたいと考えているところでございます。

議 長（岸 祐次君） 小池議員。

[15番 小池春雄君発言]

15番（小池春雄君） 限られた時間でありますけれども、一緒に同行した課長も考えがあると思うんですけども、何かありましたら一言どうぞ。

議 長（岸 祐次君） 中島町民生活課長。

[町民生活課長 中島 繁君発言]

町民生活課長（中島 繁君） 簡潔に。私も同行させていただきまして、機材の関係は、近所から借り受けることができれば大変助かると思いますので、自治会の定例会のほうで自治会のほうに話をさせていただいたということになります。よろしくお願ひします。

議 長（岸 祐次君） 以上をもちまして、15番小池春雄議員の一般質問が終わりました。

これをもちまして、本日の会議に予定されていました一般質問は終了しました。

散 会

議 長（岸 祐次君） 本日はこれをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

午後2時00分散会

平成28年第4回吉岡町議会定例会会議録第4号

平成28年12月14日（水曜日）

議事日程 第1号

平成28年12月14日（水曜日）午前9時30分開議

日程第 1 委員長報告 委員会議案審査報告（総務・文教厚生・産業建設 3常任委員長報告）
(委員長報告・報告に対する質疑)

日程第 2 議案第49号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例
(討論・表決)

日程第 3 議案第50号 吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(討論・表決)

日程第 4 議案第51号 吉岡町勤労者住宅資金利子補給条例の一部を改正する条例
(討論・表決)

日程第 5 議案第52号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(討論・表決)

日程第 6 議案第53号 よしおか温泉リバートピア吉岡及び吉岡町緑地運動公園（河川敷公園）に係る指定管理者の指定について
(討論・表決)

日程第 7 議案第54号 吉岡町学童クラブに係る指定管理者の指定について
(討論・表決)

日程第 8 議案第55号 道の駅よしおか温泉に係る指定管理者の指定について
(討論・表決)

日程第 9 議案第56号 平成28年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）
(討論・表決)

日程第10 議案第57号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
(討論・表決)

日程第11 議案第58号 平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
(討論・表決)

日程第12 議案第59号 平成28年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
(討論・表決)

- 日程第 1 3 議案第 6 0 号 平成 28 年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
(討論・表決)
- 日程第 1 4 議案第 6 1 号 平成 28 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
(討論・表決)
- 日程第 1 5 議案第 6 2 号 平成 28 年度吉岡町水道事業会計補正予算（第 3 号）
(討論・表決)
- 日程第 1 6 同意第 3 号 吉岡町公平委員会委員の選任について
(討論・表決)
- 日程第 1 7 同意第 4 号 吉岡町公平委員会委員の選任について
(討論・表決)
- 日程第 1 8 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 1 9 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 2 0 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 2 1 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 2 2 予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 2 3 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 2 4 議会議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（16人）

1番	富岡大志君	2番	大林裕子君
3番	金谷康弘君	4番	五十嵐善一君
5番	柴崎徳一郎君	6番	竹内憲明君
7番	高山武尚君	8番	村越哲夫君
9番	坂田一広君	10番	飯島衛君
11番	岩崎信幸君	12番	平形薰君
13番	山畠祐男君	14番	馬場周二君
15番	小池春雄君	16番	岸祐次君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	小渕莊作君
財務課長	大澤弘幸君	町民生活課長	中島繁君
健康福祉課長	福田文男君	産業建設課長	高田栄二君
会計課長	守田肇君	上下水道課長	笛沢邦男君
教育委員会事務局長	南雲尚雄君		

事務局職員出席者

事務局長 大井隆雄 係長 青木史枝

議 長（岸 祐次君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程（第4号）により会議を進めます。

日程第1 委員会議案審査報告

議 長（岸 祐次君） 日程第1、委員会議案審査報告を行います。

委員長報告を求めます。

最初に、総務常任委員会山畠委員長、お願ひします。

山畠委員長。

[総務常任委員会委員長 山畠祐男君登壇]

総務常任委員長（山畠祐男君） 13番山畠です。それでは、総務常任委員会の議案審査報告を行います。

今定例会開会日12月2日、本議会において議長より付託されました議案4件、同意2件につきまして、12月8日木曜日午前9時半から委員会室において、委員全員、議長、それから執行側からは町長、副町長、教育長、所管課長、局長、室長が出席し、審査をいたしましたので、議案4件、同意2件についての審査の概要と結果を報告いたします。

まず、議案第49号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例では、地方税法の一部を改正する等の法律改正のためにによる吉岡町税条例等の一部を改正するものであります。審査の結果、採決では、原案適正と認め、全会一致で可決がありました。

議案第52号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例では、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員の報酬を見直すとともに、農地利用適正化推進委員の報酬額を定める必要があるための改正であります。審査の結果、採決では、原案適正と認め、全会一致で可決あります。

議案第53号 よしおか温泉リバートピア吉岡及び吉岡町緑地運動公園（河川敷公園）に係る指定管理者の指定についてでは、同施設の設置目的を有効に達成し、施設の適正な運営管理を行わせるための指定管理者の指定であります。審査の結果、採決では、原案適正と認め、全会一致で可決ありました。

議案第56号 平成28年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）では、歳入歳出それぞれに1億5,736万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ80億1,485万1,000円とするものであります。歳入歳出事項別明細書の款項目の順に審査を行いました。委員からの主な質疑といたしましては、歳入では質疑がなく、歳出では、2款総務費1項総務管理費5目財産管理費では、庁舎等整備工事ではその内容

についての質疑に対し、町民からの寄附による土地整備費としての答弁でございました。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費19節負担金、補助金及び交付金では、経済対策臨時福祉給付金の内容の質疑に対して、平成28年度の経済福祉給付金であり、吉岡町在住の町民で給付金は1万5,000円で、3,500人を対象としているとの答弁でした。6款農林水産業2項林業費2目林業振興費では、県単林道改良工事設計委託料についての内容の質疑について、船尾滝周辺の台風による林道被害の調査のための委託料であるとし、さらに立木補償については、おもちゃ館の周辺の林道整備によるものであるとの答弁でございました。審査の結果、採決では、原案適正と認め、全会一致で可決がありました。

同意第3号 吉岡町公平委員会委員の選任についてでは、群馬県北群馬郡吉岡町大字小倉827番地298の高柳廣好さんにつきましては、採決の結果、全会一致で同意であります。

同意第4号 吉岡町公平委員会委員の選任についてでは、群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保1978番地4の鳥越和代さんにつきましては、採決の結果、全会一致で同意であります。

以上、報告といたします。

議長（岸祐次君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

山畠委員長、自席へお戻りください。

続きまして、文教厚生常任委員会馬場委員長、お願いします。

〔文教厚生常任委員会委員長 馬場周二君登壇〕

文教厚生常任委員長（馬場周二君） 14番馬場です。それでは、文教厚生常任委員会の審査報告を行います。

審査は、12月9日金曜日9時30分より、委員全員と議長、執行側より町長、副町長、教育長、関係課長、局長、室長の参加の中、議長より付託されました議案5件と行政報告として、町立駒寄小学校屋内運動場新築に伴う研究懇談会について経過報告がありました。

それでは、委員会審議の結果を報告します。

議案第50号 吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。この条例は、住民が介護が必要な状態になつても住みなれた地域で暮らしていくように、市町村指定の医療者が地域密着型サービスで、平成28年10月から現行の小規模デイサービスの中でも定員が19人未満の事

業所も対象に地域密着型介護サービスに移行することになりました。その中、今回大きな改正点は、今まで都道府県が事務所を指定していたものが、今回は市町村に移管されることになりました。吉岡町では、たやの家と一番星の2施設が対象となっております。現在、運営委員会も実施し、現状を調査しているとのことで、審査の結果、原案適正と認め、可決です。

議案第54号 吉岡町学童クラブに係る指定管理者の指定については、各学童クラブの定員や職員配置等の質問がありましたが、審査の結果、原案適正と認め、可決です。

議案第58号 平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、原案適正と認め、可決です。

議案第60号 平成28年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については、原案適正と認め、可決です。

議案第61号 平成28年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）については、原案適正と認め、可決です。

以上、報告を終わります。

議長（岸祐次君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岸祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

馬場委員長、自席へお戻りください。

続きまして、産業建設常任委員会岩崎委員長、お願いします。

[産業建設常任委員会委員長 岩崎信幸君登壇]

産業建設常任委員長（岩崎信幸君） 11番岩崎です。産業建設常任委員会の議案審査報告を行います。

産業建設常任委員会では、12月2日、本会議において議長に付託されました議案5件について、12月12日午前9時30分より委員会室において、委員全員、議長、執行側から町長、副町長、事務局長、所管課長、室長の出席のもと審査いたしましたので結果を報告します。

議案第51号 吉岡町勤労者住宅資金利子補給条例の一部を改正する条例は、日銀の低金利政策により金利が下落したため、住宅新築に係る金額、金利及び期間の見直しを図るためであります。利子補給金の額を300万円以内を1,000万円以内に、年利1分5厘の利率を1分に、3年以内とする期間を1年以内とするものであります。審査の結果、採決では、原案適正と認め、全会一致で可決であります。

議案第55号 道の駅よしおか温泉に係る指定管理者の指定については、指定管理者と

なる法人、株式会社吉岡町振興公社は、道の駅よしおか温泉を運営管理するに当たり、道の駅に求められている、1、道路利用者のための休憩所としての機能、2、道路情報、観光情報などの情報発信機能、3、地域の振興と交流を図る地域連携機能という基本的な機能のもとに管理運営しております。審査の結果、採決では、原案適正と認め、全会一致で可決であります。

議案第57号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、9月に確定申告を行っての調整による消費税の増額348万3,000円であります。原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第59号 平成28年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、退職手当組合負担金など195万5,000円の増額補正であります。原案適正と認め、全会一致で可決であります。

議案第62号 平成28年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）は、時間外勤務手当10万円の増額補正であります。原案適正と認め、全会一致可決であります。

以上、報告いたします。

議長（岸祐次君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岸祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

岩崎委員長、自席へお戻りください。

日程第2 議案第49号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例

議長（岸祐次君） 日程第2、議案第49号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありますか。

[「なし」の声あり]

議長（岸祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第49号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第49号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（岸祐次君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例は委員長の報告のと

おり可決されました。

日程第3 議案第50号 吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（岸祐次君） 日程第3、議案第50号 吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありますか。

[「なし」の声あり]

議長（岸祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第50号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[賛成者起立]

議長（岸祐次君） 起立多数です。

したがって、議案第50号 吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第51号 吉岡町勤労者住宅資金利子補給条例の一部を改正する条例

議長（岸祐次君） 日程第4、議案第51号 吉岡町勤労者住宅資金利子補給条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありますか。

[「なし」の声あり]

議長（岸祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第51号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[賛成者起立]

議長（岸祐次君） 起立多数です。

したがって、議案第51号 吉岡町勤労者住宅資金利子補給条例の一部を改正する条例は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第52号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関

する条例の一部を改正する条例

議長（岸祐次君） 日程第5、議案第52号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありますか。

[「なし」の声あり]

議長（岸祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第52号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第52号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（岸祐次君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第53号 よしおか温泉リバートピア吉岡及び吉岡町緑地運動公園（河川敷公園）に係る指定管理者の指定について

議長（岸祐次君） 日程第6、議案第53号 よしおか温泉リバートピア吉岡及び吉岡町緑地運動公園（河川敷公園）に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

討論ありますか。

[「なし」の声あり]

議長（岸祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第53号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第53号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[賛成者起立]

議長（岸祐次君） 起立多数です。

したがって、議案第53号 よしおか温泉リバートピア吉岡及び吉岡町緑地運動公園（河川敷公園）に係る指定管理者の指定については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第54号 吉岡町学童クラブに係る指定管理者の指定について

議長（岸祐次君） 日程第7、議案第54号 吉岡町学童クラブに係る指定管理者の指定につ

いてを議題とします。

討論ありますか。

[「なし」の声あり]

議長（岸祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第54号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[賛成者起立]

議長（岸祐次君） 起立多数です。

したがって、議案第54号 吉岡町学童クラブに係る指定管理者の指定については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第55号 道の駅よしおか温泉に係る指定管理者の指定について

議長（岸祐次君） 日程第8、議案第55号 道の駅よしおか温泉に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

討論ありますか。

[「なし」の声あり]

議長（岸祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第55号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[賛成者起立]

議長（岸祐次君） 起立多数です。

したがって、議案第55号 道の駅よしおか温泉に係る指定管理者の指定については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第56号 平成28年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）

議長（岸祐次君） 日程第9、議案第56号 平成28年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

討論ありますか。

[「なし」の声あり]

議長（岸祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第56号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[賛成者起立]

議 長（岸 祐次君） 起立多数です。

したがって、議案第56号 平成28年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第57号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算 (第4号)

議 長（岸 祐次君） 日程第10、議案第57号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありますか。

[「なし」の声あり]

議 長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第57号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第57号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第58号 平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号)

議 長（岸 祐次君） 日程第11、議案第58号 平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

討論ありますか。

[「なし」の声あり]

議 長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第58号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[賛成者起立]

議 長（岸 祐次君） 起立多数です。

したがって、議案第58号 平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第59号 平成28年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議 長（岸 祐次君） 日程第12、議案第59号 平成28年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありますか。

[「なし」の声あり]

議 長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第59号 平成28年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第59号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号 平成28年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第60号 平成28年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議 長（岸 祐次君） 日程第13、議案第60号 平成28年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

討論ありますか。

[「なし」の声あり]

議 長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第60号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[賛成者起立]

議長（岸祐次君） 起立多数です。

したがって、議案第60号 平成28年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第61号 平成28年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

議長（岸祐次君） 日程第14、議案第61号 平成28年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

討論ありますか。

[「なし」の声あり]

議長（岸祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第61号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[賛成者起立]

議長（岸祐次君） 起立多数です。

したがって、議案第61号 平成28年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第62号 平成28年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）

議長（岸祐次君） 日程第15、議案第62号 平成28年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありますか。

[「なし」の声あり]

議長（岸祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第62号 平成28年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第62号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（岸祐次君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号 平成28年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16 同意第3号 吉岡町公平委員会委員の選任について

議 長（岸 祐次君） 日程第16、同意第3号 吉岡町公平委員会委員の選任についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありますか。

[「なし」の声あり]

議 長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから同意第3号 吉岡町公平委員会委員の選任についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は同意です。

お諮りします。同意第3号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号 吉岡町公平委員会委員の選任については委員長の報告のとおり同意することに決定されました。

日程第17 同意第4号 吉岡町公平委員会委員の選任について

議 長（岸 祐次君） 日程第17、同意第4号 吉岡町公平委員会委員の選任についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありますか。

[「なし」の声あり]

議 長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから同意第4号 吉岡町公平委員会委員の選任についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は同意です。

お諮りします。同意第4号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第4号 吉岡町公平委員会委員の選任については委員長の報告のとおり同意することに決定されました。

日程第18 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議 長（岸 祐次君） 日程第18、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題

といたします。

議会運営委員長から所管事務のうち、会議規則第71条の規定により、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長（岸 祐次君） 異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

日程第19 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第20 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第21 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第22 予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第23 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議 長（岸 祐次君） 日程第19、20、21、22、23、各常任委員会の閉会中の継続調査について、吉岡町議会会議規則第35条により一括議題にし、採決はそれぞれ分離して行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、一括議題と決しました。

各常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、予算決算常任委員長、議会広報常任委員長から、所管事務のうち、吉岡町会議規則第71条の規定によりお手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

これからこの申し出5件を分離して採決します。

まず、総務常任委員長からの申し出についてお諮りします。

総務常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、文教厚生常任委員長からの申し出についてお諮りします。

文教厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、文教厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、産業建設常任委員長からの申し出についてお諮りします。

産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、予算決算常任委員長からの申し出についてお諮りします。

予算決算常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、議会広報常任委員長からの申し出についてお諮りします。

議会広報常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

日程第24 議会議員派遣について

議 長（岸 祐次君） 日程第24、議会議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付してあるとおり、議員研修のため議会議員を派遣することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（岸祐次君） 異議なしと認めます。

よって、配付のとおり議會議員を派遣することに決しました。

町長挨拶

議長（岸祐次君） 本日の会議を閉じる前に、町長の挨拶の申し入れを許可いたします。

石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町長（石関昭君） 閉会に当たりまして、一言挨拶をさせていただきます。

本議会におきましては、上程いたしました議案の全てを可決していただきまして、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

ことしもあとわずかとなりました。寒さも一段と厳しくなり、慌ただしい年の瀬を迎えることとなります。どうか健康には十分留意の上、ご活躍をくださいますようお願いを申し上げます。

結びになりますが、議員皆様におかれましても、また吉岡町にとりましても明るい新年を迎えることができますようにご祈念申し上げまして、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

大変お世話さまになりました。ありがとうございました。

閉会

議長（岸祐次君） これで本日の会議を閉じます。

以上をもちまして、平成28年第4回吉岡町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前10時07分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 岸 祐 次

吉岡町議会議員 村 越 哲 夫

吉岡町議会議員 坂 田 一 広